

## 厚生労働省の動向

2021年度冬の薬務課訪問について

## 協会活動

- ・ 防犯・有事委員会 トラブル事例アンケート結果報告
- ・ ドラッグストア振興議員懇話会 開催報告
- ・ 1月 月次活動報告
- ・ 議事録

## 2021年度 登録販売者試験情報

## 協会からのお知らせ

- ・ 調剤推進委員会主催「調剤報酬講演会のお知らせ」
- ・ 「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・ 「健康相談対応術研修」ご案内
- ・ 薬剤師賠償責任保険
- ・ 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省 他

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

北京の冬季オリンピックが4日に始まりましたが、オミクロンの猛威が続いています。

東京都で2万人越え、全国で10万人に迫る新規感染者。昨年8月のピークであった全国2万5千人越えなど、はるかに超える数字となっています。しかし、緊急事態宣言は出ていません。まん延防止等重点措置のまま推移しています。確かに、数は大変ですが、死者や重症化はあまり深刻化しておらず、今度は濃厚接触者による社会インフラの停滞が問題となっています。業界紙上には出ていませんが、ドラッグストア会員企業におきましても、感染者は出ており、交代や応援でしのいでいるのが現実と察しています。

3回目のワクチン接種、経口薬の普及を急ぎたい。そして、不要不急の外出は控え、三密を回避し、マスク、アルコール消毒を徹底して、生活インフラであるドラッグストア営業を続けていただきたいと願います。

**●厚生労働省の動向 連載その19**

- ・2021年度冬の薬務課訪問について

**●協会活動**

- ・防犯・有事委員会 トラブル事例アンケート結果報告
- ・ドラッグストア振興議員懇話会 開催報告
- ・1月度月次活動報告
- ・議事録

**●2021年度登録販売者試験情報****●協会からのお知らせ**

調剤推進委員会主催「調剤報酬講演会のお知らせ」

「健康サポート薬局研修」ご案内

「健康相談対応術研修」ご案内

薬剤師賠償責任保険

「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

**●行政・団体からのお知らせ**

厚生労働省、経済産業省

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

厚生労働省の動向 連載その19

**2021年度冬の薬務課訪問について**

—登録販売者の外部研修義務化など薬機法の施行との関連で—

今回は、薬機法施行との関係で協会の都道府県薬務課訪問をとりあげます。

**■ 薬務課訪問の狙い**

薬務課訪問は、法令施行の実務を担う行政当局（都道府県と保健所設置市）の薬務課長を協会の支部長が定期的に訪問することで、①ドラッグストアの認知度向上、②情報交換の促進、③連携の強化、を図るというものです。組織委員会（委員長：皆川友夫 ㈱アカカベ会長）が司令塔になって2014に開始、今では協会の最重要事業として定着しています。

一般に行政当局は個々の事業者とは会いませんし、ましてや課長が出てくることは極めて希です（同業他社の非難や告発を恐れて）。課長が出てきて面談できるのは、全国規模の業界団体の支部長という肩書の効力とあっていいでしょう。

毎年夏冬2回訪問していますが、特にこの冬の訪問では薬機法改正後の施行に関して有意義な意見交換ができました。

**■ 登録販売者外部研修の対象者の範囲**

本年4月から登録販売者の外部研修が義務化されます。この場合の対象者の範囲はどこまでか、これを明確にしておくことが必要です。省令上は「その店舗において業務に従事する登録販売者」と規定されていますので一見して明らかですが、念のために支部長の薬務課訪問時に「本部勤務の登録販売者」や「産休・育休中の登録販売者」は対象外であることを確認してもらいました。現在までのところ、これを否定する見解はどここの都道府県からも示されていないので、この問題は決着したものと思われまます。

**■ 外部研修の受講はいつから義務か**

次は、外部研修の受講はいつからか、という問題です。省令上は「毎年度受講させなければならない」と規定され、具体的にいつから研修を受けさせねばならないのか、文言上明らかではありません。外部研修は通常年度単位に前期と後期から構成され、両方とも受講した場合に受講証が発行される仕組みとなっています（一部例外があるかもしれませんが）。そこで支部長から「年度途中からの勤務者の場合、次年度からの受講でよいですね」と薬務課長に確認してもらったわけです。結果は次表のとおりです。

**年度途中勤務者の外部研修受講義務（薬務課の回答）**

ブロック	次年度からの受講で OK
東日本	茨城県、群馬県、川崎市
中部	愛知県、静岡県、富山県
西日本	奈良県、滋賀県
九州	福岡県、熊本県、熊本市

「次年度からの受講で OK」との回答は多くはありませんが、全国すべての薬務課を訪問できたわけではありませんし、直ちに回答をもらえなかったところもありますので、こんなものでしょう。それよりも重要なのは「本年度からの受講が法令上の義務だ」という回答がなかったという点です。このため、今後万一行政当局から「年度途中から受講するように」と言ってきたら、「それは法令上の義務ですか、それとも勧奨ですか」、「他の自治体では次年度からで OK といっている」と反論できるというわけです。協会としては、このような活動を通じ、途中勤務者の受講義務は次年度からという取扱を事実上のルールにしたいと考えています。

ただし、本部勤務者に任意で受講させることは何の問題もありませんし、また途中勤務者に、可能などから研修に参加させることも何の問題もありません。法令上の義務でないというだけで、業界の課題となっている登録販売者の資質向上の観点からは、むしろ望ましいともいえるのではないのでしょうか。

**■ 登録販売者の管理者要件その他の課題**

今回の薬務課訪問ではとりあげませんでしたが、昨年8月から施行の登録販売者の管理者要件の見直しに関して実務上の疑問や問題が出てくるのが予想されます。例えば、管理者になれる過去5年の勤務を証明する書類はどこまで認められるのか、などが挙げられます。このため、法制委員会（委員長：関伸治 ㈱セキ薬品会長）では会員からの疑問等を集約し、厚生労働省と協議・解決していきたいと考えています。遠慮なく事務局までご連絡下さい。

**■ 「濫用薬」問題の指摘は激減**

これまでの薬務課訪問ではほとんどの都道府県で濫用薬の適正販売が要請されていましたが、今冬の訪問では激減したような印象です。もちろん会員企業の真摯な取組の成果ですが、アラートシステムの導入や（会員店舗の約8割）、厚生労働省調査による適正販売比率が51.9%→69.1%→73.4%と、2年前と比べると劇的に改善してきたことを示す資料を薬務課に提供し、支部長に説明していただいたことも効果的だったと思われまます。ご協力ありがとうございました。

**■ 引き続き薬務課訪問に御協力を**

支部長自らが年2回訪問するのは大変です。とはいえ、支部長の尽力で大きな成果をあげています。薬機法関連以外にも「災害援助物資協定」の締結につながった事例もありますし、今日のコロナ禍の下における、PCR検査や医療用検査キットによる無償検査への協力など行政当局から感謝される場面も増えていきます。引き続き御協力をお願いする次第です。

【文責 中澤】

店舗における防犯・有事関連のトラブル事例に関するアンケート調査  
結果報告について

はじめに

店舗における防犯・有事関連のトラブルに関しては、近年の気候変動に伴う災害被害の甚大化、SNSの普及やレジ袋有料化、コロナ禍等の社会情勢の急激な変化に伴い、量的にも質的にも変化しており、店舗運営上の大きなリスク要因になっているのではないかと意見が委員会において出され、今回、会員企業の皆様にアンケート協力をお願いしました。

多くの企業から回答をいただきました。ご協力頂き誠にありがとうございました。頂いた回答・ご意見より会員企業の安心・安全な運営を支援するための活動を委員会で検討して参ります。

今回、皆様から頂いた回答事例や各社の取り組み内容、当会会員企業であり防犯・有事委員会の委員でもある総合リスクマネジメントを展開されている(株)エス・ピー・ネットワークからのアドバイスをまとめましたのでご報告致します。今後の皆様の店舗運営においてお役に立てば幸いです。

2022年2月 日本チェーンドラッグストア協会  
防犯・有事委員会 委員長 石田 岳彦

1. 調査の状況

- 1) 対象対象 JACDS 正会員（小売業）：125（109）社
- 2) 調査方法 2021年10月22日（月）アンケート調査票の発送（E-mailによる事務連絡）  
別紙：店舗における防犯・有事関連のトラブル事例に関するアンケート回答票参照

2. 回収状況

- 1) 調査票の発送 109社（19,568店舗）※第21回日本のドラッグストア実態調査会員店舗数
- 2) 回収数 32社（12,478店舗）  
回収率 29.4%（店舗カバー率63.8%）

3. アンケート集計結果報告

【回答選択肢について】以下の設問に共通

- ①発生頻度：会社としての認識（イメージ）について回答を依頼  
◎多発している ○発生はしている ×ほとんど発生していない
- ②担当認識：担当者としての状況認識について回答を依頼  
◎重要課題として認識 ○課題、問題として認識している ×課題、問題ではない
- ③会社対応：会社としての対応状況について回答を依頼  
◎重要課題として対策実施 ○課題として対策検討中 ×未対応（被害届提出のみ含）

1) 万引き、大量窃盗について

	①発生頻度			②担当認識			③会社対応		
	◎	○	×	◎	○	×	◎	○	×
A) 万引き、大量窃盗									
高齢者による万引き被害	0	21	11	6	22	4	6	17	9
転売目的と思われる大量窃盗	9	19	4	23	7	2	23	7	2

近年、高齢者による万引きについて報道などでも問題として取り上げられるケースが増えているが、ドラッグストア業界においては重要課題と認識される傾向は比較的に小さく、転売目的の大量窃盗が問題とされていることが改めて明らかになったといえる。

【万引き、大量窃盗に関する補足コメント】

特に、転売目的による大量窃盗については、外国人による窃取の傾向が高いため、車両で来店する外国人グループ（2～3人組が多い）や、買い物カゴに同一商品を複数入れて店内回遊しているなど。

また、事前にバッグの内側にアルミホイルで特殊加工し防犯センサー反応を逃れる加工を施した大型バッグ等を使用する犯行も多発しているため同様に注意が必要と思われます。また、犯行に及ぶ前に一度店内の下見をするケースもあり、これにより物色時間を短時間に済ませ、犯行時間を短くすることで店舗に気付かれないということもあります。

時期により被害品の内容は変わってくると思いますが、面倒でもできるだけ高額品については空箱陳列することと、店内防犯カメラの設置位置や画角などは不審者及び行動を捉えることができるように調整しておくとい良いでしょう。

2) 万引き以外の犯罪について

	①発生頻度			②担当認識			③会社対応		
	◎	○	×	◎	○	×	◎	○	×
<b>B) 万引き以外の犯罪</b>									
盗品等を持ち込んでのレシート紛失詐欺	0	10	22	6	14	12	9	8	15
購入商品破損などの不備、自販機故障を装ったクレーム詐欺	0	10	22	7	12	13	10	7	15
自治会費、看板広告費などの集金詐欺	0	3	29	5	8	19	6	7	19
消火器設置・メンテナンス詐欺（法的にグレーゾーンなものを含む）	0	0	28	5	11	16	7	8	17
募金協力依頼詐欺	0	1	31	5	8	19	6	7	19
従業員に対するストーカ行為	2	16	14	8	18	6	7	17	8

従業員に対するストーカ行為以外では、「ほとんど発生していない」回答が60%以上となっているが、担当認識・会社対応では半分前後が課題、重要課題として回答されている。

【詐欺行為に関する補足コメント】

「お客様が店内で落とした財布を従業員が誤って別の人に財布を渡してしまいクレームになった」という事例報告がありました。この事例では詐欺案件も多くあり、遺失物の取り扱いには十分な注意が必要です。このような詐欺行為は、多発している訳ではありませんが、実はそれが盲点となり意識が低いところを狙われることや、狙いではなかったものの行きがかり上で犯行に及ぶというケースがあります。したがって、遺失物法の正しい理解と取扱い方法を習得しておく必要があります。

また、従業員に対するストーカ行為に関しては、半数以上の企業で発生を認識しており、課題、重要課題として75%の企業が回答している。

【ストーカ行為に関する補足コメント】

警察に対して効果的に対応を依頼するためには、情報（継続性・反復性）の収集、記録が重要となります。

従業員を守るための警察への相談などを適切に実施していなかった場合、企業が訴えられる

リスクがあることにも注意が必要です。

そもそもストーカー（つきまとい）行為としては“勘違い”ということも考えられますので、相手に勘違いされない程度のサービス対応は必要です。また、万一そのような行為が始まった場合に、まずは拒否の姿勢及び言動を行う必要があります。これにより、相手の勘違いは解消されますので、これ以上の行為に及ぶのであればその意図は明らかとなる訳です。

3) 悪天候時における店内、駐車場でのケガ、事故等について

	①発生頻度			②担当認識			③会社対応		
	◎	○	×	◎	○	×	◎	○	×
C) 悪天候時における店内、駐車場でのケガ、	◎	○	×	◎	○	×	◎	○	×
濡れた床での転倒事故	2	17	13	16	11	5	17	10	5
強風で吹き飛んだ店舗什器、備品などによるケガや車の破損等	3	14	15	16	12	4	16	11	5

半数以上の企業で発生を認識しており、80%以上の企業が課題、重要課題として回答している。特に、近年の超高齢社会の進展に伴い、従来であれば事故にならなかったような小さな段差や濡れた床での事故の発生増加のみならず、転倒による骨折などの重傷事例の増加もみられることから、後期高齢者の来店を前提にした店舗における対策の見直しの検討が場合も想定される。

【店内、駐車場でのケガや事故に関する補足コメント】

店内での事故については、店舗側に明らかな瑕疵が無かったのか？という部分が争点になり得ます。したがって、お客様に安全にお買い物をして頂ける店舗作りが営業時間中は必要になります。また、駐車場での事故については、状況により対応は変わってくるのですが、基本的には便宜上駐車場を用意している訳ですので、その利用についてはお客様自身の一定の責任が存在します。しかしながら、店内同様に明らかな店舗側の瑕疵があれば、当然、店舗側の責任は免れませんので、店内外問わずにお客様にご利用を許す場所、提供する物については安全に対する配慮を忘れてはいけません。

ファーストコンタクトに遭遇する可能性の高い、パート・アルバイト従業員の初期対応については、お客様の安全を優先に配慮しつつ、事実の確認と現場の確認（写真・防犯カメラ映像保存）や第三者（通報者・目撃者）の確保が重要となるが、対応については上司他、複数名での対応が必要であり、且つ、頻度の高い「店内転倒事故・駐車場内の事故」などに関しては対応マニュアルや事例研究等の研修による従業員へのサポートと対応不備に起因するロスタイム・コストの削減にも有効でしょう。

4) クレーマー、カスタマーハラスメント事例について

(1) コロナ禍における事例

- ・店舗の感染対策が不十分であると主張し、執拗に従業員を責める
- ・コロナの影響で品薄の商品（チリ紙）の複数購入をお断りすると逆上、激怒
- ・マスクで声が聞こえにくい、お釣りをトレーで渡す、挨拶をしない等の苦情
- ・コロナ禍における苦言（マスク着用拒否、距離不保持、消毒等の過剰要求など）
- ・マスク未着用で来店。店舗のルール上、入店を断ると激昂。
- ・科学的根拠は何だとスタッフ迫る。

(2) 店頭での従業員に対するカスハラ、不当要求等

- ・大声を出し威嚇する、不当・横暴な要求(従業員解雇含む) や金銭要求
- ・要求が通らないと大声で文句を言う、罵声を浴びせるなど。

- ・ 女性従業員に対してのみレジや調剤待ち時間を短縮するよう過剰な要求。
- ・ 店員の対応に対する事例※感じが悪いなど 過度謝罪の要求 土下座等
- ・ 数か月前の購入商品、パッケージ破損等再販不可の商品返品等 ※同様他 2 件有
- ・ 無理な価格要求 サンプルの要求
- ・ 数時間に及ぶ長時間の拘束を伴ったクレーム
- ・ 暴言を含んだ必要以上のクレーム

(3) 店頭以外のカスハラ、不当要求等

- ・ 電話による長時間の拘束 (30 分以上同じ話の繰り返し)
- ・ 電話による過剰要求 (社長に代われ等) ※同様他 2 件有
- ・ 電話による暴言・恫喝・強要 (今から家に来い、商品券をよこせ 等)
- ・ 非通知電話以外に SNS やメールなど匿名性の高いツールでの罵詈雑言
- ・ 従業員への付きまとい、ストーカー行為、勤務時間中の待ち伏せ
- ・ 従業員に対して度を越えた誹謗中傷 (インターネットを利用したものを含む) を行う
- ・ 会社として謝罪文を出すことを強要する
- ・ 万引き扱いされ監視されたとの被害妄想による複数回に渡るクレーム

(4) 従業員同士の問題

- ・ 店舗内のセクハラ、パワハラ

【クレーマー、カスタマーハラスメント事例に関する補足コメント】

「カスハラ」に関しては、言葉の独り歩きに注意が必要です。よくよく確認すると従業員側の対応に問題があったケースもあることから、従業員からの報告に対しては慎重な対応も必要となります。カスハラの定義をしっかりと認識することが重要です。

カスハラを受けた従業員がメンタル不調を来すリスクを考慮し、企業・店舗として従業員を守る体制整備、普段からの声掛け等が重要になります。従業員から会社の体制不備を訴えられるリスクも考慮が必要です。

カスハラを甘んじて受ける必要はなく、毅然とお断りする姿勢を持つことが重要になります。また、クレームの中には要求に応じる部分と、明らかに不当・過大な要求が混在している場合も多く存在します。店舗側のミスで与えた損害については、当然その責を負う必要があります。その責を超える要求についてはお断りする必要があることを理解するべきです。これを、甘んじて受けその場しのぎの対応を行うと、皆さんの大切なお客様をクレーマー化させてしまうことにもなり得ます。

5) 従業員、取引先による不正行為について

	①発生頻度			②担当認識			③会社対応		
	◎	○	×	◎	○	×	◎	○	×
<b>E) 従業員、取引先による不正行為</b>									
レジにおける現金着服、ポイントカード不正利用等	1	14	17	21	8	3	21	7	4
店舗在庫の横流し、不正持ち出し等 (オークション転売含)	1	8	23	15	10	7	15	9	8
試供品、販促物等の横流し、不正持ち出し等 (オークション転売含)	1	8	23	12	11	9	12	10	10

レジにおける現金着服、ポイントカード不正利用等は半数近い企業で発生を認識しており 65%以上の企業が重要課題として認識している。また、店舗在庫、試供品、販促物の横流しや不正持ち出しについて発生頻度はそれほど多いという認識はされていないが、半数近い企業で重要課題として認識されている。

**【従業員、取引先による不正行為に関する補足コメント】**

規定やルールを定めるのは大前提となりますが、これを定めることが目的ではなく不正をさせないことが目的となりますので、しっかりと守られているかモニタリングを定期的に行う必要があります。また、この規定やルールに違反した場合には、例外なく取引停止や懲戒処分など罰則規定も定め履行する必要があります。ここを甘くすることで、定めた規定やルールは形骸化し不正が常態化してしまいます。

また、いつも来社される取引先担当者なので安心と思いがちですが、顔見知りという安心感からノーマークになり、不正の機会を与えることになり得ます。信頼はするものの“性悪説”という点も考えておく必要があるのです。

**4. おわりに ～今回のアンケート結果を踏まえてのお願い～**

今回、アンケート回収結果を防犯・有事委員会において検討した際に、発生した事例とその対応に関する情報共有が各社における対策の検討・実施において非常に有効ではないかとの意見が出されました。すでに稼働している大量窃盗情報の共有と同様に、ドラッグストア業界全体としての共通した課題解決のためにも積極的な事例の報告をお願いします。

また、非常にデリケートな問題で事務局に相談することが難しい場合は、JACDSとして(株)エス・ピー・ネットワーク（以下 SPN）と契約をしており、SPN へ直接相談することも可能です。（会社本部責任者の方からを想定しております。協会会員である事をお伝えください）

SPN への最初の相談・アドバイスは無料で対応いただけることになっています。無料範囲で解決できる保証はいたしかねますが、クレーム、トラブル対応は初期対応が非常に重要です。お気軽に以下の問い合わせ先窓口までご相談ください。

(株)エス・ピー・ネットワーク 担当：片山

TEL：03-6891-5557（直通）

Mail：h-katayama@sp-network.co.jp

以上

お問合せ先：日本チェーンドラッグストア協会 防犯・有事委員会  
事務局：植栗・山田  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル  
[TEL:045-474-1311](tel:045-474-1311) FAX:045-474-25 E-mail:sec@jacds.gr.jp

## ドラッグストア振興議員懇話会(公明党議連)と政策懇談会を行う

1月19日(水)17時から45分間、衆議院第一議員会館1階「多目的ホール」において、公明党様の議連であるドラッグストア振興議員懇話会とJACDSとの政策懇談会が開催されました。

公明党・ドラッグストア振興議員懇話会の出席者は、勇退された石田祝稔氏に代わり新会長となられた竹内 譲衆議院議員、事務局長の濱地雅一衆議院議員ほか、秘書が10数名参加しました。JACDSからは樋口副会長、根津副会長、田中事務総長、中澤専務理事、石田理事、森理事の計6名の参加でした。

竹内新会長の挨拶に続き、JACDSを代表して樋口副会長が挨拶をされたのち、JACDSの政策要望の全体説明が、森理事からありました。

内容は次の5点。

### 【医療提供体制の充実(感染症有事含む)に係る要望】

- (1) 検査体制充実等の対応力強化の観点から、
  - ① 医療用抗原検査キット等検査・診断薬のスイッチOTC(一般用医薬品)化
- (2) 医療人材の確保等の対応力強化の観点から、
  - ② ワクチン等接種に向けた薬剤師の注射行為の実現

### 【日本経済の活性化に係る要望】

- (3) 国民皆保険の堅持とセルフメディケーション促進、女性の活躍応援等の観点から、
  - ③ 緊急避妊薬等医療用医薬品のスイッチOTC化
  - ④ 患者の通院にかかる負担を軽減するリフィル処方の導入
- (4) 行政手続の効率化を促進する観点から、
  - ⑤ 都道府県等の手続書類における書式の統一化

その後、資料内容に沿った詳細説明を田中事務総長が行いました。

公明党の参加議員からは「緊急避妊薬をもっと進めていきたい」「リフィル処方導入が決まった。進めていかなくてはならない」「抗原検査キットの無料検査を薬局ではなく、店舗販売業でやれるようにする意見を国会で出していく。壁は高いが、言っていなくては始まらない。理論武装したいので協力をお願いしたい」という意見がありました。

今後も、与党である公明党の議連と有意義な政策懇談会を開催し、業界の要望を粛々と実現に向けて進めていきたいと思っております。



**JACDS 1月 月次活動報告**

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
1月14日(金) JACDS東京事務所 11:30~14:00	第6回登録販売者委員会	1. 薬機法改正についての意見交換 ・登録販売者外部研修の義務化について ・管理者要件の緩和について 2. 登録販売者実態調査 進捗報告 3. ドラッグストアショーの企画について 4. その他 ・次回の開催日程と内容	7名
1月21日(金) JACDS東京事務所 (リモート参加有) 13:30~15:00	第8回業務執行理事会	1. 理事の他薦状況について 2. 2022年度調剤報酬に対するパブリックコメントについて 3. 新型コロナウイルスに関する対応状況について 4. 公明党との政策懇談会報告について 5. セルフメディケーション税制延長について 6. 規制改革調剤業務の効率化問題の進捗報告について 7. その他 報告事項について	9名
1月21日(金) JACDS東京事務所 (リモート参加有) 15:30~16:30	第165回定例会合同記者会	1. 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会から口 1) 新型コロナウイルス対応について 2) 厚生労働省「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG」の設置について 3) 第22回JAPANドラッグストアショーについて 4) ドラッグストアMD研究会新春政策セミナー ライブ配信に変更 5) ブロック総会の開催予定(1月20日現在) 6) 次回の開催案内 2. 一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 活動報告 3. 一般社団法人日本置き薬協会 なぜ高い! 配置従事者の身分証明書手数料 東京都業務課長へ取材 受益者負担原則だが有効期間延長を国に請願を示唆	約30名
1月26日(水) リモート 10:00~12:00	第6回SDGs推進委員会	1. 委員長挨拶 2. 第22回JAPANドラッグストアショーでのイベントについて 3. CEPIに関する委員会、協会としての検討・確認事項について 4. 来季の活動テーマについて 5. その他	8名
1月27日(木) リモート 13:00~15:00	第4回業界システム化推進委員会	1. 委員長挨拶 2. 電子タグ(RFID)の普及推進について 3. 流通BMS インボイス対応について 4. 次回のスケジュールについて	13名

**会議議事録**

**2021年度 第3回 学術・調査研究委員会 議事録**

日時: 2021年11月9日(火) 16:00~18:00

場所: JACDS 東京事務所・リモート開催

リアル出席者:

委員長 櫻井 清 ((株)丸大サクラ中薬局  
代表取締役)

副委員長 杉浦 伸哉 (株式会社スギ薬局 常務取締役)

委員 木根 崇臣 ((株)ツルハホールディングス  
能力開発本部 本部長)

委員 本橋 勝 (ウエルシアホールディングス(株)  
総務部 渉外担当部長)

委員 荒木 文明 ((株)MCCマネジメント 管理本部  
人材開発部 人材事業推進課 課長代理)

リモート出席者:

委員 平井 健吾 ((株)MCCマネジメント 管理本部  
人材開発部 教育課 主事)

オブザーバー 田中 浩幸 (一社)日本チェーンドラッグストア協会  
事務総長

事務局 横田、山田、窪山

内容: 櫻井委員長、杉浦副委員長からの挨拶、委員の自己紹介の後、以下の内容に関して検討、意見交換を行い、次のことを決定した。

**1. 受診勧奨ガイドラインの作成について**

- 1) 受診勧奨ガイドライン作成のために、委員から資料を提出していただいたが、登録販売者向けにはレベルが高すぎると思われる内容が多く寄せられた。
- 2) そのため、杉浦副委員長から以下の提案があり、検討の結果、委員会としての今後の進め方の基本とすることとなった。
  - ・受診勧奨ガイドラインのゴールは2つ。1つは登録販売者に簡単に使ってもらえるツールの作成。もう1つはそれをより有効的に使えるようになるための教育ツールの作成。
  - ・参考図書を使った受診勧奨の活動をまず行い、参考図書を使ってみた声を集めて次の活動に反映してはいかがか。
  - ・1社数店舗の参加でも5社あれば 15 店舗になる。参考図書のチャートに掲載されていることに注意して接客し、意見をもらうだけでも次につながると思う。
- 3) 受診勧奨に関する実証実験の自社での取り組みに対する委員からの意見については以下の意見が出された。
  - ・通常の対応では社内規定、倫理委員会での承認などハードルが高く、難しい。
  - ・可能である。
  - ・研修の一環というかたちをとれば可能である。
- 4) 対象とする症状について。
  - ・コロナ禍で風邪を対象にした場合、熱があると全て受診勧奨になる可能性がある。
  - ・年末年始は胃腸の相談が増える。

- ・やりやすいのは目薬だが、参考図書に掲載されていない。
- ・腰痛など外科的なレッドフラグサインがあるのであればやりやすいのではないか。
- ・例えば胃痛で行うのであれば、症状が胃に出る肺炎、盲腸、心筋梗塞も胃に来るといわれており、これらを教えておく必要がある。
- ・風邪のうち「せき」と「鼻」に症状を絞ってはどうか

5) 今後の活動についてのとりまとめ

- ・症状は、風邪のうち「せき」と「鼻」のほか、「下痢」「腰痛」とする。
- ・参考図書にある4つの症状のフローに加える注意事項と調べたいことを委員に提出してもらい、活動の資料として事務局が取りまとめ、委員に送付する。
- ・各社の状況に応じた活動を行う。準備が整い次第開始できる企業は12月から、社内研修の一環として行う企業は1月の研修にあわせてスタートとする。

2. 参考資料の著者への対応について

- ・参考図書の著者にはタイミングをみて事務局からコンタクトをとり、著書をベースに受診勧奨の活動を行うこと等の承諾を得る。

3. その他

- ・次回開催については、委員長、副委員長にご調整いただいたのち、メールベースで日程を調整して決定する。

以上

**2021年度 第3回 調剤推進委員会 議事録**

日時 2021年11月19日(金) 10:00~11:30

場所 JACDS東京事務所(虎ノ門)5F会議室

出席者

(厚生労働省)

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課企画官 太田美紀

指導官 川上 貴裕

主査 小川 はるか

(JACDS)

委員長 榑原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長  
協会副会長(中部ブロック長)

委員 久保 聡 (株)スギ薬局 取締役医療戦略部 部長

委員 本橋 勝 ウエルシアホールディングス(株) 総務部  
渉外担当部長

委員 佐口 弥 中部薬品(株) 常務取締役

委員 山邊 正史 (株)コクミン 調剤本部 本部長 兼  
調剤企画部 部長(RM)

委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストアー  
ウエルネス事業本部(RM)  
調剤運営部 ゼネラルマネージャー

委員 福田 直樹 (株)トモズ 薬剤部(代理 RM)

委員 白井 学 (株)MCCマネジメント  
ウエルネス事業推進本部  
調剤事業部薬事課(RM)

(オブザーバー)

関口 周吉 (株)龍生堂本店 代表取締役社長  
(JACDS勤務薬剤師委員長)

田中 浩幸 JACDS業務執行理事 事務総長

(事務局)

中澤 一隆 JACDS業務執行理事 専務理事

宮崎 弘之M

片桐 佐和子M

議事

1. オンライン服薬指導のルールの見直し

厚生労働省から見直し案が示され、意見交換。

委員会で取りまとめた協会要望がおおむね反映されており反対意見はなかったが、今後の研修の取り扱いなどに関して要望(広く誰でも参加できるようなものとする。社内研修でも可とすること)が出された。

2. 抗原検査キットの広告等の解禁

厚生労働省から解禁案が示され、意見交換。

実際の広告・陳列方法について質問が相次いだ。実物の陳列が薬局内に限られる以外は全面的解禁である旨の説明があった。ただし医療用医薬品であるため、9月27日通知の取り扱いの基本には変更がないことが強調された。

以上

**2021年度 第4回 防犯・有事委員会 議事録**

日時:2021年11月29日(月) 16:00~17:45

場所:JACDS虎ノ門本部事務所会議室(リモート併用)

出席

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)

委員 篠田 一 (ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)

委員 佐々木 宏((株)ウエルパーク 総務経理部 部長)

委員 宮崎芳明((株)エス・ピー・ネットワーク常務取締役)

委員 森田久雄((株)エス・ピー・ネットワーク

コンサルティング部部長代理)

委員 片山寛貴((株)エス・ピー・ネットワークコンサルティング部

コンサルティング課 シニアコンサルタント)

事務局 植栗、山田

欠席

委員 館野 純一((株) マツキヨココカラ&カンパニー

グループ管理統括 総務企画室 SDGs 推進専任部長)

内容:石田委員長からの挨拶の後、以下の議事に関して検討を行った。

1. 店舗におけるトラブル事例に関する会員企業アンケート回答結果の報告と今後の活動テーマ検討について

事務局より資料1について説明を行った。その後検討を行い、以下の意見が出された。

- ・アンケートの回答結果に対して更なる深掘りアンケートを実施し、会員企業で実際に発生した事例とその対応について共有すると各社での対応について役立つのではないか。
- ・財布を落としたお客様に従業員が誤って別の人に財布を渡してしまった事例では、詐欺案件も多くあり、遺失物の取り扱いには十分な注意が必要であるとの意見が出された。
- ・「カスハラ」に関しては、言葉の独り歩きに注意が必要である。よくよく確認すると従業員側の対応に問題があったケースもあるため、従業員からの報告に対しては慎重な対応も必要である。カスハラの実態をしっかりと認識することが重要である。
- ・カスハラを受けた従業員がメンタル不調を来すリスクを考慮し、企業・店舗として従業員を守る体制整備、普段からの声掛け等が重要である。従業員から会社の体制不備を訴えられるリスクもある。

- ・回答結果を見ても「ストーカー対策」は重要度が高く、委員会でテーマとして取り上げてはどうか。また、警察に対して効果的に対応を依頼するためには、情報(継続性・反復性)の収集、記録が肝心である。
- ・今回の回答結果とこれを踏まえての注意喚起(従業員向け・企業経営層向け)を会員企業に共有すると共に、具体的事例収集のアンケートを実施することを決定した。SPN様には注意喚起にあたっての知見について提供をお願いする。

**2. ロス対策士の取組に関する委員会としての対応の検討について**  
事務局より資料2の説明を行った。その後検討を行い、以下の意見が出された。

- ・教育ツールとしての有効性はあるかもしれないが、公的な認定ではないこと、企業ごとに状況が異なることを踏まえ、紹介にとどめておく方が良いのではないかと。
- ・上記意見を踏まえ、今回はあくまでも情報の紹介・共有にとどめることを決定した。

**3. 大量窃盗情報共有の状況報告と登録推進について(京都での大量発生報告含)**

事務局より資料3の説明を行った。その後検討を行い、以下の意見が出された。

- ・警察との情報共有が進めば、会員企業への参加を促す際のアプローチとして役立つのではないかと意見が出された。
- ・警察からの注意喚起も連続するとマンネリ化してしまうため、従業員に対するロス対策に関する教育が重要になると思われる。
- ・地域毎の企業担当者による情報共有、研究会を開催してはどうかとの意見が出された。
- ・共有を実施していない茨城県、群馬県に関しては警察本部とのコンタクトを取ることを検討してはどうかとの意見が出された。

**4. 物資支援協定アンケートの実施について**

事務局より資料4の説明を行い、検討の結果、2022年1月に2年ぶりのアンケートを実施する事を決定した。

**5. その他**

次回開催について

- ・2022年度第5回開催については以下の候補で調整を行う。  
日時:2月2日(水)または3日(木) 16時~18時  
場所:JACDS本部虎ノ門事務所

以上

- 出展案内送付先、テレマーケティングについて説明をした
- 最重点企業出展促進状況について説明をした
- 重点企業出展促進状況について説明をした
- 地方自治体、団体へのアプローチを実施している
- 中国企業にアプローチ予定
- 翻訳はどうするのか
- 出展者側で用意するのではないかと

**2. JACDS 正会員出展について**

- ・今回も6小間制限を設ける
- ・出展ゾーンは各社自由に決める

**3. 「for ビジネス」会場出展促進について**

- ・開業支援関連企業を誘致すれば、ドクターも自然に集まるのではないかと
- ・ベンチャー系企業も出ていただけるのではないかと
- ・リテールテックの出展企業も出ていただけるのではないかと

**4. 食と健康ゾーン出展概要・促進について**

- ・事務局より説明をした
- ・分科会の検討内容については実行委員会で共有をする

**5. WEB広告について**

- ・各企業にお願いをするのか、お金を払ってでもやるのか線引きが必要
- ・新聞に折り込み広告を入れるのか→エリアや部数、SDGs
- ・QRを入れたらアンケートも取れるのではないかと
- ・アンケートを会員企業にとって確認をする

**6. 次回の開催について**

- 第4回  
日時:令和4年2月18日(金)15:00~17:00
- 第5回  
日時:令和4年4月19日(火)15:00~17:00
- 第6回  
日時:令和4年5月25日(水)15:00~17:00

**7.その他**

SDGSゾーンについて

- ・出展ゾーン、SDGs委員会の取り組みの紹介、出展社の取り組み紹介などについて、すべて集約する

以上

**第4回次世代部会 議事録**

- 日時:令和3年12月7日(火)14:00~15:00
- 場所:一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 本部
- 参加者: 松本部会長、関口副部会長、江黒委員、大賀委員、櫻井委員、関委員、田中顧問
- リモート参加者: 皆川委員、杉浦委員、佐藤委員
- 欠席者: 長基委員、富山委員、青木委員、尾池委員、奥谷委員、鶴羽委員、米原委員
- 部会長挨拶
- 新メンバーについて
  - ・事務局より紹介
  - ・関委員よりご挨拶をいただいた
- 検討内容
  - トランスコスモス様より3つのテーマ(案)を出していただき、ご説明いただいた
  - 1)リモート接客の推進

**第22回JAPANドラッグストアショー 第3回実行委員会議事録**

- 日時:令和3年12月7日(火)14:00~17:00
- 場所:(一社)日本チェーンドラッグストア協会本部(リモート併用)
- 会場参加者: 大賀実行委員長、櫻井副実行委員長、佐久間委員、館野委員、村松委員、松本顧問、関顧問、江黒顧問、根津特別顧問、田中特別顧問
- リモート参加者: 佐藤委員、米原委員、杉浦顧問、皆川顧問、松井サポート企業
- 欠席者: 長基委員、青木委員、尾池委員、奥谷委員、関委員、富山顧問
- 大賀実行委員長挨拶

**1. 出展促進活動進捗状況について**

- ・現在の申し込み状況について、ドラッグストアショー推進事務局より報告
- ・まだ締め切りまで、期間があるため、申込はあまり多くない

- ・アメリカの状況について説明、人手不足や不採算店舗の閉店
  - ・かかりつけ医化
  - ・棚にQRがあり、ビデオ通話で説明をする
- 2) 業界ナレッジベースの構築
- ・業界共通のFAQを用意、内部・外部向け
- 3) フードデリバリー連携
- ・ウーバー、WALT、DOORDASH、DEMAECAN
  - ・価格に30%上乘せする
- 委員からの意見
- ・フードデリバリーは価格が合わない。大手ならヤマトや佐川とかで契約して出来るかもしれない。24h500円で1BOX出来るのなら面白いかもしれない。重たいものがウーバーでは運べない。また、全国一律でサービスがないと出来ない。価格が明確なために乗せ出来ない。コンビニで代替品がそろってしまう。
  - ・FAQは製薬メーカーにお金を出してもらって、AIで回答出来るのではないか。飲み合わせの問い合わせが多い。ナチュラルメディスンデータベースの内容は唯一回答できる公認の本があるが、活用できないか。Ubieというサービスは自動問診のサービスをやっている。自演ツールを使って接客をしていくことを考えるべきである。注意すべきは薬剤師の価値がなくなり、コンビニなどの進出を許してしまう。
  - ・リモート接客は誰を対象に何が出来るのかという案をだしてほしい。
  - ・物流フィーは地域により違う。
  - ・OTCを正しく使っていくためのナレッジベースやツールをつくる価値はあるのではないか。
- ※次回は特に2番を中心に検討を実施する。

以上

### 2021年度 第6回SDGs推進委員会 議事録

日時: 2022年1月26日(水) 10:00~12:00

場所: リモート

出席者

- 委員長 徳廣 英之 (株)モズ 代表取締役社長
- 委員 倉持 宗一 ウエルシアホールディングス(株) 社会環境推進担当
- 委員 舘野 純一 (株)マツキヨココカラ&カンパニー グループ管理統括 総務企画室 SDGs推進専任部長
- 委員 武隈 健司 (株)MCC マネジメント 総務企画部 オフィスマネジメント課 主査
- 委員 瀧 勉 (株)インスタマーケティング 代表取締役社長
- 委員 佐々木 誠 国分グループ本社(株)ヘルスケア統括部 副部長

事務局 田中事務総長、山田マネージャー、西澤

欠席者

委員 関 光彦 (株)PALTAC 常務執行役員 店舗支援本部長

内容: 徳廣委員長の後、以下の内容について検討、意見交換が行われた。

#### 1. 第22回 JAPAN ドラッグストアショーでのイベントについて

- ・会議棟を使用するセミナーは行わない。
- ・会場内のセミナールームを使用したセミナー開催、イベントステージの利用は考えられる。会場を利用した活動報告などの展示については今後詳細を検討する。

- ・会場で使用するエネルギーをグリーン電力で行うこと、ブース作成にあたり取り組んだ環境配慮についてアピールしてはどうかとの意見があった。
- ・3Rキャンペーンはセミナー協力、テーマブース展示はWeb応募割合が増加していること、生活者への啓蒙する(1ボトル=何パウチなど)ことが可能。
- ・SDGsゾーンにメーカーの協力を得て、CEP、3Rキャンペーンの展示をしていく。
- ・事務局の提案(CEP 実証実験の報告・3Rキャンペーン認知向上の施策・OTC 医薬品日用品における返品状況の報告、課題検討・食品分野における今後の対応の検討・レジ袋削減結果の報告)について大小に問わず提示していく。
- ・各検討事項はどのように詳細を詰めていくか今後の委員会で検討を進める。

#### 2. CEPに関する委員会、協会としての検討・確認事項について

- ・委員会とコーディネーターとの間で大枠を作ったほうがよい。協会の方針を決めないと同じ議論の繰り返しになってしまう。方針を決めてコーディネーターに進行を依頼する。
- ・サーキュラーエコノミーは一般の認知が十分ではないのではないか、最近ごみ袋の値段も上がって、ごみ自体を減らしたいというお客様もいる。そういった意味でごみを資源にするサーキュラーエコノミーを啓蒙できるのではないかと。
- ・リサイクラーに講師としてお越しいただき、こういったものがリサイクルに適しているのか、また、どこから着手したらやりやすいのか等、リサイクル業界の実情についてご説明いただくことを決定した。

#### 3. 来季の活動テーマについて

- ・2022年度活動テーマ(継続案件)として、JACDS サーキュラーエコノミープロジェクト実証実験、環境省3Rキャンペーンに対して協力団体として協力、10月の食品ロス削減月間に対応した食品ロス削減啓発キャンペーンの実施。
- ・食品ロス削減の取り組みについては、来年度より流通経済研究所を交えて進めていくことを決定した。別業界での事例をもとに、直接的には納入期限1/2導入によるロス削減を目的とするが、発注効率化による過剰在庫の減少や店舗オペレーションの負荷軽減、運送ドライバーの労働状況改善などの好影響があることをご説明いただいた。

#### 4. その他

- ・プラ新法のカトラリー類の対応についてプラ新法の対象とならない5t以下の消費企業も何かしら対応していくべきではないかと、その意見が出され、食品取扱の多い企業に対して対応方針を事務局より個別に確認することとなった。
- ・業界として実施した取り組みが農水省や環境省などのリリースに反映されない点に関しては、会員企業に積極的に登録・申請いただけるように、案内を行う際の文面を検討する。また、食品ロス削減啓発キャンペーン参加企業に対して、申請を行わなかった理由を事務局より個別に確認することとなった。

#### ●次回開催

次回開催については委員長のスケジュールをもとにメールなどで調整をする

以上

## 2021年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2022年1月19日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	8月25日(水)	9月28日(火)	948名	2,236名	42.4%	
青森県	8月25日(水)	9月28日(火)	318名	808名	39.4%	
岩手県	8月25日(水)	9月28日(火)	394名	954名	41.3%	
宮城県	8月25日(水)	9月28日(火)	759名	1,749名	43.4%	
秋田県	8月25日(水)	9月28日(火)	183名	560名	32.7%	
山形県	8月25日(水)	9月28日(火)	205名	533名	38.5%	
福島県	8月25日(水)	9月28日(火)	330名	932名	35.4%	
茨城県	9月9日(木)	10月15日(金)	642名	1,344名	47.8%	
栃木県	9月9日(木)	10月15日(金)	420名	981名	42.8%	
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	715名	1,405名	50.9%	
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,178名	2,886名	40.8%	
千葉県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,251名	3,025名	41.4%	
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)	2,112名	4,888名	43.2%	
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,615名	3,311名	48.8%	
新潟県	9月9日(木)	10月15日(金)	442名	956名	46.2%	
富山県	9月1日(水)	10月15日(金)	383名	718名	53.3%	
石川県	9月1日(水)	10月15日(金)	481名	926名	51.9%	
福井県	8月29日(日)	10月1日(金)	282名	578名	48.8%	
山梨県	9月9日(木)	10月15日(金)	154名	346名	44.5%	
長野県	9月9日(木)	10月15日(金)	632名	1,372名	46.1%	
岐阜県	9月1日(水)	10月15日(金)	682名	1,287名	53.0%	
静岡県	9月1日(水)	10月15日(金)	916名	1,607名	57.0%	
愛知県	9月1日(水)	10月15日(金)	2,078名	3,519名	59.1%	
三重県	12月12日(日)	1月19日(水)	396名	759名	52.2%	
関東 連西 合広 域	滋賀県	8月29日(日)	10月1日(金)	5,295名	9,402名	56.3%
	京都府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	大阪府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	兵庫県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	和歌山県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	徳島県	8月29日(日)	10月1日(金)			
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)	321名	657名	48.9%	
鳥取県	11月9日(火)	12月17日(金)	172名	285名	60.4%	
島根県	11月9日(火)	12月17日(金)	194名	338名	57.4%	
岡山県	11月9日(火)	12月17日(金)	691名	1,064名	64.9%	
広島県	11月9日(火)	12月17日(金)	889名	1,333名	66.7%	
山口県	11月9日(火)	12月17日(金)	458名	666名	68.8%	
香川県	11月9日(火)	12月17日(金)	397名	624名	63.6%	
愛媛県	11月9日(火)	12月17日(金)	543名	840名	64.6%	
高知県	11月9日(火)	12月17日(金)	231名	441名	52.4%	
福岡県	12月12日(日)	1月19日(水)	1,405名	2,891名	48.6%	
佐賀県	12月12日(日)	1月19日(水)	149名	378名	39.4%	
長崎県	12月12日(日)	1月19日(水)	310名	705名	44.0%	
熊本県	12月12日(日)	1月19日(水)	406名	924名	43.9%	
大分県	12月12日(日)	1月19日(水)	281名	647名	43.4%	
宮崎県	12月12日(日)	1月19日(水)	216名	503名	42.9%	
鹿児島県	12月12日(日)	1月19日(水)	326名	929名	35.1%	
沖縄県	12月12日(日)	1月19日(水)	282名	763名	37.0%	
			30,082名	61,070名	49.3%	

※詳細は各都道府県に確認願います。

## 協会からのお知らせ

次ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

### ■ 調剤推進委員会主催 厚生労働省特別講演「2022年度調剤報酬改定と今後の展望」

調剤推進委員会(委員長 榊原栄一 スギ HD(株)代表取締役会長)では、2022年度の調剤報酬改定に関する講演会を開催します。講師は、厚生労働省保険局医療課薬剤管理官紀平哲也氏です。調剤報酬関連業務の責任者の説明を聞き、直接質問できるまたとない機会です。奮ってご参加ください。

【資料:後頁1ページ分】

### ■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁3ページ分】

### ■ 「健康相談対応術」研修のご案内

日本薬業研修センターでは、20～40分ほどに集約した映像にて学習を行う「健康相談対応術研修」を実施しております。店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容です。【資料:後頁3ページ分】

### ■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

### ■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

厚生労働省講演会

# 2022年度調剤報酬改定と今後の展望

調剤推進委員会 主催

調剤推進委員会(委員長 榊原栄一 スギ HD(株)代表取締役会長)では、2022年度の調剤報酬改定に関する講演会を次のとおり開催します。

講師は、厚生労働省保険局医療課薬剤管理官紀平哲也氏です。調剤報酬関連業務の責任者の説明を聞き、直接質問できるまたとない機会です。奮ってご参加ください。

日時 2022年3月8日(火) 13:30~14:30+α(質疑応答を含む)  
方式 zoomにて虎ノ門事務所より配信します。(参加はオンラインのみになります)  
申込 下記URL又は、QRコードから、参加申込を行って下さい。※メールアドレス必須  
<https://forms.gle/oL3zFPSJxip3N59J9>



※上記URLはZoom接続URLではありません。事前に上記よりお申込み下さい。  
※Zoom接続の情報は、お申込みの方に、開催10日前から順次お送りします。

定員 先着500名 ※定員になり次第、上記申込フォームを締め切ります。  
締切 3月4日(金)  
資料 配布資料がある場合は、前日までに、登録アドレスに配信します。  
質問 講演中に限り受け付けます。

照会先 調剤推進委員会事務局  
(中沢 03-3506-1031 片桐 045-474-1311)  
Zoomに関するお問い合わせ先  
JACDS 横浜サポートセンター 宮崎 045-474-1311

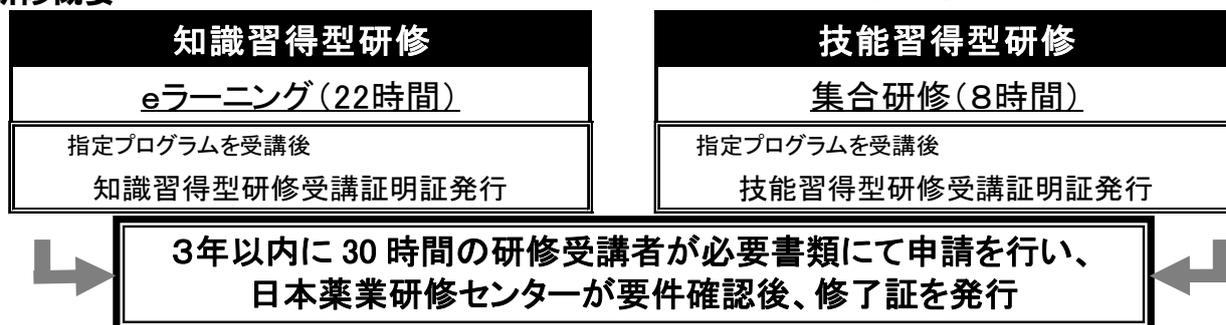
# ～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2017年3月から健康サポート薬局研修を実施しています。各地で実施された集合研修では、地域の薬務課の方による講義を実施する等(一部会場にて)、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施しています。

2021年度につきましては、厚労省事務連絡(令和2年9月1日)「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について」を遵守した上で、オンライン(Zoom)にて研修を実施しております。

## ■研修概要

●先に発行された証明証の日付から3年が有効期限となります。



## ■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修：eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座：地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。(PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座：要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座：要指導医薬品等概説-2		
④講座：要指導医薬品等概説-3		
⑤講座：健康食品、食品	2時間	
⑥講座：禁煙支援	2時間	
⑦講座：認知症対策	1時間	
⑧講座：感染対策	2時間	
⑨講座：衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座：薬物乱用防止	1時間	
⑪講座：公衆衛生	1時間	
⑫講座：地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座：コミュニケーション力の向上	1時間	



eラーニングは、学習サイト「セルメプラザ」にログインして学習します。

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体に負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
*技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。  
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。  
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。  
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

## ■技能習得型研修開催予定

お申込みの詳細は、下記 URL をご覧ください。

●<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>

### 〔2021年度・技能習得型研修開催予定日程・地区〕

厚労省「感染拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項等」を遵守しての、オンライン開催になります。

No.	開催日	地区	会場	研修時間	申込
1	2月13日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時	開催終了

●企業様として、まとまった人数でのご参加、開催のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

●22年度も、4月以降で複数回実施の予定です。詳細はお問い合わせください。

※1 東京都以外の方も申込可能です。

#### 【オンライン開催実施方法と留意事項】

- Zoom を使用してのグループディスカッション及び、討議結果の発表があります。
- 参加は、一人1台の端末(カメラ、マイク必須)で参加下さい。スマホでの参加は基本的に不可です。
- 接続トラブルにより、一定時間オンラインから離脱してしまうと、受講が認められなくなる場合がありますので、安定した通信環境をご準備下さい。



オンラインにて、グループ討議及び、講師とのディスカッションをリアルタイムで行

#### ■申込・受講の流れ

#### 〔技能習得型研修〕

##### 募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
- ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。



##### 受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。



HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。



技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

#### 〔知識習得型研修〕

##### 受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

# 健康相談対応のスキルアップに役立つオンラインセミナー ドクター監修「健康相談対応術」研修のご案内

日本人に最も多い症状で、ドラッグストアでも多くの人から相談がされる悩みが、「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」です。また、高齢化に伴って増えている「骨粗鬆症」や「ロコモフレイル」についての対策や予防に関する情報提供が求められています。

日本薬業研修センターでは、整形外科医の先生が、長年の臨床経験で培った「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」、「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」の対策ノウハウをそれぞれ 20~40 分ほどに集約した映像にて学習を行う、「健康相談対応術研修」を実施しております。

店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容となっておりますので、ぜひ多くの方の申込みをお待ちしております。

■学習テーマ：	第1弾：「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」
	第2弾：「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」

※受講したいテーマを選んで学習してください。

## ■研修内容：

- ・本内容を学習して肩こり、腰痛、膝痛、骨粗鬆症、ロコモフレイルなどの予防教室に最適な教材です。
- ・文章や図では分かりにくい運動の仕方などが映像により深く理解できます。
- ・適切な受診勧奨が適切な健康アドバイスに繋がります。



映像と音声により  
分かりやすく解説

## ■研修形態：オンライン動画研修(eラーニング研修) + 確認試験実施

eラーニングによる確認試験に合格(全問正解)された方には、日本薬業研修センターが『「運動と健康」シリーズ 健康相談〇〇対応術』の修了証を発行します。(受講者専用ページからダウンロード、プリントアウト)

## ■受講料

第1弾	1テーマでのお申込み	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)
	2テーマまとめてお申込み	※会員:3,000円(税込)	非会員:7,000円(税込)
	3テーマまとめてお申込み	※会員:4,000円(税込)	非会員:9,000円(税込)
第2弾	1テーマごと	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)

注)まとめてお申込みの割引価格は、第1弾の「肩こり」「腰痛」「膝痛」編のみです。

※日本チェーンドラッグストア協会会員企業に勤務の方は、会員価格での受講ができます。

## ■募集・受講期間

募集は随時行っております。受講開始は毎月1日と16日スタートの2回となり、1テーマ最長6カ月以内での受講期間となります。

## ■申込方法等

申込用紙を「セルメ・プラザ」ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付してお送り下さい。申込用紙は、企業向け、個人向けをご用意しています。

申込案内：[https://www.selme.jp/KST\\_moushikomi.jsp](https://www.selme.jp/KST_moushikomi.jsp)

※その他詳細につきましてはHPにてご確認ください。

## ■第1弾テーマ 『肩こり』・『腰痛』・『膝痛』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
1. 肩こり対策ノウハウ 時間:16分55秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しく肩こりを理解し効果ある対策を行えば肩こりは良くなります。</li> <li>・肩こりの原因を理解しましょう。</li> <li>・肩こり症状を起こす疾患はたくさんあります。</li> <li>・肩こりと首の神経痛の関係。</li> <li>・肩こりには、肩こりと肩はりがあり女性の多くは肩はり型です。</li> <li>・肩はり型の肩こりの原因。</li> <li>・肩こり型か 肩はり型かの鑑別方法。</li> <li>・肩こり・肩はり対策。</li> <li>・肩こり・肩はりに有効な運動・体の動き。</li> <li>・いい枕って(枕があつてないと肩こりはなおりません)</li> <li>・病院に行った方がいい「肩こり」のシグナル</li> </ul>

テーマ	eラーニング内容(映像)
2. 腰痛対策ノウハウ 時間:19分16秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛にはいろいろな原因がありそれが分かると良くなっていきます。</li> <li>・多くの方の腰痛の原因は日々の生活に問題がある非特異的腰痛です。</li> <li>・どこが悪くなるか？(非特異的腰痛の部位について)</li> <li>・各部位の腰痛の痛みの原因・特徴。</li> <li>・対策。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①こわばった仙腸関節・椎間関節に有効な運動。</li> <li>②背中が曲がって体幹がこわばった腰痛に有効な体操。</li> <li>③体幹・下肢を鍛える運動。</li> <li>④上手にスクワットができるようになると、腰痛が良くなります。</li> <li>⑤腰に負担の少ない日常生活動作の方法。</li> </ul> </li> <li>・病院に行った方がいい「腰痛」のシグナル</li> </ul>

テーマ	eラーニング内容(映像)
3. 膝痛対策ノウハウ 時間:20分40秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアの方の膝関節痛の原因として多いのが、変形性膝関節症です。</li> <li>・変形性膝関節症の症状とは。</li> <li>・変形性膝関節症のレントゲンの特徴。</li> <li>・ひざ痛に効く漢方薬。</li> <li>・変形性膝関節症に効果のある運動・動作について。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①膝に負担をかけない日常生活動作の方法。</li> <li>②膝を安定させる簡単筋カトレーニング。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▷スクワット</li> <li>▷片脚立ち</li> <li>▷ヒールレイズ(つまさき立ち)</li> <li>▷フロントランジ</li> </ul> </li> <li>③膝のこわばりをとる可動域改善運動。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▷膝裏内側のストレッチ</li> </ul> </li> <li>④膝の内側が痛い方に効果的なほぐし方。</li> <li>⑤簡単、脚のむくみ解消法。</li> <li>⑥簡単、O脚対策。</li> </ul> </li> <li>・病院に行った方がいい「膝痛」のシグナル</li> </ul>

■第2弾テーマ 『骨粗鬆症』・『ロコモフレイル』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
4. 骨粗鬆症対策 ノウハウ  時間:38分47秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更年期以降の女性に多い骨粗鬆症って？</li> <li>・骨粗鬆症の原因は骨形成と骨吸収のバランスの乱れです</li> <li>・どんな時、骨粗鬆症と疑うのか？</li> <li>・骨粗鬆症のレントゲンの特徴</li> <li>・骨粗鬆症の症状とは？</li> <li>・寝たきりの原因となる代表的な骨折事例</li> <li>・骨粗鬆症に効く治療方法</li> <li>・骨粗鬆症の方におすすめの運動方法</li> <li>・骨粗鬆症予防に有効な4つのトレーニング                         <ul style="list-style-type: none"> <li>▷スクワット</li> <li>▷片脚立ち</li> <li>▷ヒールレイズ(つまさき立ち)</li> <li>▷フロントランジ</li> </ul> </li> <li>・骨粗鬆症の薬物治療方法</li> <li>・家庭で行う転倒予防対策</li> <li>・病院に行った方がいい「骨粗鬆症」のシグナル</li> </ul>

テーマ	eラーニング内容(映像)
5. ロコモ・フレイル 対策ノウハウ  時間:26分09秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早めに対策すれば要介護状態にならず、年をとっても自立した生活を送ることができます</li> <li>・ロコモフレイルって？</li> <li>・なぜ介護予防対策が必要なのか？</li> <li>・ロコモフレイルが増えている原因は高齢者の増加と生活様式の変化</li> <li>・色々な病気を抱えている人も適度な運動は有効な治療法</li> <li>・動きが悪い高齢者の体の特徴</li> <li>・安全かつ効果的な介護予防運動                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①柔軟体操                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>▷バンザイ手伸ばし</li> <li>▷座位体回旋</li> <li>▷座位背中反らし</li> </ul> </li> <li>②ロコトレ                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>▷スクワット</li> <li>▷片脚立ち</li> <li>▷ヒールレイズ(つまさき立ち)</li> <li>▷フロントランジ</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ロコトレを積極的に行った方がいいシグナル</li> <li>・ロコトレの目的</li> </ul>

第3弾は『認知症』を予定しています。

研修の申込み・問合せ先 一般社団法人 日本薬業研修センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階

TEL : 045-478-5453、Mail : kst@yakken-ctr.jp (事務局 : 篠原・諸石)

# (一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 2022年2月15日午後4時から2023年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ

## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		<b>3,790円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>	

## 中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F  
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター  
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店  
 (口座番号) 普通口座 0845665  
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会  
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

## 【中途加入保険料表】2022年

### ■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。

(基本契約とは別に適用されます。)

＜年間保険料＞

3,790円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月25日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月27日	7月15日	7	2,210
7月25日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月26日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月26日	1月15日	1	330

### ■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月27日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月26日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月26日	1月15日	1	110	120	130



**seriousfun camp**  
founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



**ドラッグストア** は **そらぷちキッズキャンプ** を **応援** しています



一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会  
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)  
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569  
e-mail:sec@jacds.gr.jp



**solaputi kids' camp** 公益財団法人 **そらぷちキッズキャンプ**  
a seriousfun camp <http://www.solaputi.jp/>  
founded by paul newman

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211  
e-mail:info@solaputi.jp



## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を掲載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

### 【新型コロナウイルス まん延防止等重点措置に関する周知について】

対象地域ならびに期間の追加・変更等の頻発に伴い、各省庁からの業界団体向けの一斉周知依頼や地方行政からの独自対応に関する周知等、窓口担当者向けの事務連絡ならびに各都道府県出展企業向けの案内が多数発信されています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

### 【厚生労働省】

#### 1. 「要指導医薬品として指定された医薬品について」の訂正について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課(1月14日) 東京都、神奈川県

販売名イラクナの有効成分名に関する訂正です。後頁の資料をご覧ください。【資料:後頁3ページ分あり】

#### 2. 「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る医薬品の適切な流通について(周知依頼) —医政局経済課長(1月25日) 栃木県、千葉県、愛知県

昨年末を用途に該当成分の出荷調整の解除を依頼したことの周知です。事務連絡No.21164でもご案内しています。後頁の資料をご覧ください。【資料:後頁1ページ分あり】

#### 3. 抗原簡易キットの販売先について(その5)

—医薬・生活衛生局総務課(1月27日) 埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、島根県

事務連絡No.21157でもご案内した、薬局での「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出した事業者等への医療用抗原定性検査キットの販売についての周知です。後頁の資料を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。【資料:後頁30ページ分あり】

#### 4. 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

—新型コロナウイルス感染症対策推進本部(1月28日一部改訂) 広島県

オミクロン株の流行状況に応じた濃厚接触者の取扱いに関する変更点の周知です。後頁の資料を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。【資料:後頁11ページ分あり】

#### 5. 毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知) —医薬・生活衛生局長(1月28日)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令の公布に関する周知依頼です。後頁の資料をご覧ください。

【資料:後頁11ページ分あり】

#### 6. 新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について —新型コロナウイルス感染症対策推進本部(1月31日) 埼玉県、千葉県、岐阜県

事務連絡No.21160でもご案内した、医療用抗原定性検査キット発注等における留意事項についての周知です。後頁の資料を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。【資料:後頁5ページ分あり】

#### 7. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて —医薬・生活衛生局総務課(2月3日)

感染症法第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いに関する周知依頼です。後頁の資料を確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁8ページ分あり】

## 8. 血中酸素飽和度を測定する機械器具の取扱いについて

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(2月3日)

宮城県、福島県、栃木県、横浜市、愛知県、島根県、福岡県

血中酸素飽和度を測定する機械器具の取扱いに関する周知依頼です。後頁の資料を確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁17ページ分あり】

## 9. 「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について(令和4年1月31日付事務連絡)」に関するQ&Aについて

—新型コロナウイルス感染症対策推進本部(2月7日) 埼玉県、奈良県

事務連絡No.21168でもご案内した、1月31日付の事務連絡に関するQ&Aの周知です。後頁の資料を確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

## 10. 特例承認に係る医薬品に関する特例について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(2月10日)

新型コロナウイルスの治療薬としてニルマトレルビル・リトナビル及びその製剤が特例承認されたことを受けての周知依頼です。後頁の資料を確認いただきますようお願いいたします。【資料:後頁5ページ分あり】

### 【経済産業省】

## 11. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(11月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の11月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁15ページ分あり】

### 【東京都】

## 12. 「フロン排出抑制法」に基づく点検マニュアルの周知について —東京都環境局

東京都からの周知依頼ですが、フロン排出抑制法に基づく管理者の点検義務は全国共通です。後頁の資料を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。【資料:後頁28ページ分あり】

### 【団体】

## 13. 第 11 回インターペット開催のご案内 —一般社団法人ペットフード協会

JACDSも協賛しているペット産業の見本市のご案内です。以下のURLならびに後頁の資料に御目通しをお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

URL:<https:///interpets.jp.messefrankfurt.com/tokyo/ja.html>

事務連絡  
令和4年1月14日

各  
〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕  
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「要指導医薬品として指定された医薬品について」の訂正について

「要指導医薬品として指定された医薬品について」（令和3年12月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）の別表の記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正します。なお、訂正後については別紙のとおりですので、差し換え方お願いいたします。

記

訂正箇所	訂正後	訂正前
有効成分	イトプリド塩酸塩	イトプリド

事務連絡  
令和3年12月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第418号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshi\\_doiyakuhin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshi_doiyakuhin.html)）において掲載することとしております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
イトプリド塩酸塩	イラクナ	小林製薬株式会社	令和3年12月27日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3年)

医政経発 0125 第 4 号

令和 4 年 1 月 25 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長

(公 印 省 略)

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る  
医薬品の適切な流通について（周知依頼）

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」（令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。）により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。また、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての情報提供を依頼しているところです。

あわせて、早期の安定供給に資するよう、別添写しのとおり、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

への協力依頼について、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び四病院団体協議会宛て通知するとともに、卸売販売業者に対して、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行い、返品を避けていただくよう配慮いただく等により、医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力を依頼することについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会宛て通知しましたので、ご了知いただくとともに、これらの団体に加盟していない医療機関・薬局等の関係者を含め、貴管下関係者への周知徹底方よろしく願います。

事 務 連 絡  
令和4年1月27日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

抗原簡易キットの販売先について（その5）

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主幹部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。



事務連絡  
令和4年1月27日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

### 抗原簡易キットの販売先について（その5）

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年1月14日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「1月5日事務連絡」という。）において、感染拡大時の濃厚接触者の取扱い等が示され、本日、「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け（令和4年1月27日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「11月30日事務連絡」という。）において抗原定性検査キットの購入等に関するQ&Aが示されたところです。

今般、薬局が事業者等に対して検査に必要な抗原簡易キットを販売することについて、下記のとおり整理しましたので、御了知の上、貴管内関係業者等に周知方よろしく御配慮願います。

### 記

薬局に対して、1月5日事務連絡の別添「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出した事業者等への医療用抗原定性検査キットの販売については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の3第2項に規定する「正当な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、1月5日事務連絡又は11月30日事務連絡が改正された場合には、改正後の事務連絡に基づき、適宜読み替えて対応すること。

事務連絡  
令和4年1月5日  
令和4年1月14日一部改正

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

**B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。**

（主な改正箇所は**太字下線**）

記

#### 1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療

等（※）ができる体制を確立していること

- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること
- ※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

## 2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

### 3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

(連絡先) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班  Email:
--

### 4. B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

#### <変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

- ・ 変異株 PCR 検査については、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の 5～10%程度の L452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。
- ・ ※ただし、新規感染者数が 15 人/10 万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

#### <B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則として、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。
- ・ 上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。
- ・ ※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

#### (注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚

生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、対応する。

#### <濃厚接触者の取扱い>

- ・ 上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・ 上記により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 10 日間とする。
- ・ ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
  - （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
  - （2）無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
  - （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
  - （4）いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
  - （5）待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の「(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

### (参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

### (別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

#### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

#### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

#### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・L Pガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## 抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。  
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
  - ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
  - ・ 理解度確認テスト[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

## 1 使用にあたって

- ① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

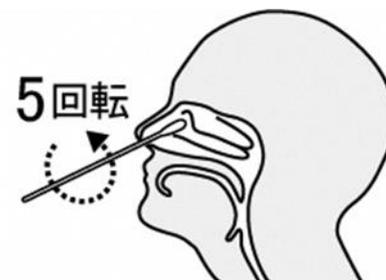
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)



- ② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

- ・鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



## 2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

#### <試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

#### <試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

#### <結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

### 3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

#### 4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf</a>

事 務 連 絡  
令和3年11月30日  
令和4年1月27日一部改正

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

南アフリカ等で確認された新たな変異株である B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）にかかわらず、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る報告については、本事務連絡のⅢで示す報告内容を改めて御確認の上、自治体におけるオミクロン株重症例について、下記の連絡先にメールで報告してください。また、オミクロン株確定症例、特に重症例の HER-SYS への入力を徹底するよう、改めてお願いします。

国立感染症研究所等による国内の臨床データの分析において、オミクロン株であっても、ワクチン接種の有無にかかわらず、発症日から10日経過以降、感染性を有するウイルスを排出している可能性は低いとされていることから、発症日又は検体採取日から10日経過した場合は退院を可能とする等、従来の B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）等と同様の取扱いとすることとしました。（「SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統（オミクロン株）感染による新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査：新型コロナワ

クチン未接種者におけるウイルス排出期間（第2報）」<sup>1</sup>参照）

全自治体から、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における3. に基づく報告を受けたため、本事務連絡の記載を簡略化しました。また、上記事務連絡4の〈濃厚接触者の取扱い〉における自費検査の費用については、地方創生臨時交付金の対象となります。

**抗原定性検査キットの購入等に関して、Q&Aを追加しました。**

（主な改正箇所は**太字下線**）

- 戦略班

---

<sup>1</sup>「SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統（オミクロン株）感染による新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査：新型コロナワクチン未接種者におけるウイルス排出期間（第2報）」（国立感染症研究所） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2484-idsc/10899-covid19-67.html>

## I. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. これまで、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく入院を行うこととしておりましたが（※1、※2）、

医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えありません。また、当該自治体においては、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の記載にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。2. において「特定地域の検査陽性者」という。）を原則として、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うことは差し支えありません。当該検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えありません。なお、この場合であっても、現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はありません。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、

- ・過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）

又は

- ・L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること又はゲノム解析の結果（以下「L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること等」という。）により、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると診断された者の濃厚接触者

又は

- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者の濃厚接触者

②検査陽性者であって、

- ・L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること等により、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると診断された者

又は

- ・L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者のうち、

- ・ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者

又は

- ・ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

※1 入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。また、いずれの場合においても、現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

※2 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参照。

※3 本事務連絡における「過去 14 日以内」の起算点は、以下のとおり。

- ・有症状者の場合は、発症日
- ・無症状者の場合は、検体採取日

2. また、以下の者については、これまで法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくこととしておりましたが、他の新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と同様に、自宅等での待機とすることが可能です。また、当該自治体においては、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の記載にかかわらず、特定地域の検査陽性者の濃厚接触者を、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこととして差し支えありません。

①L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること等により、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると診断された者の濃厚接触者

②B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者

③入国時検査で B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなされた検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

（※）入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合は B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、当該患者と同一の航空機内において、前後 2 列を含む 5 列以内の列に搭乗していた者を濃厚接触者として取り扱うこととします。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。

3. また、上記 1 により入院した者又は療養した者の退院基準・療養解除基準について

ては、現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対応いただくようお願いいたします。

なお、当該基準を満たす前であっても、医師の判断により医療機関での治療が必要な状態にないことが確認された場合には、宿泊療養や自宅療養に移行しても差し支えありません。

更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

#### （留意事項）

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

4. また、上記2. によるB.1.1.529系統（オミクロン株）の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたB.1.1.529系統（オミクロン株）の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、いずれの場合であっても、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とします。なお、他の事務連絡等（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を含む。<sup>2</sup>）で「14日間」とある場合でも、上記2. による濃厚接触者の待機期間については「10日間」として対応をお願いします。

ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能維持者に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとします。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において検査等を行うこととし、その詳細については「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の4. <濃厚接触者の取扱い>の取扱いと同様の対応をお願いします。

5. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

---

<sup>2</sup> 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html>

## II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

令和3年12月28日以降、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合は B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の趣旨を踏まえ、当該患者と同一の航空機内において、前後2列を含む5列以内の列に搭乗していた者を濃厚接触者として取り扱うこととします。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。

## III. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例については、厚生労働省においては、HER-SYS を用いて把握し、必要に応じて公表することとするため、各自治体において、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例公表時に、厚生労働省に報告いただくことは不要といたします。つきましては、「V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について」を徹底いただくようお願いいたします。特に、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和3年2月5日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にて、重症例及び死亡例について、に対して優先的にゲノム解析及び変異株 PCR 検査を実施していただくようお願いしているところ、下記の情報については、HER-SYS に確実に入力いただくようお願いいたします。また、死亡例については、国立感染症研究所から、改めて詳細についてお問い合わせさせていただくことがありますので、その際は御協力のほどお願いします。

- ・発症日（※1）
- ・重症化のリスク因子（診療の手引き第6.1版参照）（※1）
- ・ワクチン接種歴（回数、社名、最終接種日）（※1）
- ・臨床転帰（※2）

※1 HER-SYS 上の「発生届」にご記載ください。

※2 HER-SYS 上の「記録」にご記載ください。死亡例については、死亡日及び死亡の原因（直接死因が COVID-19 であるか否かを含む）を記載してください。

また、HER-SYS の入力を徹底頂くとともに、以下の情報を重症例等（ゲノム解析でデルタ株と確定した症例や L452R 陽性の症例を除く）が発生した場合に、別紙の Excel ファイルの様式1のタブに以下の情報を記載し、variants@mhlw.go.jp にご報告するようお願いいたします。

- ① HER-SYS ID
- ② 届出票上の報告年月日
- ② 入院年月日
- ③ 重症化年月日（診療の手引き第6.1版の重症度分類に基づく ICU に入室または人工呼吸器が必要な臨床状態）

#### IV. ゲノム解析及び変異株 PCR 検査の実施について

ゲノム解析及び変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和3年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参照して下さい。

#### V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について

ゲノム解析及び変異株 PCR 検査の実施に係る HER-SYS の入力については、以下の要領に従い、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目（①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果）の入力をお願いいたします。

国内の B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の症例数の集計は、HER-SYS に基づき行うことから、これまでの陽性例を含め、①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果について確実な入力をお願いいたします。

##### 【入力要領】

##### ①変異株 PCR 検査結果（※）

- ・ L452R 変異株 PCR 及び N501Y 変異株 PCR それぞれについて、陽性、陰性、判定不能または未実施のいずれかの選択をお願いいたします。

##### ②ゲノム解析結果

- ・ ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
- ・ 国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
- ・ ベータ株については「B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株）」、ガンマ株については「P. 1 系統の変異株（ガンマ株）」、デルタ株については「B. 1. 617 系統. 2 の変異株（デルタ株）」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
- ・ 国立感染症研究所等からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかったが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
- ・ ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判定不能」の選択をお願いいたします。
- ・ ①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします（※）。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

(※) HER-SYS における変異株 PCR 検査結果の入力は、令和 3 年 12 月 10 日以降、可能となります。同年 12 月 10 日以前の分も含め、入力をお願いします。

<参考> 現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

#### 第 1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 26 条第 2 項において準用する法第 22 条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

##### (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ② 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

##### (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ④ 発症日から 20 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から 20 日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から 10 日間経過した場合
- ⑥ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増

幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③または⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

## 新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&amp;A

- Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 ..... 12
- Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 ..... 12
- Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 ..... 12
- Q4. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株) 疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 ..... 12
- Q5. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 ..... 12
- Q6. オミクロンの患者と航空機の同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハースス入力が必要か。 ..... 13
- Q7. 重症例の報告について、保健所の業務がひっ迫しており、HER-SYS 入力が間に合わない。報告すべき情報をエクセルに記載して報告することで代替してもよいか。 ..... 13
- Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。 ..... 13
- Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。 ..... 13
- Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値にかかわらずゲノム解析を行うのか。 ..... 13
- Q12. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3 の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。 ..... 14
- Q13. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。 .. 14
- Q14. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。 ..... 14
- Q15. オミクロン株の陽性者の濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。 ..... 14
- Q16. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてもよいか。 ..... 15
- Q17. 入院中のオミクロン株患者について、重症化の恐れが低くなった場合等に、宿泊療養や自宅療養に移行してもよいか。 ..... 15
- Q18. 有症状の患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果に基づき、医師が遠隔診療等で確定診断を行い、感染症法に基づく届出を行うこととして良いか。 ..... 15
- Q19. オミクロン株が市中感染の状況となり、患者数が急増のため保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の把握によるクラスターの連鎖を防ぐことが困難な状況下にある。例えば、地域の感染状況に応じて、同居家族の把握や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い人 (高齢者、基

礎疾患を有する者、特にワクチン未接種者)の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど柔軟な対応で差し支えないか。 .....	16
Q20. 令和4年1月14日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し(14日から10日への短縮等)やワクチン未接種者に係る退院・療養基準の見直しについて、令和4年1月14日時点で濃厚接触者や入院・療養中である者に適用することは可能か。 .....	16
Q21. ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足る正当な理由のある濃厚接触者については、引き続き14日間の待機を求めることとしてよいか。 .....	16
Q22. オミクロン株の濃厚接触者について、社会機能維持者として、陽性者との接触等から10日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除する場合には、健康観察は待機の解除とともに終了してよいか。 .....	17
Q23. 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。 .....	17
Q24. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>における自費検査の費用について、都道府県単独事業として当該費用助成を行った場合には、地方創生臨時交付金(地方単独事業分)の対象となるか。 .....	17
Q25. 社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査を実施するため、医薬品卸売業者から購入を検討しているが、購入に当たっての問合せ先として参考にすることができるものはあるか。 .....	17
Q26. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け事務連絡)において、同事務連絡別添の「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出することで、事業者は、医薬品卸売業者から抗原定性検査キットを購入することができることとされているが、地域の感染状況の悪化に伴う医薬品卸売業者の業務逼迫等により医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等において、薬局から購入することは可能か。 .....	18
Q27. 事業者においては、「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」(令和3年6月25日付け事務連絡)等により、同事務連絡別紙3の「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出することで、抗原定性検査キットを購入し、職場でそれを活用した検査を従業員に行うことが可能とされているところ。当該確認書を提出し、抗原定性キットを購入し保管していた企業において、保管している抗原定性検査キットを社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査に使用することは可能か。 .....	18
Q28. 国から配布を受けた抗原定性検査キットを保管している医療機関や高齢者施設等が、保管している抗原定性検査キットを社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査に使用することは可能か。 .....	18

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナウイルスの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和 3 年 12 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。なお、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）2. ②の対応に基づき自宅等で滞在する場合には、デルタ株等の従来の濃厚接触者への対応と同様、補助対象とならないことにご留意ください。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届を出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考に、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q5. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q6. オミクロンの患者と航空機と同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハース入力が必要か。

発生届の提出は不要です。HER-SYS 入力については、法第 15 条に基づく積極的疫学調査の結果及び、健康フォローアップ中の健康観察に係る項目の入力をお願いします。

Q7. 重症例の報告について、保健所の業務がひっ迫しており、HER-SYS 入力が間に合わない。報告すべき情報をエクセルに記載して報告することで代替してもよいか。

やむを得ない場合は代替しても構いません。その場合、指定の別紙の Excel 様式に記載してご報告ください。その場合、別紙の Excel ファイルの様式 2 のタブに情報を記載してご報告ください。

Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) について (第 3 報)」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html>

なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線を目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値にかかわらずゲノム解析を行うのか。

Ct 値にかかわらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q12. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。

貴見のとおりです。

Q13. (過去14日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R変異株PCR検査が陽性(CT値30未満)である者について、L452R陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q14. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。

検疫又は検疫所長が指定する施設において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者(以下「陽性者」という。)については、諸外国では既にオミクロン株への置き換えが進んでいることから、ゲノム解析によってオミクロン株でないことが確認されるまではオミクロン株とみなすこととしており、関係する自治体に対して、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性となった方が搭乗していた航空機において、陽性者以外の者であって、陽性者の座席の前後2列を含む5列以内の列に座っていた者の情報を機内濃厚接触候補者として共有いたします。これを受けて、これを受けて、その後の対応をしてください。また、検査陽性者の家族・同行者の有無も確認した上で、濃厚接触者の範囲を確定し、該当する濃厚接触者に対する必要な対応を実施してください。

宿泊療養を実施する場合、陽性者については、ゲノム解析を行い(※)、解析結果についても速やかに関係する自治体に共有します。オミクロン株であることが判明した場合、ゲノム解析で判定不能の場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設における滞在を継続ください。オミクロン株以外の系統であると判明した場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設での待機が解除になります。

(※)ゲノム解析には、数日を要するため、ご連絡まで時間がかかることがあります。

Q15. オミクロン株の陽性者の濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。

オミクロン株とデルタ株の共感染のリスクについては不明であり、デルタ株の感染者としての入院等の感染管理とオミクロン株の濃厚接触者として、最終曝露日からの14日間の健康フォローアップの双方が必要となります。デルタ株としての退院基準とオミクロン株の濃厚接触者としてのフォローアップのいずれか遅い方が到達する時点及びその2日目の2回のPCR検査を実施してください。いずれも陰性である場

合、または陽性となってもいずれの Ct 値も十分に高く（目安として Ct 値が 32 以上）低下傾向がない場合にはデルタ株の PCR の陽性持続例としてフォローアップの終了が可能です。PCR 結果の結果が陽性で、Ct 値が低い場合や低下傾向を認める場合には、オミクロン株への感染の可能性が否定できないため、追加のゲノム解析を実施してください。

Q16. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてもよいか。

「令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づく対応をするなど、適切な管理が実施できている会場等であれば、外出を認めて差し支えない。

（参考）「令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」

<https://www.mext.go.jp/nyushi/>

Q17. 入院中のオミクロン株患者について、重症化の恐れが低くなった場合等に、宿泊療養や自宅療養に移行してもよいか。

これまでもお示ししてきたとおり、感染症法に基づく入院及び自宅療養・宿泊療養においては、退院基準・療養解除基準を満たす以前でも、入院患者が医師に入院治療の必要ない軽症であると判断された場合等には、転院のみならず自宅療養・宿泊療養に移っていただいで必要に応じて適切な健康管理を行っていくことで対応することは可能です。反対に、自宅療養・宿泊療養中の患者について、必要に応じて自宅療養・宿泊療養から入院に移っていただくことも可能です。

（参考）「入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）」（令和 3 年 8 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

Q18. 有症状の患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果に基づき、医師が遠隔診療等で確定診断を行い、感染症法に基づく届出を行うこととして良いか。

医師が、患者の症状や周囲の感染状況及び当該検査の有効性なども踏まえて、情報通信機器の画面から当該検査結果を確認すること等により、改めて検査を実施することなく、新型コロナウイルス感染症と診断し、届出を行うことは差し支えありません。

※上記の対応に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を参照。

※なお、抗原定性検査キットについては、「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」（令和 3 年 10 月 1 日付け事務連絡）において、「無症状者への確定診断としての使用は推奨されないものの、検査機器の設置が不要でそ

の場で簡便かつ迅速に検査結果が判明するものであり、有症状者に対する検査や、PCR検査又は抗原定量検査による実施が困難な場合における高齢者施設等でのスクリーニングに使用するものとされており、「例えば、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査の場面など、地域のかかりつけ医や診療・検査医療機関においては、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、実情を踏まえて、抗原検査キットの積極的な活用を検討すること」とされていることを踏まえ、従業員数等を考慮して、必要に応じ活用を検討ください。

Q19. オミクロン株が市中感染の状況となり、患者数が急増のため保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の把握によるクラスターの連鎖を防ぐことが困難な状況下にある。例えば、地域の感染状況に応じて、同居家族の把握や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い人（高齢者、基礎疾患を有する者、特にワクチン未接種者）の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど柔軟な対応で差し支えないか。

オミクロン株の感染が拡大、患者数が急増したことにより保健所業務がひっ迫している場合には、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が確定又は L452R 変異株 PCR 検査陰性が確認された患者に係る濃厚接触者等の取扱いについて」（令和3年12月27日付け事務連絡）にかかわらず、例えば同居家族の把握や、重症化リスクの高い人の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど、地域において柔軟に対応いただくことは差し支えありません。但し、対応可能な状況になった場合は再び従来の濃厚接触者調査に戻すこととしてください。

Q20. 令和4年1月14日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（14日から10日への短縮等）やワクチン未接種者に係る退院・療養基準の見直しについて、令和4年1月14日時点で濃厚接触者や入院・療養中である者に適用することは可能か。

差し支えありません。

Q21. ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足りる正当な理由のある濃厚接触者については、引き続き14日間の待機を求めることとしてよいか。

ご認識のとおりです。また、変異株 PCR の陰性率が70%以上である自治体については、検査陽性者をオミクロン株患者とみなしてご対応していただいておりますが、ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足りる正当な理由のある濃厚接触者については、14日間の待機を求めていただくようお願いします。

Q22. オミクロン株の濃厚接触者について、社会機能維持者として、陽性者との接触等から 10 日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除する場合には、健康観察は待機の解除とともに終了してよいか。

ご認識のとおりです。

Q23. 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け事務連絡）と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け事務連絡）4 の＜濃厚接触者の取扱い＞の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。

差し支えありません。濃厚接触者である医療従事者については、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け事務連絡）により、ワクチンを 2 回接種済みであること、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であることや毎日業務前の検査での陰性確認などの要件を満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても、不要不急の外出に当たらずに医療に従事することができます。

また、当該濃厚接触者である医療従事者がオミクロン株の濃厚接触者である場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け事務連絡）4 の＜濃厚接触者の取扱い＞に沿って、社会機能維持者として、事業者において 6 日目（抗原定性検査キットの場合は、6 日目、7 日目）に核酸検出検査又は抗原定量検査による自費検査を行うことで、10 日を待たずに検査が陰性であった場合に、待機を解除することが可能です。

Q24. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け事務連絡）4 の＜濃厚接触者の取扱い＞における自費検査の費用について、都道府県単独事業として当該費用助成を行った場合には、地方創生臨時交付金（地方単独事業分）の対象となるか。

対象となります。

Q25. 社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査を実施するため、医薬品卸売業者から購入を検討しているが、購入に当たっての問合せ先として参考にする事ができるものはあるか。

厚生労働省の以下のホームページに、問い合わせに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しておりますので、参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00296.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html)

Q26. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け事務連絡)において、同事務連絡別添の「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出することで、事業者は、医薬品卸売業者から抗原定性検査キットを購入することができることとされているが、地域の感染状況の悪化等により医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等において、薬局から購入することは可能か。

差し支えありません。なお、購入に当たっては、医薬品卸売業者から購入する場合と同様に、薬局に対し同事務連絡の別添「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出することが必要であるとともに、従業員数等を考慮して、必要とされる量を勘案して購入してください。

Q27. 事業者においては、「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」(令和3年6月25日付け事務連絡)等により、同事務連絡別紙3の「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出することで、抗原定性検査キットを購入し、職場でそれを活用した検査を従業員に行うことが可能とされているところ。当該確認書を提出し、抗原定性キットを購入し保管していた企業において、保管している抗原定性検査キットを社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査に使用することは可能か。

差し支えありません。なお、使用に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>において、待機の解除のための検査を行う事業者が検査の実施に当たって求められる内容を遵守してください。

Q28. 国から配布を受けた抗原定性検査キットを保管している医療機関や高齢者施設等が、保管している抗原定性検査キットを社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査に使用することは可能か。

差し支えありません。なお、使用に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>において、待機の解除のための検査を行う事業者が検査の実施に当たって求められる内容を遵守してください。

- 検査班

事務連絡  
令和4年1月5日  
令和4年1月28日一部改正

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

## 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間について、

・原則、7日間で8日目に解除

・社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いといたします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除を可能といたします。濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和4年1月28日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（10日間から7日への短縮等）や無症状患者（無症状病原体保有者）の療養基準の見直しについては、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者（無症状病原体保有者）にも適用いたします。

（主な改正箇所は太字下線）

## 記

### 1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等（※）ができる体制を確立していること
- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること

※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

### 2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

(連絡先) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班  Email:
--

4. B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

・変異株 PCR 検査については、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の5～10%程度のL452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。

※ただし、新規感染者数が15人/10万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

<B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則と

して、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。

- ・上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。

※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対応する。

ただし、無症状患者の療養解除基準については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・上記により B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 7日間（8日目解除） とする。
- ・ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、7日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
- ・上記いずれの場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

(1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

(2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。

- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
- (4) 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「(別添)事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(別添) 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

## 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

## 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

## 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

## 4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）

- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

## 5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

## 抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。  
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
  - ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
  - ・ 理解度確認テスト[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

## 1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

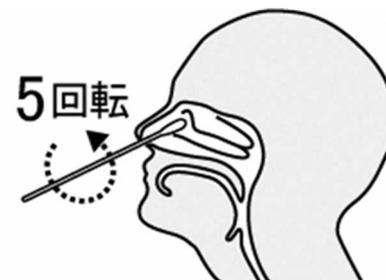
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査**を行います。

- ・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



## 2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2cm程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

#### <試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

#### <試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

#### <結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

### 3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

#### 4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf</a>

薬生発0128第1号  
令和4年1月28日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和4年政令第36号。以下「改正政令」という。）が令和4年1月28日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

### 記

#### 第1 改正政令の内容について

##### 1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）

(CAS No. : 104-15-4)

##### 2 毒物として指定されていた次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) [(2-カルボキシラトフェニル)チオ] (エチル)水銀ナトリウム (別名チメロサル) 0.1%以下を含有する製剤。

(CAS No. : 54-64-8)

(2) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 1.5%以下を含有する製剤。（2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=

(Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.5%以下を含有する製剤を除く。)

(CAS No. : 79538-32-2)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

1, 2-ジ(2-{4-[2-(2-メチルプロポキシ)カルボニル-2-シアノエテニル]フェニルチオ}エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤。

(CAS No. : 2260706-63-4)

4 施行期日

令和4年2月1日から施行する。ただし、3については、公布日から施行する。

5 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日(令和4年2月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和4年4月30日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和4年4月30日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項(毒物又は劇物の表示)、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。
- (3) 新たに毒物から除外し、劇物に指定した物について、改正政令の施行日において、現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(第22条第5項において準用する場合を含む。)の規定による毒物の表示がなされているものについては、令和4年4月30日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しない。
- (4) 改正政令の施行日前にした新たに毒物から除外し、劇物に指定した物に係る違反については、改正前の罰則を適用する。

## 第2 その他

(1) 改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料1-1 令和3年度第1回毒物劇物部会について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19538.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19538.html)

(2) 第1の1に関する劇物への該当性については次のとおり。

- ・ 4-メチルベンゼンスルホン酸の水和物は、今回の劇物指定の対象外である。
- ・ 4-メチルベンゼンスルホン酸の塩は、今回の劇物指定の対象外である。
- ・ 4-メチルベンゼンスルホン酸の水和物を溶解させた場合、最終溶液中で4-メチルベンゼンスルホン酸としての濃度が5%を超えていれば今回の劇物指定の対象である。

(3) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）」に対して寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210300&Mode=1>

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物）                      第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。                      一～十六の四 （略）                      十七 （略）</p> <p>イ・ロ （略）                      ハ （略）                      ニ 「（二）カルボキシラトフェニル」チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）○・一%以下を含有する製剤</p> <p>ホ （略）                      ホトチ （略）                      十七の二～十九 （略）                      十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロー三・三・三―トリフルオロー―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロー三・三・三―トリフルオロー―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五%以下</p>	<p>（毒物）                      第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。                      一～十六の四 （略）                      十七 水銀化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。                      イ・ロ （略）                      ハ オレイン酸水銀及びこれを含む製剤                      （新設）</p> <p>ニ 酸化水銀五%以下を含有する製剤                      ホトチ （略）                      十七の二～十九 （略）                      十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロー三・三・三―トリフルオロー―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロー三・三・三―トリフルオロー―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下</p>

を含有するものを除く。  
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 「二―カルボキシラトフェニル」チオ」(エチル

水銀ナトリウム(別名チメロサル)○・一%以下を含有する製剤

二十二の三 (略)

二十二の四・二十二の五 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 (略)

(109)(1) (略)

(108) (略)

(110) | 一・二―ジ (二―〔四―二―(二―メチルプロポキシ)

カルボニル―ニ―シアノエテニル」フェニルチオ」エトキシ

エタン及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

(112) | (略)

を含有するものを除く。  
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

(新設)

二十二の二 ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸九〇%

以下を含有するものを除く。

二十二の三・二十二の四 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(109)(1) (略)

(108) | 三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘプター

ニ―エン―ニ―イル)―ニ・ニ―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(新設)

(110) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フ

エヒルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン  
ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロ―三・  
三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル  
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 一・五  
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 (略)

百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤  
。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有する  
ものを除く。

百の九 (略)

百の十〜百の二十 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン  
ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロ―三・  
三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル  
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 〇・五  
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフエニル)―  
チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤  
(新設)

百の八 メチルホスホン酸ジメチル

百の九〜百の十九 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（三四）

○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三五）

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（三六）

### 〔府 令〕

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五）

### 〔府令・省令〕

○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令  
（内閣府・厚生労働一）

### 〔省 令〕

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）

七 七 四 三 三 二

### 〔告 示〕

○とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五）

○原戸籍が滅失した件（法務一五）

○原戸籍の一部が滅失した件（同一六）

○除籍の一部が滅失した件（同一七）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件（厚生労働二一）

○商品先物取引法第五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行った件（経済産業一三）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件（環境二）

○道路に関する件（東北地方整備局八、九）

○道路に関する件（関東地方整備局二五、二六）

○道路に関する件（四国地方整備局五、七）

○道路に関する件（北海道開発局九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 最高裁判所

二

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

指定構造計算適合性判定機関の構造計  
算適合性判定の業務の廃止に係る公示  
（国土交通省）

#### 勞 働

中央最低賃金審議会委員の労働者を代  
表する委員の補欠の委員の候補者の推  
薦について（厚生労働省）

船員の特定最低賃金の改正に係る地方  
交通審議会の意見に関する公示  
（中国運輸局最低賃金公示一、沖縄総  
合事務局同一）

### 〔公 告〕

#### 諸 事 項

#### 官庁

財団、司法書士懲戒処分、基本測量  
関係事項、参加者の有無を確認する  
公募手続に係る参加意思確認書の提  
出を求める公示、隊員の懲戒処分、  
一般の退職手当等の全部を支給しな  
いこととする処分関係

#### 裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別  
清算、再生関係  
会社その他

二 二 二

本号で公布された  
法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（警察庁）

1 国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手として適当である者等の推薦を行う者を公益財団法人日本スポーツ協会に改めることとした。（第一条第二項、第二、第三、第二項及び第二八条第二項関係）  
2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（金融庁）

1 取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件として定められている人数通算の期間を六箇月から三箇月に短縮することとした。（第一条の六関係）  
2 第一種少額電子募集取扱業務等を行うに際し定められている有価証券の取得者こと払込上限額の規制対象となる者から特定投資家を除くこととした。（第十五条の一〇の三第二号関係）  
3 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）  
4 この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第三六号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を毒物から除外することとした。（第一条関係）  
（一）「（二）カルボキシラトフェニル」チオ「（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）  
○一パーセント以下を含有する製剤

(二) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル $\text{C}_6\text{H}_4$  (Z) ー (一RS・三RS) ー 三ー (二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―ローブペニル) ー 二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) ー 五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル $\text{C}_6\text{H}_4$  (Z) ー (一RS・三RS) ー 三ー (二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―ローブペニル) ー 二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート ○・五パーセント以下を含有するものを除く。

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。  
(第二条第一項関係)  
(一) 「二―カルボキシラトフェニル」チオ(エチル) 水銀ナトリウム (別名チメロサル) ○・一パーセント以下を含有する製剤  
(二) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル $\text{C}_6\text{H}_4$  (Z) ー (一RS・三RS) ー 三ー (二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―ローブペニル) ー 二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) ー 五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル $\text{C}_6\text{H}_4$  (Z) ー (一RS・三RS) ー 三ー (二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―ローブペニル) ー 二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート ○・五パーセント以下を含有するものを除く。

3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)  
一・二―ジ (二ー 四ー 二ー 二ー) ー 二―メチルプロポキシカルボニル―二―シアノエチニルフェニルチオ(エトキシ) エタン及びこれを含む製剤  
(三) 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸五パーセント以下を含有するものを除く。

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二条、第四条関係)  
5 この政令は、令和四年二月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

政令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御名 御璽  
令和四年一月二十八日  
内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の二第二項第一号及び第三項第一号、第九条の十三第一項並びに第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。  
銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第十一条第二項中「猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。  
第十三条第二項中「法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。  
第二十八条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」を「日本スポーツ協会」に改め、同項各号を削る。

附則

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号又は第九条の十三第一項の規定による推薦(以下この項において単に「推薦」という。)をされている者は、それぞれ、この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会から推薦をされた者とみなす。  
内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御名 御璽  
令和四年一月二十八日  
内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第二号八、第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。  
金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条の六中「六月」を「三月」に改める。  
第十五条の十の三第二号中「取得する者」の下に「特定投資家を除く。」を加える。

附則

1 (施行期日) この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という)以後に開始する取得勧誘(金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ)について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三号の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。  
第一条第十七号を子とし、二から八までをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。  
二 「(二)カルボキシラトフェニル」チオ(エチル) 水銀ナトリウム(別名チメロサル)○・

一%以下を含有する製剤

第一条第十九号の二ただし書中「○・五%」を「一・五%」に改める。

第二条第一項中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三を第二十二号の四とし、第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

○・一%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(186)を(187)とし、(110)から(185)までを(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

(110) 一・二ージ(二)「四」(二)「二」メチルプロボキシカルボニル(二)シアノエチル」

フェニルチオ エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第七十一号の四中「○・五%」を「一・五%」に改め、同項中第九十九号を第九十九号の二十とし、第九十九号の八から第九十九号の十八までを二号ずつ繰り下げ、第九十九号の七の次に次の一号を加える。

百の八 四一メチルベンゼンホルン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四一メチルベンゼンホルン酸五%以下を含有するものを除く。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第九十九号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二号第五項において準用する場合を含む。次条において同じ)及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物(この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物(この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く)をいう。次条において同じ)であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府

令

○内閣府令第五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第三十四号)の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第九条の三第一項及び第三十条の二の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(推薦等)</p> <p>第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項に規定する者(以下この条において「推薦者」という)は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第三項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。</p>	<p>(推薦等)</p> <p>第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項第一号若しくは第二号に規定する者(以下この条において「推薦者」という)は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。</p>

[2・3 略]

[2・3 同上]

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)  
**第三条** 第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条第二項第一号の規定は、施行日以後に開始する取得勧誘(金融商品取引法(次条において「法」という。)第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。  
 (企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** 第三条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二条第五項第三号及び第九条の二第三号、第四条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号の二並びに第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条第二号の規定は、施行日以後に開始する有価証券の募集(法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。  
 (罰則に関する経過措置)

**第五条** この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号  
 ○厚生労働省令第一号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。  
 令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
 厚生労働大臣 後藤 茂之

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年内閣府令第四号)の一部を次の表のように改正する。  
 厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(会計監査報告の作成)  <b>第十八条</b> (略)</p> <p>3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。      一 〇三 (略)</p> <p>四 第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監</p>	<p>(会計監査報告の作成)  <b>第十八条</b> (略)</p> <p>3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。      一 〇三 (略)</p> <p>(新設)</p>

査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容  
 五〇七 (略)

4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。  
 一 会計方針の変更  
 二・三 (略)

附 則

1 (施行期日)  
 この命令は、公布の日から施行する。  
 (会計監査報告に係る経過措置)

2 この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

省 令

○厚生労働省令第十七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和四年一月二十八日  
 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令  
 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後	改正前
<p>別表第一(第四条の二関係)  <b>毒物</b>      一〇五五 (略)      十六 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジルⅡ(Z)一(RS・三RS)一三一(ニークロロ一三・三・三トリフルオロ一プロベニル)一ニ・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオ</p>	<p>別表第一(第四条の二関係)  <b>毒物</b>      一〇五五 (略)      十六 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジルⅡ(Z)一(RS・三RS)一三一(ニークロロ一三・三・三トリフルオロ一プロベニル)一ニ・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオ</p>

<p>ロ一四一メチルベンジル<sup>II</sup>(Z)一(一RS・三RS)一三一(二一クロロ一三・三・三トリフルオロー一プロペンル)一二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>十六の二、二十三 (略)</p> <p>劇物</p> <p>一、四十三の三 (略)</p> <p>四十三の四 二・三・五・六一テトラフルオロー一四一メチルベンジル<sup>II</sup>(Z)一(一RS・三RS)一三一(二一クロロ一三・三・三トリフルオロー一プロペンル)一二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)一・五%以下を含有する製剤</p> <p>四十三の五、六十七 (略)</p>	<p>ロ一四一メチルベンジル<sup>II</sup>(Z)一(一RS・三RS)一三一(二一クロロ一三・三・三トリフルオロー一プロペンル)一二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>十六の二、二十三 (略)</p> <p>劇物</p> <p>一、四十三の三 (略)</p> <p>四十三の四 二・三・五・六一テトラフルオロー一四一メチルベンジル<sup>II</sup>(Z)一(一RS・三RS)一三一(二一クロロ一三・三・三トリフルオロー一プロペンル)一二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)〇・五%以下を含有する製剤</p> <p>四十三の五、六十七 (略)</p>
--	--

**附則**  
この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和四年政令第三十六号)の施行の日から施行する。

**○農林水産省令第五号**

関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百五十三号)第二条第五項の規定並びに経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)第二条第九項及び同条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日  
農林水産大臣 金子原二郎

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

**第一条** とうもろこし等の関税割当制度に関する省令の一部改正

(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和四十年農林省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(関税割当申請書)</p> <p><b>第一条</b> 関税割当制度に関する政令(以下「令」という。)第二条第一項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとすし、その提出部数は一通とする。</p>	<p>(関税割当申請書)</p> <p><b>第一条</b> 関税割当制度に関する政令(以下「令」という。)第二条第一項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとすし、その提出部数は二通とする。</p>

<p>(証明書の分割)</p> <p><b>第四条</b> 令第二条第二項の規定により割当てを受けた者がその割当数量(この条の規定により分割された割当数量を含む。)を分割し、その分割した数量に応じて証明書(この条の規定により分割された証明書を含む。以下同じ。)の分割を申請しようとするときは、別記様式第四による証明書分割申請書一通に当該証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(証明書の分割)</p> <p><b>第四条</b> 令第二条第二項の規定により割当てを受けた者がその割当数量(この条の規定により分割された割当数量を含む。)を分割し、その分割した数量に応じて証明書(この条の規定により分割された証明書を含む。以下同じ。)の分割を申請しようとするときは、別記様式第四による証明書分割申請書一通に当該証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

**第二条** 経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(平成十七年農林水産省令第十二号)の一部を次のように改正する。

**第一条** 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(以下「令」という。)第二条

第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとすし、その提出部数は一通とする。

**第三条** 令第二条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者がその割当数量(この条の規定により分割された割当数量を含む。)を分割し、その分割した数量に応じて関税割当証明書(この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。)の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による関税割当証明書分割申請書一通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 (略)

**第五条** 令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令

で定める数量は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間は七千七百トンとする。

**附則**  
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

事務連絡  
令和4年1月31日

公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本保険薬局協会  
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

} 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う  
抗原定性検査キットの発注等における留意事項について

抗原定性検査キットの発注等に当たっての留意事項については、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」（令和4年1月27日付け事務連絡）により関係者に周知を依頼したところです。

今般、別添のとおり、その詳細について整理しましたので、内容につき御了知いただくとともに、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同内容について、関係地方自治体、医薬品卸売販売業者及びメーカーに対し通知している旨、申し添えます。

## 新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う 抗原定性検査キットの発注等における留意事項について

- 1 以下の者が抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者から購入しようとする際は、別紙1「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」（以下「優先供給説明書」という。）を当該医薬品卸売販売業者に提出すること。

また、これらの者が医薬品卸売販売業者を介さずメーカーから直接購入しようとする際は、優先供給説明書を当該メーカーに提出すること。

- (1) 行政検査を行う地方自治体
- (2) 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け事務連絡）に基づき、濃厚接触者で社会機能維持者である方が待機期間を短縮するために実施する検査を行う事業者（以下「社会機能維持者の所属する事業者」という。）
- (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業（以下「無料検査事業」という。）を行う都道府県等又は薬局等
- (4) その他、一般販売等を行う薬局等

- 2 社会機能維持者の所属する事業者が抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者から購入しようとする際は、1の優先供給説明書に加え、別紙2「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付事務連絡（同月14日一部改正））別添。以下「検査実施体制確認書」という。）を医薬品卸売販売業者に提出すること。

また、医薬品卸売販売業者を介さずメーカーから直接購入しようとする際は、1の優先供給説明書に加え、検査実施体制確認書を当該メーカーに提出すること。

なお、優先度に応じた適正な流通を確保する観点から、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間の短縮を目的とした検査以外の用途で使用した場合（検査実施体制確認書の②に反した場合は、その旨の公表があり得ること。

- 3 また、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け（令和4年1月27日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）Q26において、1（2）の事業者は、新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを薬局から購入することを差し支えないこととしていることから、社会機能維持者の所属する事業者においては、医薬品卸売販売業者・メーカーの他、薬局からも購入することができるが、この場合、1の優先供給説明書及び2の検査実施体制確認書は薬局に提出すること。
- 4 3で社会機能維持者の所属する事業者から提出された1の優先供給説明書及び2の検査実施体制確認書に基づいて、薬局が医薬品卸売販売業者・メーカーへ抗原定性検査キットの発注を行う際は、当該優先供給説明書及び検査実施体制確認書の写しを医薬品卸売販売業者・メーカーへ提出すること。
- 5 無料検査の実施事業者である薬局等が抗原定性検査キットを購入した際は、購入時に医薬品卸売販売業者・メーカーに提出した1の優先供給説明書の写しを、無料検査の補助等を行う都道府県等に提出するとともに、実際の購入数を当該都道府県等に報告すること。
- 6 医薬品卸売販売業者、メーカー又は薬局が抗原定性検査キットの注文を受けた際は、1の優先供給説明書又は2の検査実施体制確認書に必要事項が記載されていることを確認の上、販売等を行うこと。その際、医薬品卸売販売業者・メーカーは、発注量が著しく多いなど疑義が生じた場合には厚生労働省医政局経済課に相談すること。
- 7 抗原定性検査キットの発注を行う者は、検査を行うに当たり必要な実需を踏まえて発注を行うようお願いしたいこと。

## 抗原定性検査キット優先供給に係る説明書

1. 購入希望事業者名 \_\_\_\_\_
2. 業種 \_\_\_\_\_
3. 購入希望事業者住所 \_\_\_\_\_
4. 本説明書の提出先の類型 医薬品卸売販売業者 ・ メーカー（直売） ・ 薬局  
（該当するものに○）
5. 提出先事業者名 \_\_\_\_\_

## 6. 発注内容

対象（優先度）	数量	具体的用途
有症状者に対する 検査（行政検査） <input type="checkbox"/> 優先Ⅰ		
濃厚接触者で 社会機能維持者である 方の待機期間解除に 係る検査 <input type="checkbox"/> 優先Ⅱ		
無料検査に係る検査 <input type="checkbox"/> 優先Ⅲ		
その他 （一般販売等）		

発注に当たり、上記の内容について間違いがないことを確認しました。

提出日 : 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
担当者名 : \_\_\_\_\_  
担当者連絡先 : \_\_\_\_\_

## 抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
- ※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
  - ・ 理解度確認テスト
- [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

事務連絡  
令和4年2月3日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

感染症法に基づく就業制限の解除に関する  
取扱いの周知徹底について

厚生労働省より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて、

- ・ 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。
- ・ 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。
- ・ 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

などを整理した事務連絡が発出されており、国内での感染者数が増える中で、企業等が勤務を開始する従業員に対し、証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を求めることはお控えいただくよう、お願いします。

詳細は別添を御参照いただいたうえで、加盟各企業等に対し、当該厚生労働省事務連絡を周知していただくとともに、御対応いただきますようお願いいたします。

以上

事務連絡  
令和2年5月1日  
令和4年1月31日一部改正

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条  
に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて、その内容をより明確にするため、本事務連絡を改正いたしました。

つきましては、内容を御了知の上、御対応いただきますようお願いいたします。

（主な改正箇所は太字下線）

<参考：本事務連絡の概要>

- ・ 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。
- ・ 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。
- ・ 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

## 記

### (1) 宿泊療養又は自宅療養における就業制限の解除について

- 宿泊療養又は自宅療養については、退院基準と同様の基準で解除することとしているが、就業制限についても、退院基準（※）と同様の基準で解除することとして差し支えない。

その際 10 日間の療養期間中は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする。

- なお、B.1.1.529系統（オミクロン株）の無症状患者（無症状病原体保有者）の就業制限の解除にあたっては、退院基準中「発症日から10日間経過した場合」を「発症日から7日間経過した場合」と読み替える。

※ 退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

#### 第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

#### (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

#### (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

る。

⑤ 発症日から 10 日間経過した場合

⑥ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。（①、③または⑤に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

## （2）就業制限解除の確認及び証明について

○ 感染症法第 18 条第 3 項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている者又はその保護者から、就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求められた場合については、当該地域の状況に応じて、就業制限の解除の基準を満たしたことを確認することとする。

○ なお、就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又は PCR 検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はない。本取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも通知している。

## （3）濃厚接触者について

○ 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はない。

○ 待機期間については、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照すること。

(参考)

<検査結果の証明について>

問1) 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか又は濃厚接触者であるかどうか確認することはできますか。

答1) 現在、核酸増幅法または抗原定量検査(以下、「PCR 検査等」という。)は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体に PCR 検査等が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養証明の証明又は PCR 検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はありません。濃厚接触者についても、職場等に証明を提出する必要はありません。

PCR 検査等を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR 検査等では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

問2) 宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たし、療養を終了した後、職場等から PCR 検査等の結果が陰性であることの証明書(陰性証明)の提出を求められた場合、どうしたらいいですか。医療機関に証明書の発行をお願いすることはできるのですか。

答2) 宿泊療養・自宅療養中は、毎日、保健所(又は委託を受けた者)による健康フォローアップが行われ、必要に応じて、医師の判断も踏まえた上で、保健所が解除の基準を満たしているかどうかを確認します。

このように、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するにあたって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。この取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも周知しています。

PCR 検査等の検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いは異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求については控えていただくよう、お願いします。政府としても、国民の皆さまに対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や、誤解や偏見に基づく差別を

行わないことの呼びかけ等を行ってまいります。

なお、PCR 検査等の検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

現在、PCR 検査等の検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体に PCR 検査等の検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

本事務連絡に関する Q&A

- Q1. 疑似症患者は、感染症法第 18 条の就業制限の対象となるのか。 ..... 7
- Q2. 就業を行わないことについて、患者からご協力をいただける場合、感染症法第 18 条に基づく就業制限を行う必要はないと考えているが、差し支えないか。 ..... 7

Q1. 疑似症患者は、感染症法第 18 条の就業制限の対象となるのか。

感染症法第 18 条の就業制限は、感染症法第 12 条第 1 項による医師の届出があることを前提としているところ、疑似症患者は、同項にかかわらず届出をお願いするものであるため、感染症法第 18 条の就業制限の対象とはならない。なお、この場合であっても、感染症法第 44 条の 3 第 2 項に基づき、自宅等での待機を求めることとなる。

Q2. 就業を行わないことについて、患者からご協力をいただける場合、感染症法第 18 条に基づく就業制限を行う必要はないと考えているが、差し支えないか。

差し支えありません。

薬生監麻発 0203 第 1 号  
令和 4 年 2 月 3 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 血中酸素飽和度を測定する機械器具の取扱いについて

従来、血中酸素飽和度の測定機能を有する機械器具については、原則、医療機器として取り扱ってきたところです。しかし、昨今、血中酸素飽和度の活用が進み、運動におけるトレーニングへの活用が広く知られ、血中酸素を測定する機能を有する機械器具が普及してきたことから、下記のとおり取扱いを示すこととしました。つきましては、取扱いについて御了知の上、貴管内関係業者、関係団体等に周知いただくとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、御配慮願います。

### 記

#### 1 医療機器への該当性の考え方について

血中酸素飽和度の測定機能を有する機械器具(プログラムを含む。以下同じ。)については、健康な者、療養中の者を問わず、その測定結果に基づいて日常生活における健康状態の管理・体調管理又は医療機関への受診の目安の提示等を通じ疾病の兆候の検出等を目的とするものと考えられることから、医療機器に該当する。

ただし、健康管理のうち例えば健康な者を対象として、上記の目的ではなく、運動におけるトレーニングの効果・効率の向上や運動強度の管理（以下「運動管理」という。）を主たる目的とするものは、疾病の兆候の検出等を目的とするものではないため、医療機器には該当しない。

## 2 広告・標ぼうについて

血中酸素飽和度の測定機能を有する機械器具のうち、以下のような広告・標ぼうを行うものは、原則として医療機器に該当する。

- (1) 血中酸素飽和度の測定結果に基づき疾病の診断（兆候の検出を含む。）や医療機関への受診勧奨を行う機能を有するもの又は受診の目安が分かる旨の広告・標ぼうを行うもの

例) 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養に  
新型コロナウイルス感染症の重症化早期検知に  
高山病の検知に

風邪、喘息など呼吸が苦しい時に

在宅医療、在宅介護、看護、介護、安心

高齢者を守る/家族の健康を守る

普段の値より3～4%低下した場合、治療が必要である可能性が高いとされています。

血中酸素飽和度が低いと、めまい、衰弱、嘔吐を引き起こす可能性があり、重症の場合は生命を脅かす可能性があります。

- (2) 医療機器の一般的名称である「パルスオキシメータ」を広告・標ぼうするもの
- (3) 「パルスオキシメータ」と誤認を与える商品名を広告・標ぼうするもの  
例) パルスオキシメーター、パルスメータ、パルスゼロメータ
- (4) 「パルスオキシメータの代用」等、医療機器の代用品としての用途である旨を広告・標ぼうするもの
- (5) 海外において医療機器として承認等されている旨を広告・標ぼうするもの

## 3 医療機器に該当する機械器具に係る監視指導について

血中酸素飽和度測定機能を有する機械器具について、上記1及び2に基づき医療機器への該当性を判断し、販売業者等の関係業者への指導等を行われたい。

また、「血中酸素飽和度」、「血中酸素濃度」、「血中酸素」、「SpO<sub>2</sub>」等の標ぼうのみをもって、医療機器に該当するか否かの判断を行うものではなく、その目的性をもって判断するものであることに御留意いただきたい。

なお、上記1及び2を踏まえた判断に疑義が生じた際は、監視指導・麻薬対策課に個別に御相談いただきたい。

事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 3 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

「パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」について

標記について、一般社団法人電子情報技術産業協会から別添（写）のとおり提出がありましたので、送付いたします。

## 【参考】

医家向け医療機器のうち、医薬関係者以外の一般人向け広告を行うことは差し支えないと整理しているものは以下のとおりです。

- 血圧計
- コンタクトレンズ（ただし、薬剤含有コンタクトレンズを除く。）
- 体温計
- 自動体外式除細動器（AED）
- パルスオキシメータ
- 補聴器
- 設置管理医療機器



2021JEITA 市場創生-第 228 号

2022 年 2 月 3 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
ヘルスケアインダストリ部会  
部会長 細木 浩人

「パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」作成のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会の活動に関して、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
す。

さて、新型コロナウイルス感染症が流行する中、入院・自宅療養等を行う際、重症化の兆しの一つとして血中酸素飽和度の変化が参照されることを受け、パルスオキシメータに対する市場要請が高まり、医療者ではない一般市民による需要も急速に高まりました。しかし、パルスオキシメータにより測定された血中酸素飽和度の測定値の理解には呼吸生理学会的な基礎的理解が必要です。血中酸素飽和度の低下は生命に直結する重要な情報です。医師の指導に従って正しく測定を行い、適切に対応することが求められます。

こうした状況を踏まえ、当協会ヘルスケアインダストリ部会では、酸素飽和度測定機器 普及啓発タスクフォースを設置し、医療機器であるパルスオキシメータの一般市民に向けての適正な販売プロモーションの促進、血中酸素飽和度測定に関する安全な使用に関する一般市民への理解を促進することを目的として、「パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」を作成いたしました。

今後、当協会会員各社は一般市民にパルスオキシメータの情報を正しく提供し、ガイドラインを元にパルスオキシメータの安全で適切な使用方法の啓発に努めていく所存です。

ここに、「パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」を提出致しますとともに、関係方面へのご供覧、ご指導を含む今後のご高配をお願い申し上げます。

敬具

パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン  
(第1版)

令和四年二月三日

一般社団法人電子情報技術産業協会 ヘルスケアインダストリ部会

酸素飽和度測定機器 普及啓発タスクフォース

## パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン作成にあたって

新型コロナウイルス感染症が流行する中、入院・自宅療養等を行う際、重症化の兆しの一つとして血中酸素飽和度の変化が参照されることを受け、パルスオキシメータに対する市場要請が高まり、医療者ではない一般市民による需要も急速に高まりました。

パルスオキシメータにより測定された血中酸素飽和度の低下は生命に直結する重要な情報であり、その測定値の解釈には呼吸生理学的な基礎的理解が必要です。医師の指導に従って正しく測定を行い、適切に対応することが求められます。

パルスオキシメータには、性能と安全性を定める個別の日本産業規格（JIS T 80601-2-61／規格名称：医用電気機器－医用パルスオキシメータの基本安全及び必須性能に関する個別要求事項）があり機器が担保すべき性能・機能の規定だけでなく、安全な使用のための提供すべき情報も細かく規定されておりますが一般市民に対する販売時における適正情報提供に関しては規定されておられません。

そこで、当タスクフォースでは、医療機器として認証又は承認（以下「認証等」という）されたパルスオキシメータの一般市民に向けての適正な販売プロモーションの促進、血中酸素飽和度測定に関する安全な使用に関する一般市民の理解を促進することを目的として、「パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」を作成いたしました。

ガイドライン作成に関しては、医療機器の広告・表示に関連する法規（薬機法、医薬品等適正広告基準等）の順守及び、JIS T 80601-2-61で規定された安全使用のための情報提供基準の参照を行っております。

パルスオキシメータの製造・販売・広告に関わる事業者におかれましては、製品の広告等を作成するにあたり、一般市民にパルスオキシメータに関する情報を正しく理解いただくと共に、本ガイドラインを活用し、日本国内におけるパルスオキシメータの広告・表示の適正化に努めていただけるようお願いいたします。

謝辞：本ガイドライン作成にあたっては、一般社団法人日本呼吸器学会からガイドライン作成への貴重な助言を賜りました。また、同会発刊の「よくわかるパルスオキシメータ」を参考にさせていただきました。記して感謝申し上げます。

令和四年二月三日  
一般社団法人電子情報技術産業協会 ヘルスケアインダストリ部会  
酸素飽和度測定機器 普及啓発タスクフォース

## パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン

### 目次

パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン作成にあたって	2
第一 目的	4
第二 広告・表示を行う者の責務	4
第三 対象となる広告・表示の範囲	4
第四 適正広告・表示の内容	4
1. 名称関係	4
2. 製造方法関係	5
3. 性能、使用目的又は効果、及び安全性	5
4. 使用及び取扱い上の注意について広告に付記すべき事項	8
5. 他社製品の誹謗広告の制限及び自社製品の比較広告	9
6. 医療関係者等の推せんによる広告の禁止	9
7. 懸賞、賞品等による広告の禁止	9
8. 不当に顧客を誘引するおそれのある表現の自粛	10
9. 不快・不安等の感じを与える広告の制限	10
10. テレビ、ラジオの提供番組等における広告の取扱い	10
【別紙】テレビ、ラジオ等のメディアごとの広告の注意点	11

## パルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン

### 第一 目的

本ガイドラインは、一般市民に対して、医科向け医療機器であるパルスオキシメータを広告するにあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品等適正広告基準等を遵守し、JIS T 80601-2-61「パルスオキシメータの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項」を参照し、一般市民が適正な購入選択と安全な使用を行える広告表現の適正化を目的とする。

### 第二 広告・表示を行う者の責務

1. パルスオキシメータの広告を行う者は、一般市民がパルスオキシメータを適切に選択、適正に入手し、安全に使用できるよう正確な情報の伝達に努めなければならない。
2. パルスオキシメータの管理医療機器・特定保守管理医療機器としての本質に鑑み、その品位を損なう又は信用を傷つけるおそれのある広告をしてはならない。
3. 一般市民及び医療関係者に対し適正使用のための情報発信、啓発活動に努めるものとする。

### 第三 対象となる広告・表示の範囲

本ガイドラインにおけるパルスオキシメータの広告媒体の範囲は一般市民を対象とした、商品、及びこれらに添付した取扱説明書、保証書等による表示、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ、交通機関、屋外広告、ウェブサイト及びソーシャル・ネットワーキング・サービス等のすべての媒体を活用した広告並びにポスター及び不特定多数の使用者に配布される印刷物、タブレット等のデジタルツール、その他顧客を誘引するための手段として用いられるすべての媒体について適用する。

また、一般市民向け広告を作成するに当たり事業者間で提供される広告素材、データ等も対象とする。

### 第四 適正広告・表示の内容

本章は、医薬品等適正広告基準（平成29年9月29日付け薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別紙）第4並びに医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等（平成29年9月29日付け薬生監麻発0929第5号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知別紙）に準じるが、パルスオキシメータに関連しない基準内容は省略するものとする。

#### 1. 名称関係

パルスオキシメータの名称は、認証等を受けた販売名又は一般的名称を使用すること。

- (1) 一般的名称である「パルスオキシメータ」は、認証等を受けた機器に限り使用できるため、一般的名称及び販売名を併記することが望ましい。
- (2) スペースの問題等で併記できない場合は、販売名を記載すること。
- (3) 販売名と異なる略称や愛称で表示する場合は、それらが「販売名」と同一製品である旨を付記すること。
- (4) 「家庭用」、「運動管理」等の医家向け医療機器でないと誤認を与えるような記載をしてはならない。

## 2. 製造方法関係

製造方法について、認証等を受けた製造方法と異なる表現又はその優秀性について事実と反する認識を与えるおそれのある表現をしてはならない。

また、原産国を誤認させる表現をしてはならない。

- (1) 「最高の技術」、「最も進歩した製造方法」等の最大級の表現又は「近代科学の粋を集めた製造方法」、「理想的な製造方法」等最大級の表現に類する表現は、その優秀性を実態以上に誤認するおそれがあるのでしてはならない。

なお、製造部門、品質管理部門、研究部門等を広告の題材として使用することは、それが事実であって、製造方法等の優秀性に誤認を与えない場合に限り差し支えない。

- (2) 特許について

特許に関する虚偽又は誇大な広告を行った場合は本項に抵触する。なお、特許が事実である場合は、本ガイドライン第四 6. 「医療関係者等の推せんによる広告の禁止」により取扱う。

- (3) 研究について

各製造販売業者等が、その製品にかかわる研究内容を述べる場合は、事実を正確に、強調せずに表現すること。

## 3. 性能、使用目的又は効果、及び安全性

- (1) パルスオキシメータの性能等の表現

性能、使用目的又は効果（以下「性能等」という。）についての表現は、明示的又は暗示的であるか否かにかかわらず認証等を受けた性能等の範囲をこえてはならない。

- (2) 家庭等で一般市民がパルスオキシメータを利用する際の注意点

- 1) 一般市民への広告表現においては、疾病の診断、治療又は予防といった医療用途での自己利用が可能であると誤認させる表現をしてはならない。医療用途での利用について表現する場合は、同時に以下の表現をすること。また、日本呼

吸器学会等の関係学会から出されている利用方法、注意事項等の情報を使用者に提供すること。

- ①家庭等で一般市民が使用する場合には、医師、医療従事者及びその指示を受け使用方法の説明を受けた者が使用すること。
  - ②医師の指導なく、パルスオキシメータの数値によって疾患の自己判断を行わないこと。
  - ③低酸素血症の兆候による受診判断等に関しては、医師よりその機器を使った受診判断指導を受けた上での使用が必要であること。
  - ④医師への適切な情報提供のため、表示された数値だけでなく、測定時の状況、体調その他自覚症状、脈拍数や脈波レベル等の同時に取得されている数値やエラー表示等併せて伝えるべきこと。
- 2) 登山、スポーツ等医療目的以外のその他の用途に関しても健康や生命に関わる可能性のある用途に関しては、日本登山医学会等の関係医学会から出されている利用方法・注意事項等の情報を使用者に提供すること。
- なお、医療目的以外の用途のみの記載や医療目的以外の用途を強調する記載をすることによって一般市民の安易な使用を助長するような記載をしてはならない。

### (3) 測定性能に関する表記

- 1) 性能に関する表記を行う場合には、JIS T 80601-2-61「パルスオキシメータの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項」に則ること。
  - ①測定性能が高いことを訴求する場合には精度評価のArmsの値を明示し、試験概要を記載すること。
  - ②低脈波性能が高い事を訴求する場合は試験評価概要を記載すること。
  - ③体動性能が高い事を訴求する場合は試験評価概要を記載すること。
- 2) パルスオキシメータ全般として実際の値に対して数%程度ずれることがあり、さらに、以下の場合などに誤差が生じる可能性があることを記載すること。
  - ①マニキュア、付け爪、ジェルネイル等をつけている、指が汚れている、爪が変色している場合。
  - ②プローブが正しく装着されていない場合。
  - ③測定中に体動がある場合。
  - ④手が冷たい等末しょう循環が悪い、血圧が低い場合。
  - ⑤一酸化炭素中毒や喫煙直後の場合。
  - ⑥周囲の光(照明灯、蛍光灯、強い直射日光等)に影響を受ける環境にある場合。

※⑥の括弧内は必要な対策が取られていない光源について記載すること。なお、すべての光源について必要な対策が取られている場合には、⑥の記載を省略し

て差し支えない。

(4) 安全性に関する記載

- 1) パルスオキシメータ等の安全性が確実であることを保証するような表現をしてはならない。
- 2) 低温やけど、痛み、アレルギー反応、皮膚炎、かぶれ、血行障害が有害事象として発生しうる旨を記載すること。
- 3) 長時間の装着は低温やけどや皮膚炎等を誘引する事から連続装着は避ける旨を記載すること。

(5) 本来の性能等と認められない表現の禁止

「感染症の予防」等、パルスオキシメータの使用目的又は効果から外れる表現をすることにより、その性能等を誤認させるおそれのある記載をしてはならない。

(6) 認証等番号の記載

印刷媒体、テレビ、インターネット等視覚的表記が可能な媒体には必ず製品の認証等番号を記載すること。

(7) 原材料、形状、構造及び寸法等についての表現の範囲

パルスオキシメータの原材料、構成部品、形状、構造、寸法及び原理について、認証等された内容を逸脱した表現、あるいは虚偽又は不正確な表現を用いて性能等又は安全性について事実と反する認識を与えるおそれのある表現をしてはならない。

(8) 歴史的な表現

企業の歴史の事実として単に「創業〇〇年」等と広告することは差し支えない。また、「△△（商品名）販売〇〇周年」等単に当該製品が製造販売された期間の事実のみを表現し、性能等又は安全性を保証するような表現がなされていなければ差し支えない。ただし、「△△（商品名）は〇〇年の歴史を持っているから良いのです。」等その企業又は当該製品の歴史に関連させ、安全性、優秀性の保証となる表現をしてはならない。

(9) 臨床データ等の例示

一般市民向けの広告にあつては、使用目的又は効果及び安全性に関して臨床データや実験例等を例示することは、消費者に対して説明不足となり、かえってパルスオキシメータの使用目的又は効果及び安全性について誤解を与えるおそれがあるのでしてはならない。

(10) 使用体験談等

一般市民向けの広告にあつては、使用者の感謝の言葉等の例示及び「私も使っています」等の使用体験又は体験談的広告は、客観的裏付けとはなりえず、かえって消費者に対してパルスオキシメータの効能効果等又は安全性について誤解を

与えるおそれがあるのではではない。ただし、タレントが単に製品の説明や提示を行う場合は、この限りではない。

(11) 「世界〇〇か国で使用されている」旨の表現

「世界〇〇か国で使用されている」、「累計総販売台数〇〇台」旨の表現については、性能等又は安全性を保証するような表現での使用は認められないが、単に事実のみを表現する場合であれば差し支えない。

(12) 安全性の表現

「安全です、安心してお使い下さい」、「安全性が高い」等と根拠なく漠然とした表現は、消費者に過度の期待や安心感を与えてしまうおそれがあるので使用してはならない。

(13) 性能等又は安全性について最大級の表現又はこれに類する表現の禁止

商品の効能効果等、安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現をしてはならない。

1) 最大級の表現

「世界一、東洋一を誇る〇〇」等の表現をしてはならない。

2) 安全性の表現

「比類なき安全性」、「絶対安全」等の表現をしてはならない。

3) 新発売の表現

「新発売」、「新しい」等の表現は、製品発売後12か月間を目安に使用できる。

(14) 乱用助長を促すおそれのある広告の制限

乱用助長を促すおそれのある広告をしてはならない。

(15) 一般市民向け広告における効能効果についての表現の制限

医師の診断もしくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、医師の診断もしくは治療によることなく治癒ができるかの表現は、医療関係者以外の一般市民を対象とする広告に使用してはならない。

#### 4. 使用及び取扱い上の注意について広告に付記すべき事項

(1) 使用及び取扱い上の注意に留意すべき事項は、付記すること。ただし、看板等の工作物で商品名のみを広告する場合はこの限りではない。

(2) パルスオキシメータは医療機器であり、また、保守管理に特別の注意が求められる機器であることから、「管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」の文言を強調表現にならない範囲で記載すること。

(3) 商品の取扱説明書には正しい装着方法を記載すること。

(4) パルスオキシメータの原理的に発生しうる誤差要因を踏まえて、以下の注意事項を記載すること。

① マニキュア、付け爪、ジェルネイル等をつけている場合は、外して測ること。

- ②取扱説明書を読んで、正しく装着すること。また、正しい位置で測定すること。
- ③測定するときは体や機器を動かしたりしないこと。
- ④脈動が弱くなっているとき、血圧が低いときには不正確になりやすいこと。
- ⑤一酸化炭素中毒や喫煙直後には不正確になるおそれがあること。
- ⑥周囲の光（照明灯、蛍光灯、強い直射日光等）の影響を受ける環境にある場合は、不正確になるおそれがあること。

※⑥の括弧内は必要な対策が取られていない光源について記載すること。なお、すべての光源について必要な対策が取られている場合には、⑥の記載を省略して差し支えない。

- (5) 表示方向が変更可能な機器は、表示の見間違いを行わないための注意事項を記載すること。
- (6) 機器を適正で安全に使用するために、取扱説明書、添付文書の安全使用に関する注意文書を必ず読む旨を記載すること。また、家庭での医療用途で安全に使用するための注意事項は、3. (2) 1) を参照すること。

## 5. 他社製品の誹謗広告の制限及び自社製品の比較広告

パルスオキシメータの品質、性能、安全性その他について、他社の製品を中傷し、又は誹謗するような広告をしてはならない。

製品同士の比較広告を行う場合は、自社製品の範囲で、その対照製品の名称を明示する場合に限定し、明示的、暗示的を問わず他社製品との比較広告は行わないこと。この場合でも説明不足にならないよう十分に注意すること。

## 6. 医療関係者等の推せんによる広告の禁止

公衆衛生の維持増進のため、公務所又はこれに準ずるものが指定している事実を告知することが必要な場合を除き、パルスオキシメータ等の性能等に関し、一般市民の認識に相当の影響を与える国内外の官公庁、医療関係者、病院、診療所、薬局、学校又は学会を含む団体等が指定し、公認し、推せんし、指導し、又は適用している、あるいは特許を取得している等の広告をしてはならない。

なお、「〇〇県で採用されている」、「〇〇病院で使用されている」等は、本項に抵触するため、事実であっても広告してはならない。

また、特許に関しては、事実であっても本項に抵触するため、事実であっても広告してはならない。

## 7. 懸賞、賞品等による広告の禁止

過剰な懸賞、賞品等射こう心を煽るような方法による広告をしてはならない。

## 8. 不当に顧客を誘引するおそれのある表現の自粛

不当に顧客を誘引するおそれのある広告をしてはならない。

## 9. 不快・不安等の感じを与える広告の制限

不快、迷惑、不安、又は恐怖を与えるおそれのある表現や方法を用いた広告をしてはならない。

## 10. テレビ、ラジオの提供番組等における広告の取扱い

- (1) テレビ、ラジオの提供番組又は映画演劇等において出演者が特定のパルスオキシメータの品質、効能効果等、安全性その他について言及し、又は暗示する行為をしてはならない。
- (2) テレビ、ラジオの子ども向け提供番組における広告については、パルスオキシメータについて誤った認識を与えないよう特に注意しなければならない。
- (3) テレビ、ラジオ等のメディアごとの広告の注意点については、別紙に記載する。

## 【別紙】

### テレビ、ラジオ等のメディアごとの広告の注意点

本文に規定する他、テレビ、ラジオ等のメディアごとの広告において特に注意すべき点については、次のとおり。

#### 1. テレビ及びウェブサイト上の動画等における広告

(1) テレビ及びウェブサイト上の広告では、パルスオキシメータ（又は販売名）は「管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」であること、及び医師の指導に従って正しく使うことについて表示すること。その際、静止した明確な文字で3秒以上画面の中央に、文章全体が画面の縦もしくは横の2分の1以上を占めるように表示すること。また、これらの注意事項の露出と併せて擬音等の音声で注意喚起を行うことを入れてもよい。

(2) その他、以下の内容を表示すること。

- 1) 製造販売業者の名称及び住所、製品名称、認証等番号。
- 2) 「取扱説明書を必ず読むこと」を表現する内容。

なお、(1)、(2)のいずれも、内容が正確に理解できれば表現は問わない。

#### 2. ラジオ等における広告

(1) ラジオ等における広告では、「管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」の旨を強調表現にならない範囲で流すこと。

(2) その他、以下の内容を流すこと。

- 1) 「パルスオキシメータ（又は販売名）は医師の指導に従って正しくお使いください。」の旨を表現する内容。
- 2) 「取扱説明書を必ず読むこと」を表現する内容。

なお、(1)、(2)のいずれも、内容が正確に理解できれば表現は問わない。

#### 3. 屋外広告、看板、ディスプレイ等構築物・工作物による広告の場合は、「テレビ及びウェブサイト上の動画等における広告」と同様とする。ただし、商品名のみを広告する場合はこの限りではない。

#### 4. インターネット等における使用上の注意等の表記

(1) インターネット広告とは、ウェブサイト、アフィリエイト広告、バナー広告、電子メール広告、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等を指す。

(2) ウェブサイト中、特定の別サイトへのリンクが設けられている場合は、当該別

サイトについても広告の一部とみなされることもあるので、当該別サイトにおける広告表現についても留意すること。

(3) インターネットモールでの複数ウェブサイトの比較表示を行うことも広告とみなされることもあるので、当該別サイトにおける広告表現についても留意すること。

1) ウェブサイトにおける広告では、以下の内容を表示すること。

- ・「管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」である旨（ただし、強調表現にならない範囲で表現すること。）。
- ・「パルスオキシメータ（又は販売名）は医師の指導に従って正しくお使いください。」の旨を表現する内容。
- ・「取扱説明書を必ず読むこと」の旨を表現する内容。
- ・製造販売業者名称及び住所、製品名称、認証等番号。
- ・販売業者名称及び住所、高度管理医療機器等販売業許可番号。

2) インターネットモールでの広告等において、「モールでの売り上げNo.1」等の販売量が性能や安全性でも優れているかのような誤認を与える表現をしてはならない。

3) バナー広告については、ウェブサイトへリンクされているため、バナー広告自体は上記1)の規定に準じなくてもよいが、一般市民に誤認等を与えるような表示を行ってはならない。

4) 電子メール広告については、ウェブサイトへリンクされているものはバナー広告と同様に扱う。ただし、単独で完結するものについては、上記1)と同様の扱いとする。

5) SNSについては、ウェブサイトへリンクされているものはバナー広告と同様に扱う。ただし、単独で完結するものについては、上記1)と同様の扱いとする。文字数等の制限によりすべてが表示できない場合は単独で完結させず、ウェブサイトへのリンクを貼るとともに、以下の内容を表示すること。

- ・販売名及び医療機器認証等番号。
- ・「管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」である旨。

事 務 連 絡  
令和4年2月7日

公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本保険薬局協会  
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和4年1月31日付事務連絡）」に関するQ&Aについて

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛て事務連絡が送付されましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。



事務連絡  
令和4年2月7日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医政局経済課

「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和4年1月31日付事務連絡）」に関するQ&Aについて

抗原定性検査キットの発注等に当たっての留意事項については、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について」（令和4年1月31日付事務連絡）によりお示ししているところですが、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、内容につき御了知いただくとともに、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

問1 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付一部改正事務連絡）等において、医療従事者である濃厚接触者については、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること等の要件等を満たした場合に、医療に従事することは不要不急の外出に当たらず、勤務することが可能であるとされているが、この場合の抗原定性検査キットの供給に当たっての優先付けはどのようなになるのか。

答

- 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付一部改正事務連絡）において、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者である濃厚接触者が、医療に従事するために行う検査については、原則として行政検査として実施することが望ましいとされているところ。
- このため、医療機関（歯科医療機関を含む）が行う当該検査に用いる抗原定性検査キットの発注については、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」（令和4年1月27日付け事務連絡）でお示した（1）と同様に優先となること。

問2 「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」（令和4年1月27日付け事務連絡）において、行政検査を行う医療機関からの発注は優先とされているが、当該医療機関が抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者又はメーカーから購入しようとする際には、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について」（令和4年1月31日付事務連絡。以下「令和4年1月31日付事務連絡」という。）の別紙1「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」を提出する必要はあるのか。

答

- 行政検査を行う医療機関が抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者又はメーカーから購入する際には、令和4年1月31日付事務連絡の別紙1「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」の提出は不要であること。

問3 令和4年1月31日付事務連絡の（4）その他、一般販売等を行う薬局等の「等」とは何を指しているのか。

答

- 令和4年1月31日付事務連絡の（4）の「その他、一般販売等を行う薬局等」とは、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」（令和4年1月27日付け事務連絡）でお示した（1）～（3）以外で、抗原定性検査キットを購入する者を指す。

- 具体的には、一般販売を行う薬局のほか、（２）の「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和４年１月５日付け事務連絡）に基づき、濃厚接触者で社会機能維持者である方が待機期間を短縮するために実施する検査以外の検査を行う事業者等が含まれること。
- なお、令和４年１月31日付事務連絡の別紙１「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」における「その他」についても同様であり、（１）～（３）よりも優先度が低いことに留意すること。

問４ 令和４年１月31日付事務連絡の別紙１「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」について、提出日、担当者名及び担当者連絡先は、当該説明書を提出する地方自治体、事業者、薬局等が記載するのか、受領する医薬品卸売販売業者又はメーカーが記載するのか。

答

- 令和４年１月31日付事務連絡の別紙１「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」については、提出日、担当者名及び担当者連絡先を含めて、当該説明書を提出する地方自治体、事業者、薬局等が全て記載すること。

薬生薬審発 0210 第 7 号  
薬生安発 0210 第 2 号  
薬生監麻発 0210 第 1 号  
令和 4 年 2 月 10 日

各 

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

### 特例承認に係る医薬品に関する特例について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号。以下「政令」という。）第 75 条第 2 項及び第 3 項の規定により、緊急に使用される必要があるため、その直接の容器等に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 50 条及び第 68 条の 17 の規定による記載等を行ういとまがないと認められるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品に、ニルマトレルビル・リトナビル及びその製剤を指定する告示（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 33 号））が本日公布され、同日付けで施行されました。

これに伴い、ニルマトレルビル・リトナビル及びその製剤については、下記の

とおり特例承認に係る医薬品に関する特例が適用されますので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るよう、お願いいたします。

## 記

特例承認に係る医薬品に関する特例について

(1) 政令第75条第2項関係

法第44条第2項中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「これに添付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

(2) 政令第75条第3項関係

法第50条及び第68条の17中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「これに添付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

(3) 政令第75条第4項関係

法第51条及び法第68条の19において読み替えて準用する法第51条の規定は、適用しない。

(4) 政令第75条第5項関係

法第52条第1項中「その容器又は被包」とあるのは「これに添付する文書（以下この項において「添付文書」という。）若しくはその容器若しくは被包」と、「を入手するために必要な番号、記号その他の符号が」とあるのは「及び第14条の3第1項（第20条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による第14条若しくは第19条の2の承認を受けている旨の情報を入手するために必要な番号、記号その他の符号が記載され、又は添付文書若しくはその容器若しくは被包に、当該注意事項等情報が記載され、かつ、その容器若しくは被包（添付文書に当該注意事項等情報が記載されているときは、当該添付文書及びその容器若しくは被包）に、当該承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより」とする。

(5) 政令第75条第6項関係

法第54条中「内袋を含む」とあるのは「内袋を含む。以下この条において同じ」と、「次に掲げる事項が記載されてはならない」とあるのは「第1号及び第3号に掲げる事項並びに第14条の3第1項（第20条第1項において準用する場合を含む。）、第23条の2の8第1項（第23条の2の20第1項において準用する場合を含む。）又は第23条の28第1項（第23条の40第1項において準用する場合を含む。）の規定による第14条、第19条の2、第23条の2の5、第23条の2の17、第23条の25又は第23条の37の承認に係る当該医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の用途以外の用途が記載されてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 75 条第 2 項、第 3 項、第 9 項若しくは第 11 項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品又はこれらの容器若しくは被包（直接の容器又は直接の被包が包装されている場合における外部の容器又は外部の被包を除く。）になされた外国語の記載については、この限りでない」とする。

（6）政令第 75 条第 7 項関係

法第 55 条第 1 項中「第 50 条から前条まで」とあるのは「第 50 条、第 52 条又は前 2 条」と、法第 68 条の 19 において読み替えて準用する法第 55 条第 1 項中「第 51 条若しくは第 53 条」とあるのは「第 53 条」とする。

（7）政令第 75 条第 8 項関係

法第 56 条中「次の各号」とあるのは「第 6 号から第 8 号まで」とする。

（8）政令第 75 条第 15 項関係

法第 68 条の 2 の 3 の規定は、適用しない。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第七十五条第二項及び第三項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品（令和二年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年二月十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）第七十五条第二項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ニルマトレルビル・リトナビル及びその製剤 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>二 令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) ニルマトレルビル・リトナビル及びその製剤 (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）第七十五条第二項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター） (新設)</p> <p>(3) モルヌピラビル及びその製剤 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>二 令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) ソトロビマブ（遺伝子組換え）及びその製剤 (新設)</p> <p>(6) モルヌピラビル及びその製剤 (略)</p> <p>(7) (略)</p>

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年11月分

November, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。  
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

## 7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

## 8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

#### (6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
O T C 医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年11月の家電大型専門店販売額は3579億円、前年同月比で見ると▲10.6%の減少となった。

商品別にみると、通信家電が同▲25.6%の減少、カメラ類が同▲13.8%の減少、AV家電が同▲12.6%の減少、情報家電が同▲12.2%の減少、生活家電が同▲10.2%の減少となった。

一方、その他が同9.4%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,579	507	807	272	90	1,481	422	2,625
▲10.6	▲12.6	▲12.2	▲25.6	▲13.8	▲10.2	9.4	2.5

## 6. ドラッグストア販売額の動向

2021年11月のドラッグストア販売額は5916億円、前年同月比で見ると1.2%の増加となった。

商品別にみると、その他が同10.9%の増加、調剤医薬品が同9.0%の増加、食品が同4.2%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同1.7%の増加となった。

一方、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同▲6.3%の減少、OTC医薬品が同▲4.3%の減少、健康食品が同▲1.9%の減少、ビューティケア(化粧品・小物)が同▲1.2%の減少、トイレタリーが同▲0.7%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,916	531	675	408	183	737	542	922	1,797	121	17,550
1.2	9.0	▲4.3	▲6.3	▲1.9	▲1.2	▲0.7	1.7	4.2	10.9	3.6

## 7. ホームセンター販売額の動向

2021年11月のホームセンター販売額は2716億円、前年同月比で見ると▲3.7%の減少となった。

商品別にみると、インテリアが同▲9.0%の減少、電気が同▲8.4%の減少、家庭用品・日用品が同▲7.5%の減少、オフィス・カルチャーが同▲6.0%の減少、カー用品・アウトドアが同▲2.6%の減少、ペット・ペット用品が同▲1.2%の減少、その他が同▲1.2%の減少、園芸・エクステリアが同▲0.6%の減少、DIY用具・素材が同▲0.4%の減少となった。

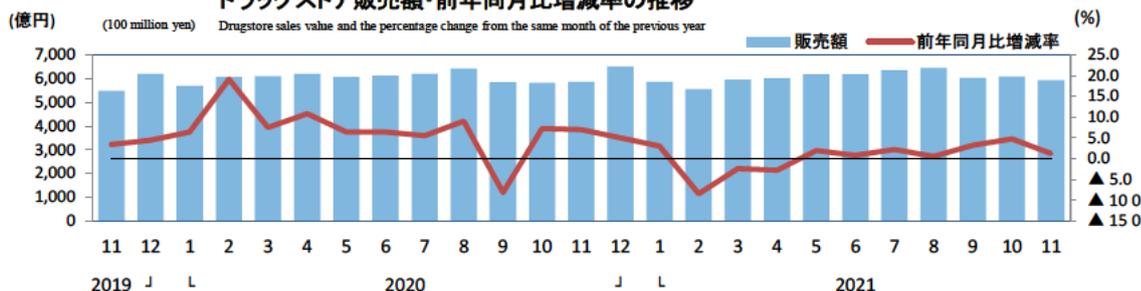
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園芸・エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウト ドア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
2,716	664	222	184	551	367	229	116	126	257	4,373
▲3.7	▲0.4	▲8.4	▲9.0	▲7.5	▲0.6	▲1.2	▲2.6	▲6.0	▲1.2	▲1.0

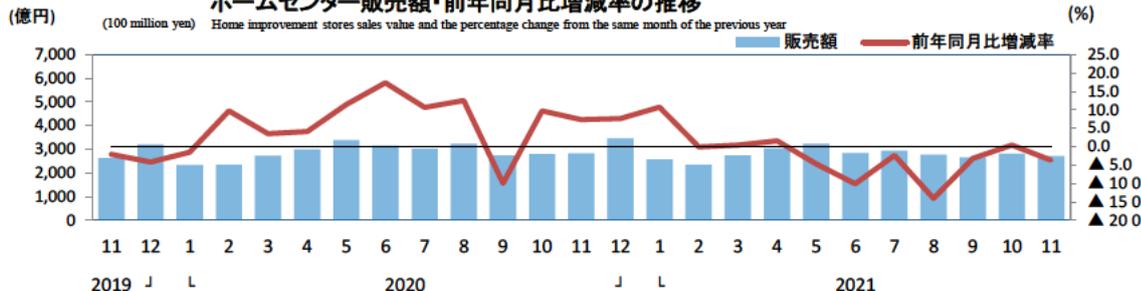
### 家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



### ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



### ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2018年度	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	F Y 2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2020	49,157	8.4	2,566	72,350	3.2	16,969	35,221	6.7	4,374	2020
2020年 7~9月	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3 2020
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2021年 1~3月	12,210	10.9	2,566	17,353	▲2.8	16,969	7,654	3.5	4,374	Q1 2021
4~6	11,126	▲4.1	2,583	18,367	▲0.1	17,225	9,093	▲4.5	4,367	Q2
7~9	11,670	▲8.5	2,611	18,814	1.9	17,370	8,366	▲6.8	4,368	Q3
2020年 9月	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep 2020
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb
3	4,413	13.6	2,566	5,947	▲2.4	16,969	2,733	0.4	4,374	Mar
4	3,520	14.5	2,577	6,010	▲2.8	17,083	3,034	1.6	4,379	Apr
5	3,820	0.7	2,583	6,182	1.9	17,164	3,228	▲4.7	4,374	May
6	3,786	▲19.9	2,583	6,175	0.8	17,225	2,831	▲10.1	4,367	Jun
7	4,422	▲2.9	2,614	6,339	2.2	17,289	2,940	▲2.4	4,372	Jul
8	3,697	▲18.3	2,607	6,442	0.5	17,325	2,772	▲14.0	4,367	Aug
9	3,551	▲3.3	2,611	6,033	3.2	17,370	2,654	▲3.2	4,368	Sep
10	3,511	1.9	2,615	6,088	4.7	17,467	2,809	0.4	4,368	Oct
11	3,579	▲10.6	2,625	5,916	1.2	17,550	2,716	▲3.7	4,373	Nov

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2018年	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	C Y 2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2020	7,284,078	595,498	890,608	548,711	226,388	903,560	654,550	1,147,189	2,183,409	134,165	17,000	2020
2018年度	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	F Y 2018
2019	7,009,551	569,237	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,450	2019
2020	7,234,962	598,711	872,350	530,664	225,135	888,375	653,912	1,137,243	2,192,766	135,806	16,969	2020
2020年 7~9月	1,845,599	146,775	223,011	140,785	60,334	225,581	167,643	296,559	549,063	35,848	16,788	Q3 2020
10~12	1,816,309	155,567	218,844	132,993	56,700	231,920	166,867	284,911	534,383	34,124	17,000	Q4
2021年 1~3月	1,735,303	151,535	214,552	125,613	54,244	213,300	155,089	262,435	527,188	31,347	16,969	Q1 2021
4~6	1,836,654	152,390	216,412	124,978	58,284	232,634	164,257	289,126	564,294	34,279	17,225	Q2
7~9	1,881,434	157,421	225,188	130,902	61,503	228,440	166,261	296,917	578,597	36,205	17,370	Q3
2020年 9月	584,600	48,262	68,884	43,326	19,465	70,485	52,593	92,197	177,233	12,155	16,788	Sep 2020
10	581,275	51,483	70,873	42,114	18,716	72,949	52,621	89,865	172,049	10,605	16,866	Oct
11	584,732	48,701	70,533	43,538	18,675	74,565	54,604	90,695	172,496	10,925	16,948	Nov
12	650,302	55,383	77,438	47,341	19,309	84,406	59,642	104,351	189,838	12,594	17,000	Dec
2021年 1月	585,417	48,145	69,775	45,223	18,206	72,289	52,998	91,278	176,500	11,003	16,904	Jan 2021
2	555,146	48,759	69,390	40,495	17,280	65,819	48,996	82,958	171,911	9,538	16,892	Feb
3	594,740	54,631	75,387	39,895	18,758	75,192	53,095	88,199	178,777	10,806	16,969	Mar
4	600,979	52,646	70,854	40,822	18,805	77,181	53,323	92,265	184,017	11,066	17,083	Apr
5	618,194	48,372	72,748	42,582	19,697	77,916	55,201	98,158	191,631	11,889	17,164	May
6	617,481	51,372	72,810	41,574	19,782	77,537	55,733	98,703	188,646	11,324	17,225	Jun
7	633,932	53,058	75,820	42,631	20,694	80,232	56,833	100,840	191,794	12,030	17,289	Jul
8	644,158	52,008	78,448	45,726	21,378	77,032	56,621	101,532	199,183	12,230	17,325	Aug
9	603,344	52,355	70,920	42,545	19,431	71,176	52,807	94,545	187,620	11,945	17,370	Sep
10	608,772	53,217	70,440	41,920	19,263	73,981	54,532	95,528	188,089	11,802	17,467	Oct
11	591,588	53,070	67,474	40,803	18,317	73,671	54,205	92,227	179,705	12,116	17,550	Nov
2018年	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	C Y 2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2020	6.6	7.8	▲1.1	26.7	2.1	▲10.4	4.1	11.6	12.4	10.2	3.5	2020
2018年度	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	F Y 2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	3.7	2019
2020	3.2	5.2	▲4.0	14.4	0.2	▲11.4	2.3	6.4	9.2	10.1	3.2	2020
2020年 7~9月	1.8	4.8	▲4.1	30.6	▲0.0	▲17.7	▲2.6	4.3	7.7	13.2	3.8	Q3 2020
10~12	6.3	7.1	▲1.6	22.3	6.6	▲4.9	8.6	11.5	8.1	8.8	3.5	Q4
2021年 1~3月	▲2.8	2.2	▲7.8	▲12.6	▲2.3	▲6.6	▲0.4	▲3.7	1.8	5.5	3.2	Q1 2021
4~6	▲0.1	5.2	0.2	▲4.8	8.2	6.9	▲0.0	▲1.4	▲3.1	▲0.6	3.7	Q2
7~9	1.9	7.3	1.0	▲7.0	1.9	1.3	▲0.8	0.1	5.4	1.0	3.5	Q3
2020年 9月	▲8.2	2.5	▲15.2	14.0	▲6.9	▲29.6	▲16.1	▲10.4	2.4	11.8	3.8	Sep 2020
10	7.2	10.0	1.9	28.2	9.0	▲3.4	10.6	11.3	6.3	6.7	3.8	Oct
11	7.0	3.1	▲2.5	24.3	8.9	▲3.5	9.6	13.0	9.4	9.9	3.7	Nov
12	5.0	8.1	▲3.6	15.9	2.3	▲7.5	5.9	10.4	8.7	9.7	3.5	Dec
2021年 1月	3.0	4.0	▲8.0	▲5.5	▲4.9	▲7.5	5.8	11.1	10.9	13.4	2.8	Jan 2021
2	▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6	Feb
3	▲2.4	5.0	▲1.6	▲6.1	7.7	▲1.7	0.2	▲7.4	▲4.0	6.0	3.2	Mar
4	▲2.8	1.0	▲2.2	▲0.3	9.7	8.0	▲0.9	▲5.5	▲8.9	2.1	3.6	Apr
5	1.9	8.3	2.6	▲4.9	12.8	11.5	1.8	1.5	▲2.5	0.8	3.7	May
6	0.8	6.9	0.3	▲8.7	2.8	1.7	▲1.0	▲0.3	2.8	▲4.4	3.7	Jun
7	2.2	5.8	0.9	▲11.5	3.3	4.7	▲0.0	▲0.4	6.4	3.2	3.6	Jul
8	0.5	7.5	▲0.6	▲7.2	2.6	▲1.8	▲2.7	▲1.6	4.0	1.7	3.6	Aug
9	3.2	8.5	3.0	▲1.8	▲0.2	1.0	0.4	2.5	5.9	▲1.7	3.5	Sep
10	4.7	3.4	▲0.6	▲0.5	2.9	1.4	3.6	6.3	9.3	11.3	3.6	Oct
11	1.2	9.0	▲4.3	▲6.3	▲1.9	▲1.2	▲0.7	1.7	4.2	10.9	3.6	Nov

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売 Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	Hokkaido		Tohoku		Kanto		Chubu		Kansai		Chugoku		Shikoku		Kyushu		Okinawa		
	店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		
	Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		
2018年	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	C.Y. 2018
2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
2020	286,971	696	508,978	1,284	3,169,802	7,242	926,334	2,215	1,019,867	2,546	390,157	859	223,274	544	731,931	1,536	26,764	78	2020
2018年度	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	F.Y. 2018
2019	283,490	703	475,334	1,209	3,061,380	7,007	866,335	2,098	1,028,672	2,460	361,440	841	210,851	525	693,948	1,529	28,101	78	2019
2020	281,690	698	509,779	1,306	3,146,229	7,237	927,489	2,245	1,007,082	2,576	390,954	861	223,465	552	722,179	1,419	26,095	75	2020
2020年 7~9月	72,661	694	131,548	1,251	801,536	7,154	234,397	2,174	256,029	2,519	99,175	849	56,602	535	186,901	1,532	6,750	80	Q3 2020
10~12	70,626	696	126,210	1,284	794,531	7,242	229,842	2,215	253,057	2,546	98,760	859	55,742	544	181,030	1,536	6,511	78	Q4
2021年 1~3月	67,311	698	123,843	1,306	762,507	7,237	223,970	2,245	241,548	2,576	91,927	861	53,205	552	164,875	1,419	6,117	75	Q1 2021
4~6	70,524	698	133,125	1,332	796,163	7,320	238,308	2,313	258,950	2,631	99,032	874	57,077	553	176,734	1,430	6,741	74	Q2
7~9	73,302	699	140,184	1,364	817,701	7,375	244,133	2,326	262,614	2,648	100,505	892	58,281	559	178,114	1,434	6,600	73	Q3
2020年 9月	23,840	694	42,470	1,251	253,455	7,154	73,787	2,174	79,971	2,519	31,137	849	17,722	535	60,051	1,532	2,167	80	Sep 2020
10	23,092	695	41,020	1,266	253,727	7,189	73,006	2,183	80,219	2,530	31,578	851	17,907	540	58,686	1,533	2,040	79	Oct
11	23,715	695	41,620	1,276	257,872	7,218	73,534	2,204	80,305	2,540	31,004	856	17,723	543	56,853	1,538	2,106	78	Nov.
12	23,819	696	43,570	1,284	282,932	7,242	83,302	2,215	92,533	2,546	36,178	859	20,112	544	65,491	1,536	2,365	78	Dec.
2021年 1月	24,186	696	42,817	1,288	256,435	7,241	75,945	2,226	80,378	2,556	30,726	861	17,732	545	55,168	1,414	2,030	77	Jan 2021
2	22,169	696	39,728	1,294	242,918	7,218	73,136	2,232	77,438	2,558	28,712	863	17,030	540	52,023	1,414	1,992	77	Feb
3	20,956	698	41,298	1,306	263,154	7,237	74,889	2,245	83,732	2,576	32,489	861	18,443	552	57,684	1,419	2,095	75	Mar.
4	23,426	698	43,561	1,324	260,387	7,274	77,163	2,269	84,706	2,604	32,280	866	18,746	552	58,419	1,421	2,291	75	Apr
5	22,675	704	43,688	1,329	267,830	7,301	80,295	2,297	87,665	2,614	33,840	870	19,498	553	60,461	1,421	2,242	75	May
6	24,423	698	45,876	1,332	267,946	7,320	80,850	2,313	86,579	2,631	32,912	874	18,833	553	57,854	1,430	2,208	74	Jun
7	24,026	697	46,510	1,344	275,645	7,351	81,876	2,319	89,554	2,638	34,617	880	19,517	554	60,044	1,432	2,143	74	Jul
8	25,135	697	48,267	1,355	280,170	7,358	83,472	2,325	89,295	2,647	34,389	883	20,334	555	60,861	1,432	2,235	73	Aug.
9	24,141	699	45,407	1,364	261,886	7,375	78,785	2,326	83,765	2,648	31,499	892	18,430	559	57,209	1,434	2,222	73	Sep
10	22,899	704	44,136	1,376	262,763	7,400	79,916	2,342	86,264	2,669	33,461	896	19,264	563	58,083	1,444	1,986	73	Oct
11	23,011	707	43,466	1,386	259,515	7,434	77,027	2,353	83,216	2,685	31,130	899	17,959	567	54,288	1,447	1,976	72	Nov.
2018年	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	C.Y. 2018
2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
2020	3.1	▲0.7	10.8	7.1	6.3	2.9	10.5	7.3	0.8	4.4	10.5	1.8	8.2	2.6	7.6	0.3	▲3.4	1.3	2020
2018年度	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	F.Y. 2018
2019	6.6	1.4	10.0	6.2	7.2	2.8	9.5	7.3	4.8	4.7	7.0	2.2	6.7	3.1	4.9	1.9	10.5	5.4	2019
2020	▲0.6	▲0.7	7.2	8.0	2.8	3.3	7.1	7.0	▲2.1	4.7	8.2	2.4	6.0	5.1	4.1	▲7.2	▲7.1	▲3.8	2020
2020年 7~9月	0.4	▲0.7	7.0	6.5	1.4	3.1	5.6	8.2	▲4.0	4.7	2.4	1.2	1.9	3.3	4.5	1.4	▲10.3	6.7	Q3 2020
10~12	0.7	▲0.7	9.2	7.1	6.5	2.9	8.0	7.3	0.8	4.4	13.8	1.8	10.5	2.6	7.4	0.3	▲2.4	1.3	Q4
2021年 1~3月	▲7.3	▲0.7	0.7	8.0	▲3.0	3.3	0.5	7.0	▲5.0	4.7	0.9	2.4	0.4	5.1	▲5.6	▲7.2	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
4~6	▲0.8	0.1	3.9	8.2	1.1	3.5	▲0.4	7.8	1.0	5.9	▲2.0	3.3	▲1.4	4.7	▲6.7	▲6.8	0.4	▲3.9	Q2
7~9	0.9	0.7	6.6	9.0	2.0	3.1	4.2	7.0	2.6	5.1	1.3	5.1	3.0	4.5	▲4.7	▲6.4	▲2.2	▲8.7	Q3
2020年 9月	▲4.0	▲0.7	1.7	6.5	▲8.5	3.1	▲5.9	8.2	▲15.9	4.7	▲11.5	1.2	▲11.2	3.3	▲3.4	1.4	▲16.6	6.7	Sep 2020
10	▲7.5	▲0.1	5.1	6.9	7.6	3.1	8.0	8.0	3.4	5.0	19.4	1.4	15.3	2.9	10.7	1.2	▲3.3	3.9	Oct
11	9.8	▲0.7	14.0	7.2	7.5	3.0	7.4	7.6	▲1.1	4.7	14.3	1.8	9.5	2.8	6.1	0.9	▲0.9	1.3	Nov.
12	1.0	▲0.7	8.8	7.1	4.7	2.9	8.4	7.3	0.2	4.4	8.9	1.8	7.4	2.6	5.7	0.3	▲2.8	1.3	Dec.
2021年 1月	▲1.2	▲0.7	7.5	7.2	2.8	2.7	9.0	7.6	▲2.9	4.8	9.1	1.8	7.1	3.2	0.1	▲7.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲9.6	▲0.6	▲3.4	7.4	▲9.6	2.3	▲4.4	7.4	▲9.6	4.7	▲7.0	2.1	▲5.2	2.5	▲11.5	▲7.4	▲17.4	▲1.3	Feb
3	▲11.1	▲0.7	▲1.9	8.0	▲1.8	3.3	▲2.3	7.0	▲2.5	4.7	1.2	2.4	▲0.3	5.1	▲5.0	▲7.2	0.5	▲3.8	Mar.
4	1.1	▲0.7	1.1	8.3	▲1.8	3.7	▲4.5	7.7	▲1.5	5.7	▲5.0	2.6	▲3.5	4.5	▲9.4	▲7.1	▲2.7	▲5.1	Apr
5	▲2.0	0.7	5.7	8.0	3.2	3.7	0.3	7.8	2.7	6.1	1.8	3.0	0.8	4.7	▲3.9	▲7.2	6.8	▲1.3	May
6	▲1.4	0.1	4.9	8.2	1.8	3.5	3.1	7.8	1.8	5.9	▲2.8	3.3	▲1.6	4.7	▲6.6	▲6.8	▲2.5	▲3.9	Jun
7	▲0.9	0.0	7.1	8.5	2.0	3.1	4.3	7.8	3.4	5.7	3.3	4.0	4.1	5.3	▲3.8	▲6.6	▲9.2	▲6.3	Jul
8	2.3	0.3	5.7	8.7	0.9	3.1	1.7	7.6	▲0.1	5.8	▲0.4	4.4	1.0	4.5	▲5.5	▲6.6	0.5	▲8.7	Aug.
9	1.3	0.7	6.9	9.0	3.3	3.1	6.8	7.0	4.7	5.1	1.2	5.1	4.0	4.5	▲4.7	▲6.4	2.5	▲8.7	Sep
10	▲0.8	1.3	7.6	8.7	3.6	2.9	9.5	7.3	7.5	5.5	6.0	5.3	7.6	4.3	▲1.0	▲5.8	▲2.6	▲7.6	Oct
11	▲3.0	1.7	4.4	8.6	0.6	3.0	4.8	6.8	3.6	5.7	0.4	5.0	1.3	4.4	▲4.5	▲5.9	▲6.2	▲7.7	Nov.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments											
2018 年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2018 年度	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2020	281,690	698	65,206	185	82,611	220	142,339	344	48,516	144	64,469	177
2020 年 7～9 月	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10～12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2021 年 1～3 月	67,311	698	15,720	185	19,837	220	34,865	344	11,734	144	15,656	177
4～6	70,524	698	16,971	188	21,842	227	36,999	348	12,808	146	16,944	181
7～9	73,302	699	17,759	193	23,263	233	38,542	356	13,648	151	17,880	183
2020 年 9 月	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021 年 1 月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
3	20,956	698	5,244	185	6,729	220	11,710	344	3,852	144	5,173	177
4	23,426	698	5,522	189	7,117	224	12,291	346	4,175	146	5,580	180
5	22,675	704	5,627	188	7,185	225	12,068	350	4,207	145	5,496	180
6	24,423	698	5,822	188	7,540	227	12,640	348	4,426	146	5,868	181
7	24,026	697	5,917	189	7,724	226	12,774	354	4,567	149	5,918	181
8	25,135	697	6,104	192	8,039	230	13,226	355	4,694	149	6,138	183
9	24,141	699	5,738	193	7,500	233	12,542	356	4,387	151	5,824	183
10	22,899	704	5,714	195	7,554	233	12,024	357	4,267	153	5,546	186
11	23,011	707	5,454	195	7,323	235	12,101	362	4,127	154	5,452	186
2018 年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2018 年度	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2020	▲0.6	▲0.7	7.8	5.1	4.9	11.7	6.8	7.2	7.5	6.7	9.0	6.6
2020 年 7～9 月	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10～12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2021 年 1～3 月	▲7.3	▲0.7	1.0	5.1	0.2	11.7	0.2	7.2	0.9	6.7	1.3	6.6
4～6	▲0.8	0.1	4.5	6.8	5.3	10.7	3.2	5.8	5.8	8.1	4.1	6.5
7～9	0.9	0.7	5.8	9.0	9.7	12.0	5.3	6.0	8.5	9.4	7.4	5.8
2020 年 9 月	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021 年 1 月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4
3	▲11.1	▲0.7	▲1.8	5.1	0.0	11.7	▲1.6	7.2	▲2.7	6.7	▲2.2	6.6
4	1.1	▲0.7	2.4	7.4	1.9	11.4	1.4	6.8	3.1	7.4	0.9	6.5
5	▲2.0	0.7	6.4	6.8	6.9	10.3	4.8	6.7	8.3	6.6	6.3	5.9
6	▲1.4	0.1	4.7	6.8	7.1	10.7	3.4	5.8	6.2	8.1	5.2	6.5
7	▲0.9	0.0	6.0	6.8	9.6	9.7	5.4	6.6	9.5	10.4	7.4	5.2
8	2.3	0.3	4.3	8.5	8.2	11.7	4.8	6.0	8.6	8.8	7.7	5.8
9	1.3	0.7	7.3	9.0	11.4	12.0	5.6	6.0	7.4	9.4	7.0	5.8
10	▲0.8	1.3	6.0	8.3	14.0	11.5	5.7	6.3	8.1	8.5	7.4	6.9
11	▲3.0	1.7	1.4	8.3	7.1	9.3	4.3	7.4	4.4	9.2	4.6	6.3

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y	2018	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838		2019		
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871		2020		
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	F Y	2018		
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802		2019		
106,638	236	204,801	422	147,899	295	133,285	320	449,482	1,099	371,144	857	717,236	1,865		2020		
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3	2020		
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4			
26,031	236	50,165	422	36,113	295	32,221	320	108,456	1,099	89,708	857	175,167	1,865	Q1	2021		
27,561	242	51,971	428	36,838	302	33,541	322	112,733	1,105	93,337	870	184,185	1,870	Q2			
29,092	248	54,761	428	38,935	307	34,697	326	115,493	1,110	96,230	871	184,058	1,883	Q3			
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep	2020		
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct			
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov			
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec			
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan	2021		
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb			
8,590	236	16,870	422	11,913	295	10,810	320	37,464	1,099	30,877	857	61,824	1,865	Mar			
8,876	239	16,805	425	11,957	298	10,912	323	36,846	1,100	30,364	860	61,045	1,868	Apr			
9,105	241	17,191	428	12,245	300	11,322	323	37,956	1,102	31,430	866	61,884	1,866	May			
9,580	242	17,975	428	12,636	302	11,307	322	37,931	1,105	31,543	870	61,256	1,870	Jun			
9,610	245	18,145	428	12,739	303	11,493	326	39,159	1,107	32,380	869	62,663	1,880	Jul			
10,066	246	19,121	428	13,520	304	12,017	326	39,543	1,107	32,961	871	62,109	1,880	Aug			
9,416	248	17,495	428	12,676	307	11,187	326	36,791	1,110	30,889	871	59,286	1,883	Sep			
9,031	252	17,223	432	12,410	312	11,058	326	37,415	1,110	30,942	873	58,600	1,888	Oct			
9,009	254	17,144	435	12,421	316	11,041	329	36,554	1,114	31,509	877	57,827	1,894	Nov			
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y	2018		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2		2019		
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8		2020		
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	F Y	2018		
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1		2019		
8.2	10.3	7.5	6.6	7.7	3.1	3.6	5.6	4.4	2.4	4.9	3.6	▲4.5	3.5		2020		
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3	2020		
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4			
0.8	10.3	1.4	6.6	0.8	3.1	▲3.2	5.6	▲2.8	2.4	▲2.0	3.6	▲7.2	3.5	Q1	2021		
2.2	12.0	1.1	4.6	▲2.5	7.5	▲1.3	3.9	▲1.0	2.0	▲0.5	4.1	5.5	2.9	Q2			
5.0	13.2	3.7	3.9	2.6	8.9	1.8	4.8	1.2	2.4	1.9	3.4	0.8	1.6	Q3			
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep	2020		
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct			
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov			
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec			
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan	2021		
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb			
▲3.2	10.3	▲0.2	6.6	▲3.2	3.1	▲4.3	5.6	▲2.3	2.4	▲1.5	3.6	▲2.1	3.5	Mar			
▲1.6	10.6	▲3.0	6.0	▲6.3	5.3	▲3.2	5.9	▲2.5	2.8	▲3.7	3.5	3.3	4.0	Apr			
3.7	11.6	4.7	5.4	▲0.7	6.4	1.7	4.2	▲0.7	2.1	1.6	3.6	8.5	3.7	May			
4.5	12.0	1.7	4.6	▲0.4	7.5	▲2.3	3.9	0.0	2.0	0.7	4.1	4.8	2.9	Jun			
7.0	12.9	3.5	4.4	0.9	7.1	0.5	4.5	0.8	2.6	1.5	3.5	1.3	1.5	Jul			
3.3	12.3	3.7	4.1	2.5	7.8	1.4	4.5	▲0.1	2.2	0.7	3.6	▲1.7	1.6	Aug			
4.8	13.2	4.1	3.9	4.4	8.9	3.6	4.8	3.0	2.4	3.8	3.4	2.9	1.6	Sep			
6.0	11.5	5.6	4.9	6.7	10.2	4.9	4.8	3.9	1.8	5.5	3.2	▲0.7	1.0	Oct			
4.3	11.4	3.8	5.6	4.4	9.0	3.2	4.4	0.7	1.9	1.5	2.9	▲3.6	1.3	Nov			

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments													
2018年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2018年度	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2020	545,855	1,134	124,693	346	86,938	192	108,674	230	74,316	153	56,712	128	94,497	243
2020年7~9月	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10~12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2021年1~3月	132,299	1,134	29,652	346	20,936	192	26,122	230	18,084	153	13,081	128	22,859	243
4~6	137,674	1,151	32,035	358	22,672	199	28,604	243	19,258	162	13,589	131	23,618	248
7~9	141,677	1,164	33,146	362	23,363	200	29,492	244	19,576	163	13,942	131	25,097	251
2020年9月	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021年1月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
3	45,688	1,134	10,077	346	6,948	192	8,609	230	5,750	153	4,332	128	7,805	243
4	44,978	1,141	10,292	354	7,347	197	9,263	236	6,308	156	4,438	128	7,713	246
5	46,538	1,148	10,873	358	7,678	201	9,665	242	6,476	159	4,576	129	7,979	247
6	46,158	1,151	10,870	358	7,647	199	9,676	243	6,474	162	4,575	131	7,926	248
7	48,089	1,160	11,046	359	7,757	199	9,632	244	6,517	162	4,728	131	8,379	249
8	48,418	1,161	11,538	360	8,006	200	10,332	245	6,604	164	4,824	131	8,755	250
9	45,170	1,164	10,562	362	7,600	200	9,528	244	6,455	163	4,390	131	7,963	251
10	45,948	1,169	10,726	363	7,771	202	9,689	248	6,513	164	4,450	130	8,069	251
11	45,295	1,171	10,287	365	7,595	204	9,401	249	6,205	165	4,516	132	7,897	252
2018年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2018年度	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2020	4.9	3.3	4.2	5.8	6.0	11.6	16.5	15.6	5.3	7.0	2.4	▲13.5	5.6	1.7
2020年7~9月	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10~12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2021年1~3月	▲1.9	3.3	▲3.5	5.8	0.2	11.6	4.4	15.6	1.5	7.0	▲7.8	▲13.5	▲1.3	1.7
4~6	0.2	4.4	2.0	8.2	1.8	10.6	1.4	14.6	▲1.0	12.5	▲6.0	▲12.1	1.0	3.3
7~9	2.4	3.4	3.0	8.1	5.4	8.1	6.9	13.0	5.6	11.6	▲5.5	▲11.5	3.3	3.3
2020年9月	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021年1月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7
3	▲1.5	3.3	▲3.9	5.8	▲2.9	11.6	1.2	15.6	▲6.1	7.0	▲8.9	▲13.5	▲0.5	1.7
4	▲3.4	3.4	▲0.3	7.3	▲4.6	15.9	▲1.0	17.4	▲6.3	9.9	▲7.5	▲13.5	▲3.6	2.5
5	2.1	4.5	5.3	8.2	5.9	13.6	3.0	16.3	▲1.3	11.2	▲2.9	▲12.8	5.6	2.5
6	2.0	4.4	1.0	8.2	4.3	10.6	2.3	14.6	5.1	12.5	▲7.6	▲12.1	1.3	3.3
7	2.3	3.9	4.3	7.8	7.8	9.3	8.3	14.0	8.4	12.5	▲4.3	▲12.1	4.0	2.9
8	1.9	3.9	1.7	7.8	3.6	8.7	6.5	13.4	1.0	13.9	▲6.1	▲12.1	3.2	3.3
9	3.0	3.4	3.1	8.1	5.0	8.1	6.1	13.0	7.8	11.6	▲5.9	▲11.5	2.5	3.3
10	4.0	3.5	7.2	7.4	12.8	8.0	12.0	17.5	11.7	10.1	▲4.5	▲11.6	4.9	2.9
11	1.5	3.4	0.5	6.4	8.6	8.5	8.4	15.8	4.1	10.7	▲3.4	▲10.2	2.3	2.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

## (Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month	
店舗数 Establishments															
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y	2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954		2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994		2020
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903	F Y	2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955		2019
177,578	443	300,625	528	462,932	1,129	91,367	251	83,142	216	119,684	331	382,811	1,011		2020
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3	2020
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4	
42,397	443	72,786	528	112,497	1,129	22,018	251	19,915	216	28,589	331	92,689	1,011	Q1	2021
44,818	453	76,642	535	119,251	1,158	22,963	260	21,144	221	31,176	334	99,656	1,033	Q2	
45,119	450	79,665	542	122,095	1,170	24,064	262	21,688	223	31,689	334	100,501	1,041	Q3	
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep	2020
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct	
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov	
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec	
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan	2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb	
14,057	443	25,494	528	37,905	1,129	7,370	251	6,819	216	10,017	331	32,631	1,011	Mar	
14,504	444	25,037	531	38,642	1,137	7,407	255	6,896	219	10,153	333	32,681	1,025	Apr	
14,992	448	25,836	534	40,171	1,147	7,789	259	7,133	222	10,624	333	33,585	1,028	May	
15,322	453	25,769	535	40,438	1,158	7,767	260	7,115	221	10,399	334	33,390	1,033	Jun	
15,171	449	26,824	539	41,303	1,165	8,013	262	7,309	221	10,781	333	34,526	1,037	Jul	
15,290	449	27,364	540	41,445	1,167	8,399	264	7,398	222	10,868	336	34,046	1,040	Aug	
14,658	450	25,477	542	39,347	1,170	7,652	262	6,981	223	10,040	334	31,929	1,041	Sep	
14,799	454	25,922	546	39,878	1,176	7,779	262	7,119	225	10,361	342	33,093	1,048	Oct	
14,079	452	25,024	549	38,494	1,185	7,458	263	6,915	227	10,105	342	31,784	1,053	Nov	
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y	2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5		2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2		2020
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9	F Y	2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8		2019
4.6	2.5	5.5	3.9	6.6	7.6	5.0	2.0	6.3	5.9	▲0.1	3.4	▲10.7	5.9		2020
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3	2020
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4	
▲0.9	2.5	0.1	3.9	0.8	7.6	▲2.0	2.0	▲0.6	5.9	▲4.8	3.4	▲9.1	5.9	Q1	2021
▲3.6	3.9	1.4	4.5	0.4	8.4	▲2.6	4.4	▲1.6	7.3	2.7	4.4	3.7	6.4	Q2	
0.8	2.7	4.9	4.8	4.6	7.7	4.0	5.2	3.2	6.2	3.7	2.8	3.5	5.5	Q3	
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep	2020
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct	
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov	
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec	
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan	2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb	
▲5.3	2.5	1.2	3.9	▲1.5	7.6	▲3.8	2.0	▲2.0	5.9	▲1.2	3.4	▲2.2	5.9	Mar	
▲8.0	2.8	▲2.7	4.5	▲3.4	7.7	▲6.9	2.8	▲5.2	6.8	▲0.2	3.4	1.3	7.1	Apr	
▲5.4	2.8	2.6	4.7	1.1	8.0	▲0.9	4.4	▲0.6	7.8	5.0	3.7	5.8	7.5	May	
3.0	3.9	4.4	4.5	3.7	8.4	0.1	4.4	1.2	7.3	3.2	4.4	4.2	6.4	Jun	
2.3	3.0	5.0	5.1	3.9	8.7	2.3	5.6	3.3	7.3	4.5	3.4	4.3	5.9	Jul	
▲3.0	2.7	4.1	5.1	1.7	8.7	2.9	6.0	▲0.2	6.2	1.4	4.0	1.1	6.3	Aug	
3.4	2.7	5.8	4.8	8.5	7.7	7.1	5.2	6.8	6.2	5.3	2.8	5.3	5.5	Sep	
5.8	3.7	6.5	5.2	10.0	7.2	7.8	4.8	8.3	7.1	8.3	5.6	7.8	5.5	Oct	
▲0.2	2.5	3.4	5.8	5.1	6.8	4.6	5.2	5.0	6.6	5.7	4.6	3.7	6.0	Nov	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments													
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2018年度	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2020	260,414	634	54,035	136	32,680	95	28,696	72	40,293	80	96,484	194	140,193	316
2020年7~9月	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10~12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2021年1~3月	61,744	634	12,732	136	7,795	95	6,712	72	9,431	80	23,091	194	32,763	316
4~6	65,761	645	13,499	138	8,456	98	7,345	74	10,205	80	24,928	198	35,098	322
7~9	66,816	647	13,723	140	8,621	100	7,597	77	10,572	81	25,094	208	35,441	325
2020年9月	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
3	21,448	634	4,392	136	2,675	95	2,379	72	3,368	80	8,128	194	11,709	316
4	21,514	638	4,399	137	2,755	96	2,431	73	3,415	81	7,915	194	11,475	317
5	22,358	637	4,616	138	2,873	97	2,463	74	3,386	80	8,753	195	11,944	321
6	21,889	645	4,484	138	2,828	98	2,451	74	3,404	80	8,260	198	11,679	322
7	22,814	646	4,682	140	2,925	99	2,651	76	3,727	80	8,415	199	12,322	323
8	22,773	645	4,675	140	2,931	100	2,592	76	3,545	80	8,718	201	12,147	324
9	21,229	647	4,366	140	2,765	100	2,354	77	3,300	81	7,961	208	10,972	325
10	21,875	650	4,446	140	2,857	100	2,573	79	3,531	81	8,240	210	11,966	324
11	21,238	657	4,268	141	2,701	100	2,395	79	3,209	81	7,872	211	11,022	326
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2018年度	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2020	4.5	1.8	2.7	6.3	10.3	9.2	9.7	7.5	10.8	1.3	8.5	▲0.5	6.9	2.6
2020年7~9月	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10~12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2021年1~3月	▲2.6	1.8	▲4.8	6.3	0.6	9.2	2.1	7.5	3.7	1.3	2.1	▲0.5	▲0.5	2.6
4~6	▲1.5	3.2	▲3.0	7.0	0.7	10.1	▲0.7	8.8	▲2.4	0.0	0.3	1.5	▲3.1	3.5
7~9	0.3	2.7	▲0.9	6.9	3.9	11.1	3.4	11.6	3.3	1.3	2.9	5.6	▲0.1	4.8
2020年9月	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6
3	▲2.5	1.8	▲4.1	6.3	▲0.9	9.2	3.8	7.5	5.5	1.3	▲0.6	▲0.5	2.0	2.6
4	▲3.1	2.4	▲4.4	7.9	▲0.9	9.1	▲3.5	7.4	▲4.3	1.3	▲3.0	▲1.0	▲6.4	2.9
5	0.4	2.1	▲1.0	8.7	1.6	11.5	2.5	8.8	▲0.0	0.0	6.0	0.0	0.9	3.5
6	▲1.9	3.2	▲3.5	7.0	1.4	10.1	▲1.0	8.8	▲2.8	0.0	▲2.1	1.5	▲3.7	3.5
7	0.8	3.5	▲1.2	6.9	5.4	11.2	5.2	11.8	6.0	0.0	5.2	2.1	1.0	3.9
8	▲2.4	2.7	▲3.4	7.7	1.1	12.4	2.3	10.1	0.8	0.0	0.1	3.1	▲0.9	4.9
9	2.6	2.7	2.2	6.9	5.4	11.1	2.7	11.6	3.2	1.3	3.8	5.6	▲0.4	4.8
10	5.8	3.0	4.0	5.3	9.8	11.1	9.2	14.5	6.3	1.3	7.8	6.6	4.9	4.5
11	2.8	3.8	0.0	6.0	2.8	8.7	4.5	12.9	1.5	1.3	2.7	6.6	▲1.1	4.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

## (Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y	2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86		2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87		2020
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86	F Y	2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87		2019
85,288	199	38,283	83	53,548	129	96,263	245	35,371	95	297,871	595	47,626	86		2020
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3	2020
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4	
19,930	199	9,003	83	13,019	129	22,720	245	8,463	95	66,521	595	11,025	86	Q1	2021
21,456	200	9,680	84	13,649	129	24,739	245	9,009	95	70,640	601	11,901	86	Q2	
21,801	201	9,755	85	13,939	130	25,252	248	9,335	96	71,388	603	11,862	85	Q3	
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep	2020
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct	
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov	
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec	
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan	2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb	
6,905	199	3,123	83	4,322	129	8,123	245	2,875	95	23,633	595	3,824	86	Mar	
7,044	201	3,186	83	4,357	129	8,252	245	2,951	95	23,578	595	3,904	86	Apr	
7,294	200	3,325	84	4,816	129	8,315	245	3,042	95	24,035	595	4,089	86	May	
7,118	200	3,169	84	4,476	129	8,172	245	3,016	95	23,027	601	3,908	86	Jun	
7,502	202	3,300	84	4,663	129	8,444	246	3,110	95	24,013	601	4,031	86	Jul	
7,387	202	3,368	84	4,915	129	8,847	247	3,204	95	24,221	601	4,027	85	Aug	
6,912	201	3,087	85	4,361	130	7,961	248	3,021	96	23,154	603	3,804	85	Sep	
7,151	202	3,205	85	4,666	131	8,338	251	3,055	96	23,322	607	3,858	86	Oct	
6,632	202	3,042	86	4,244	132	7,769	251	2,904	98	21,908	608	3,597	86	Nov	
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y	2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0		2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2		2020
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2	F Y	2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2		2019
8.2	3.6	4.0	2.5	7.4	0.8	5.3	7.0	7.9	9.2	1.7	▲15.4	6.9	▲1.1		2020
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3	2020
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4	
0.1	3.6	▲2.3	2.5	3.7	0.8	▲0.8	7.0	1.4	9.2	▲10.0	▲15.4	▲2.6	▲1.1	Q1	2021
▲3.1	4.2	▲3.9	2.4	▲1.1	3.2	▲1.1	5.2	▲0.3	8.0	▲10.8	▲14.4	▲5.2	▲3.4	Q2	
0.2	4.1	0.1	6.3	3.1	1.6	3.3	5.1	4.9	5.5	▲7.4	▲13.6	▲3.1	▲3.4	Q3	
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep	2020
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct	
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov	
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec	
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan	2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb	
▲0.6	3.6	▲1.6	2.5	▲2.1	0.8	1.3	7.0	▲0.7	9.2	▲9.2	▲15.4	▲3.8	▲1.1	Mar	
▲5.5	4.7	▲5.2	3.8	▲6.0	3.2	▲1.8	4.7	▲2.4	6.7	▲13.2	▲15.4	▲8.6	▲1.1	Apr	
▲1.0	4.2	▲1.9	5.0	3.7	3.2	0.2	4.7	1.1	6.7	▲8.0	▲15.4	▲2.3	▲1.1	May	
▲2.8	4.2	▲4.8	2.4	▲0.9	3.2	▲1.5	5.2	0.5	8.0	▲11.0	▲14.4	▲4.5	▲3.4	Jun	
2.9	5.2	1.4	5.0	3.4	3.2	4.8	5.6	6.5	8.0	▲6.1	▲14.0	▲0.3	▲3.4	Jul	
▲1.6	4.7	▲3.0	5.0	2.1	1.6	1.5	5.6	2.3	5.6	▲8.0	▲13.9	▲5.6	▲4.5	Aug	
▲0.7	4.1	2.4	6.3	4.1	1.6	3.7	5.1	6.3	5.5	▲8.1	▲13.6	▲3.3	▲3.4	Sep	
4.5	3.6	5.5	4.9	9.6	2.3	7.4	5.9	7.2	2.1	▲5.3	▲13.0	1.3	▲1.1	Oct	
▲1.6	3.1	2.0	6.2	▲0.1	3.1	1.4	5.0	2.5	3.2	▲7.3	▲13.0	▲3.5	▲1.1	Nov	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	C Y 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2018年度	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	F Y 2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2020	63,557	126	96,068	173	66,879	119	66,286	125	83,892	195	26,095	75	2020
2020年7~9月	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3 2020
10~12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2021年1~3月	14,873	126	22,190	173	15,188	119	15,527	125	19,551	195	6,117	75	Q1 2021
4~6	16,122	126	23,850	173	16,367	119	16,423	126	21,431	199	6,741	74	Q2
7~9	16,231	127	23,856	175	16,293	120	16,657	125	21,827	199	6,600	73	Q3
2020年9月	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep 2020
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
3	5,158	126	7,692	173	5,292	119	5,316	125	6,769	195	2,095	75	Mar
4	5,297	126	7,874	175	5,384	118	5,427	126	6,955	195	2,291	75	Apr
5	5,513	126	8,198	172	5,662	118	5,653	126	7,311	198	2,242	75	May
6	5,312	126	7,778	173	5,321	119	5,343	126	7,165	199	2,208	74	Jun
7	5,522	126	8,054	175	5,518	119	5,593	126	7,313	199	2,143	74	Jul
8	5,549	126	8,193	175	5,597	119	5,761	127	7,513	199	2,235	73	Aug
9	5,160	127	7,609	175	5,178	120	5,303	125	7,001	199	2,222	73	Sep
10	5,366	129	7,788	175	5,308	120	5,456	127	6,985	200	1,986	73	Oct
11	4,979	129	7,197	175	4,944	121	5,073	127	6,590	201	1,976	72	Nov
販売額(百万円)	Sales value (million yen)												
・													
店舗数(店)	Number of establishments												
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)												
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	C Y 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2018年度	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	F Y 2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2020	6.8	3.3	6.9	▲3.4	4.3	▲3.3	5.5	3.3	4.5	0.5	▲7.1	▲3.8	2020
2020年7~9月	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3 2020
10~12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2021年1~3月	▲0.6	3.3	▲1.6	▲3.4	▲6.2	▲3.3	▲0.5	3.3	▲2.3	0.5	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
4~6	▲1.0	0.8	▲4.4	▲4.4	▲7.7	▲3.3	▲3.8	4.1	▲0.9	2.6	0.4	▲3.9	Q2
7~9	▲1.3	0.8	▲4.2	▲3.3	▲5.7	▲2.4	▲3.0	2.5	0.2	2.6	▲2.2	▲8.7	Q3
2020年9月	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep 2020
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb
3	0.3	3.3	0.1	▲3.4	▲6.1	▲3.3	▲1.2	3.3	▲1.6	0.5	0.5	▲3.8	Mar
4	▲3.6	3.3	▲6.4	▲2.2	▲9.9	▲4.1	▲6.7	3.3	▲5.4	0.5	▲2.7	▲5.1	Apr
5	1.9	1.6	▲2.5	▲4.4	▲4.7	▲4.1	▲1.1	4.1	2.5	2.1	6.8	▲1.3	May
6	▲1.3	0.8	▲4.2	▲4.4	▲8.4	▲3.3	▲3.4	4.1	0.4	2.6	▲2.5	▲3.9	Jun
7	1.1	0.0	▲3.3	▲2.8	▲4.7	▲3.3	▲3.1	3.3	▲2.1	2.6	▲9.2	▲6.3	Jul
8	▲3.4	0.0	▲4.8	▲3.3	▲7.6	▲3.3	▲3.8	4.1	1.3	2.6	0.5	▲8.7	Aug
9	▲1.6	0.8	▲4.4	▲3.3	▲4.6	▲2.4	▲1.9	2.5	1.5	2.6	2.5	▲8.7	Sep
10	4.7	2.4	0.5	▲2.8	▲1.4	▲2.4	2.7	3.3	4.3	2.0	▲2.6	▲7.6	Oct
11	▲0.2	2.4	▲4.1	▲4.4	▲5.5	▲1.6	▲2.1	2.4	▲0.1	2.6	▲6.2	▲7.7	Nov

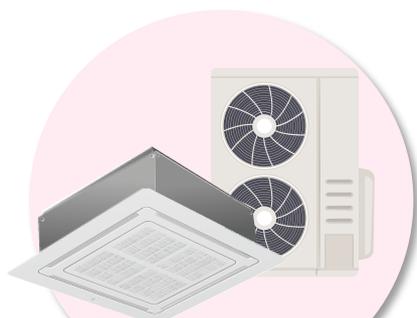
注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

# 「フロン排出抑制法」に基づく 第一種特定製品の管理者点検マニュアル

## 業務用冷凍空調機器

※業務用として製造・販売された機器です。  
はっきりしない時は製造メーカーにお問合せください。



パッケージエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵ショーケース



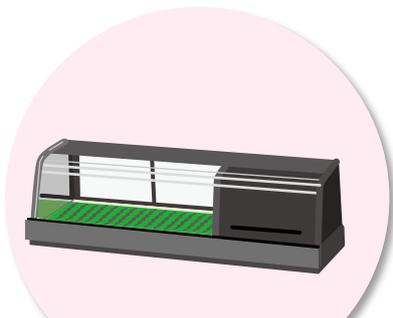
フラワーショーケース



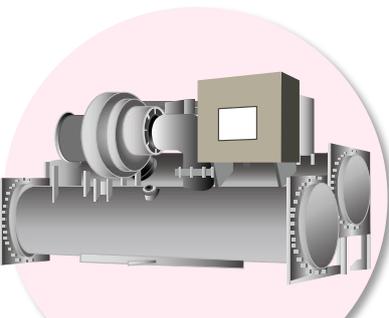
ビールディスペンサー



製氷機



寿司ネタケース



ターボ冷凍機



輸送用冷凍ユニット

等

令和3年3月



## 目 次

1	はじめに.....	1
2	点検の対象となる機器.....	2
3	管理者の定義.....	4
4	管理者の責務.....	5
5	簡易点検.....	6
5.1	機器別の簡易点検内容.....	8
5.2	業態別の簡易点検内容.....	16
6	定期点検.....	26
7	点検整備記録の作成と保存.....	27
8	機器の整備時及び廃棄時の対応.....	30
8.1	機器の整備時の対応.....	30
8.2	機器の廃棄時の対応.....	30
9	参考サイト.....	31

# 1 はじめに

## (1) フロン類とは何か

- フロン類とは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称であり、フロン排出抑制法では CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）をフロン類と呼んでいます。（このマニュアル内では、フロン類をわかりやすく単にフロンと呼びます。）
- 化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ、断熱材等の発泡用途、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど様々な用途に活用されてきました。

## (2) なぜフロン対策が必要か

- かつてフロンはオゾン層を破壊するということから、オゾン層を破壊しないフロン（代替フロン）が開発され、その利用が急速に広まりました。しかし、近年フロンの温室効果が気候変動に与える影響が大きいということが分かり、大きな課題となっています。フロンの温室効果は二酸化炭素の数十倍から一百万倍以上と非常に大きく、一度大気中に放出されると回収することはできません。
- フロンは、オフィスや商業施設などの空調設備、スーパーマーケットのショーケースなどの冷凍冷蔵設備に多く使用されており、配管の腐食や機器の老朽化、不十分な点検整備により使用段階においてフロンが漏えいすることがあります。
- 機器を廃棄する際は、フロンを適正に回収する必要がありますが、実際に回収されているのは4割程度です。故障や廃棄などに伴い漏えいすることが課題であり、都内でも近年排出量が増加しています。

## (3) 管理者点検マニュアル

- フロンは、業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵設備等に使用されていることから、これらの適切な管理・点検が必要です。定期的な点検などによる適正管理の徹底や、廃棄時の確実なフロン回収の実施など、使用や廃棄における排出防止が大切です。
- この「管理者点検マニュアル」は、フロンを冷媒とした店舗等業務用で使用している空調（エアコンディショナー）や冷凍・冷蔵庫の「管理者」を対象に、簡易点検等の方法をわかりやすくまとめたものです。

## 2 点検の対象となる機器

### 業務用のエアコンや冷凍冷蔵庫などが点検の対象です

点検の対象となる機器は、業務用の空調機器（エアコンディショナー）および冷凍冷蔵機器で、冷媒としてフロンが使われているものです。これらは、フロン排出抑制法で「第一種特定製品」といいます。

- エアコンディショナー（パッケージエアコン、ビル用マルチエアコン等）
  - 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍機能を有する自動販売機を含む）
- ※ 第二種特定製品（使用済み自動車再資源法で規定する特定エアコンディショナー（カーエアコン））を除く。

### 冷媒としてフロンを使用している機器

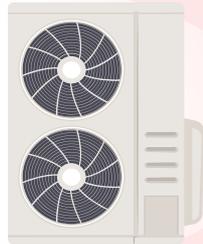
#### 【点検の対象となる機器の種類】

##### 業務用冷凍空調機器

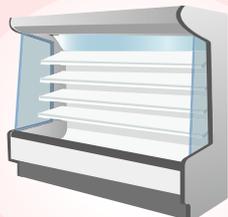
※業務用として製造・販売された機器です。不明な場合は、製造メーカーにお問合せください。



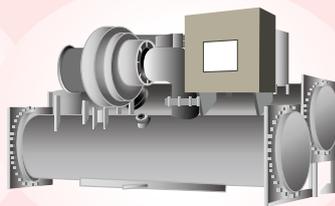
パッケージ  
エアコン



業務用  
冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵ショーケース



ターボ冷凍機

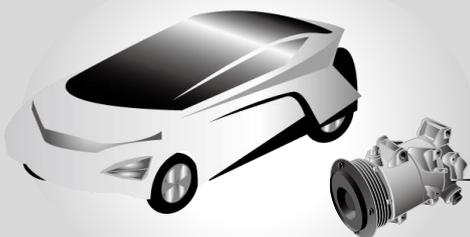


輸送用冷凍ユニット 等

#### 【対象とならないもの】

##### 第二種特定製品

※「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」で対応



カーエアコン

##### その他の家庭用機器

※「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」で対応



家庭用冷蔵庫



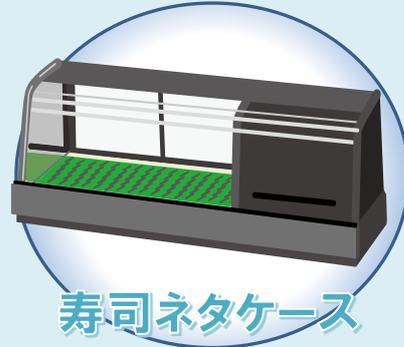
家庭用ルームエアコン

どんな機器  
が対象？

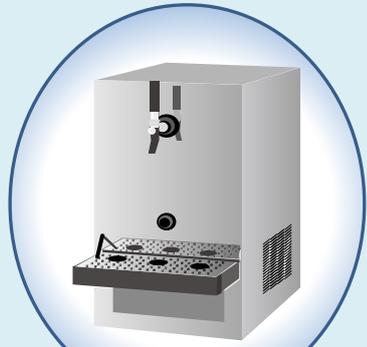
業務用の冷凍冷蔵庫、空調の他に、このような機器・設備も対象となります。



製氷機



寿司ネタケース

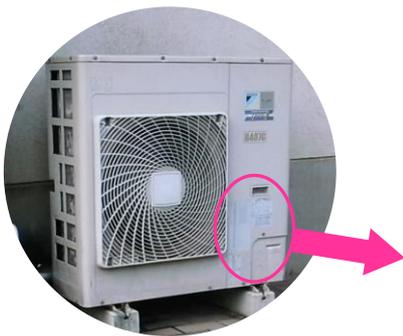


ビールディスペンサー



フラワーショーケース

対象となるかわからない場合は、銘板を確認してください



○○○○パッケージエアコン		
空冷ヒートポンプ式 室外ユニット		
型式	○○○○○	
<保守コード>	○○○○○	
製造番号	○○○○○	
電源	単相 200V~	50/60 Hz
始動電源	5	A
圧縮機用電動機	0.9	kW
送風機用電動機	34	w
冷媒種類	HFC	
冷媒番号	R410A	
冷媒充填容量	5	kg
製品重量	50	kg
○○○○○○○	第一種特定製品	
この製品には冷媒として「HFC」が使われています。		
(1)フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。		
(2)この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。		

- 2015年4月以降に販売された機器は、銘板に「第一種特定製品」であること、フロンの種類（冷媒種類）、量などが記載されています。
- 「家庭用」又は「ノンフロン」と表示されている機器は、フロン排出抑制法の対象外です。

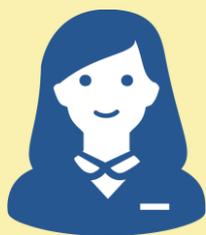
カタログや銘板に記載がない場合は、メーカーや販売店にお問い合わせください

### 3 管理者の定義

- 原則として、製品（機器）の所有者が管理者となります。
- 例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。
- 管理者は、点検やフロンの漏えい量を報告する義務がありますので、管理責任の所在に問題が生じないように、事前に明確にしておく必要があります。
- 保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務の遂行であるため、委託元が管理者です。
- 所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者で相互に確認し、管理者がどちらにあるかを明確する必要があります。

所有及び管理の形態	「管理者」となる者
自己所有／自己管理の製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有ではない場合 （リース／レンタル製品）	当該製品のリース／レンタル契約において、管理責任（製品の日常的な管理、故障時の修理等）を有する者
自己所有ではない場合 （ビル・建物等に設置された製品で 入居者が管理しないもの等）	当該製品を有する者（ビル・建物のオーナー等）

管理者と  
対象機器



#### <管理者>

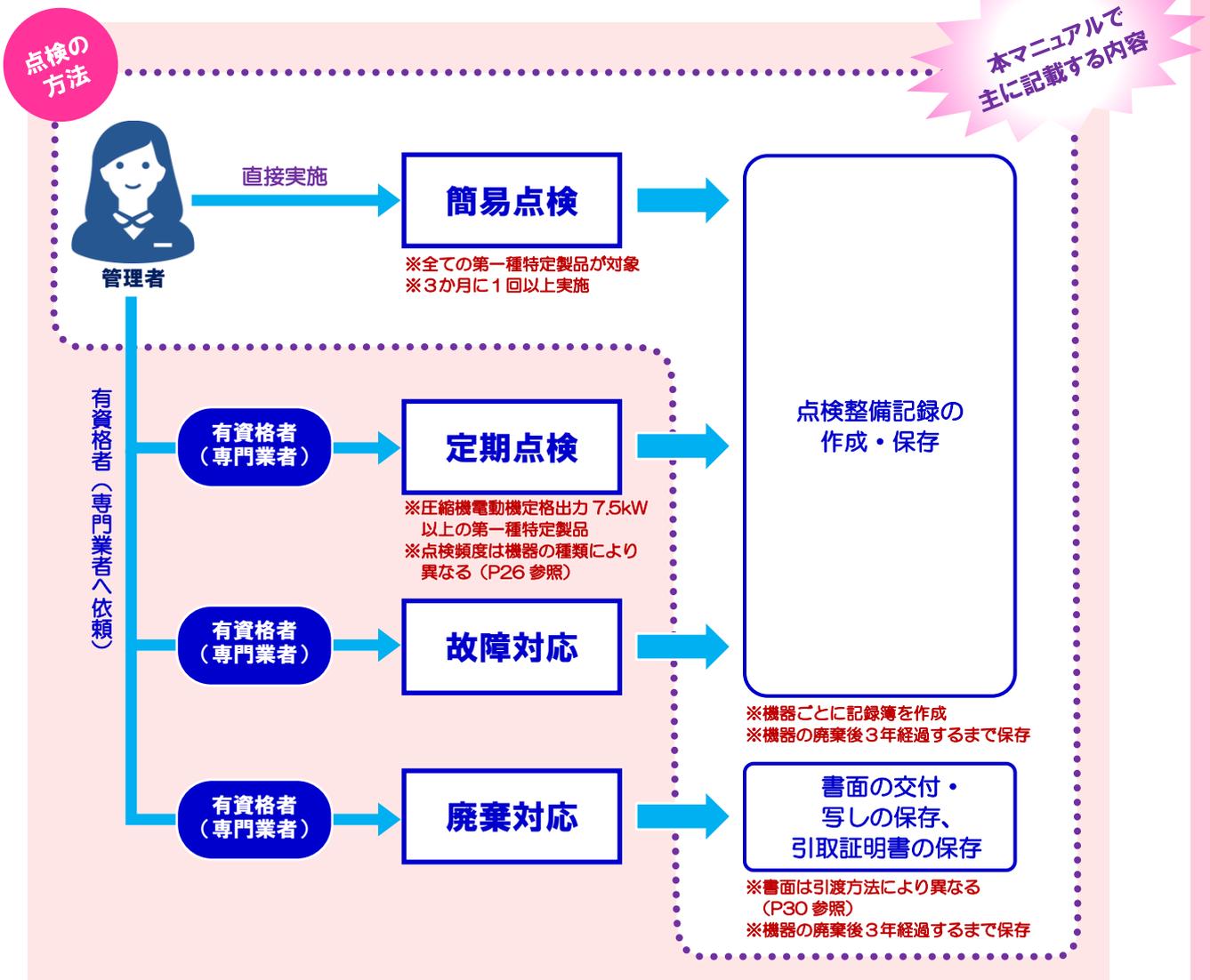
- 当該製品の所有権を有する者  
※テナント等で所有権がない場合は対象外
- 当該製品のリース・レンタル契約において管理責任を有する者
- 当該製品を所有・管理する者

#### <対象機器>

- 業務用空調機器
  - 冷凍冷蔵ショーケース
  - 業務用冷凍冷蔵庫
  - ターボ冷凍機 など
- ※家庭用ルームエアコン、家庭用冷蔵庫は除く

## 4 管理者の責務

- 管理者は、全ての機器について「簡易点検」を、一定規模以上の機器については、簡易点検に加えて「定期点検」を実施してください。
- フロンの漏えいが見つかった場合は、修理を実施してください。修理しないでフロンを充填することは原則として禁止されています。  
※フロンを充填する場合、第一種フロン類充填回収業者へ依頼する義務があります。
- 機器を廃棄する場合は、不要となったフロンの回収を依頼してください。その際には、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロンの回収・再生・破壊に必要な費用を負担する必要があります。  
※フロンの回収は、第一種フロン類充填回収業者へ依頼する義務があります。



## 5 簡易点検

全ての機器を対象とした簡易点検を3か月に1回以上実施してください

### 簡易点検の頻度

簡易点検は、全ての機器を対象として、3か月に1回以上実施してください。

### 簡易点検の実施者

簡易点検実施者の具体的な制限はありません。機器の設置環境や点検者の技術等に応じて可能な範囲で実施してください。管理者が自ら行うことも可能です。

簡易点検により、漏えい又は故障等を確認した場合には、専門業者へ修理を依頼してください。修理等を実施するまでは、原則としてフロンの充填は禁止されています。

### 簡易点検の記録の作成と保存

機器ごとにその点検・整備に関して記録を作成し、機器の廃棄等を行い、フロンの引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存してください。

### 簡易点検の留意事項

- ① 簡易点検は、基本的に「安全で容易に目視ができる外観点検」の実施です。機器の設置場所等により、検査を行うことが困難な事項については、可能な範囲内で点検を行ってください。  
(検査を行うことが困難な例)
  - ・ 室外機が防護柵のない屋根の上にある場合
  - ・ 長い脚立を使わないと点検できない場合 等当初は、設備業者、保守・メンテナンス業者などの専門業者によるアドバイスを受けながら実施することをご検討ください。
- ② 稼働していない機器についても、経年劣化等により、充填されているフロンの漏えいするおそれがあることから、簡易点検を実施する必要があります。
- ③ 整備時に充填されているフロンを全量回収した場合は、当該機器にフロンの充填されていないことから、簡易点検を行う必要はありません。

## 簡易点検の点検項目

機器の種類ごとの具体的な点検項目は、下表のとおりです。

	機器の種類	点検項目	参照頁	
(1) エアコン コンディショナー	店舗用パッケージ エアコン、 ビル用マルチエアコン	室内機	熱交換器の霜付きの有無*	8
		室外機	機器の異常振動・異常運転音*	8
			機器及び機器周辺の油のにじみ*	9
			機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆など*	9
(2) 冷凍冷蔵 機器	冷凍冷蔵ショーケース	室内機	ショーケース内の温度	10
		ショーケース内部の熱交換器の霜付きの有無*	10	
		ショーケース内部の熱交換器や配管の油のにじみの有無*	10	
		ショーケース周辺の油のにじみ*	11	
	室外機	機器の異常振動・異常運転音*	11	
		機器及び室外機周辺の油のにじみ*	12	
		室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆など*	12	
	業務用冷凍冷蔵庫	室内機	業務用冷凍冷蔵庫内の温度	13
			熱交換器（凝縮器、冷却器）の霜付き、油のにじみの有無*	13
		室外機	冷凍機周りの油のにじみ、異常振動・異常運転音*	14
機器及び室外機周辺の油のにじみ*			14	
室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆など*			14	
(3) 冷凍冷蔵 倉庫	冷凍冷蔵倉庫内	冷凍冷蔵倉庫内の温度	15	
		冷蔵倉庫内冷却器の霜付き、油のにじみの有無*	15	
	冷凍機 本体	高圧・低圧・油圧・油面・電流・電圧	15	
		冷却水出入口温度（水冷式）	15	
		機器周辺の油のにじみ（冷凍機本体、空冷室外機外観、配管）	15	
	冷凍機 周囲	受液器の液面計の冷媒液面は標準レベルになっているか	15	
		機器の異常振動・異常運転音、冷凍機の異常発停*	15	

\* 安全で容易に目視（点検）ができる場合

## 5.1 機器別の簡易点検内容

### (1) エアコンディショナー（店舗用パッケージエアコン・ビル用マルチエアコン等）

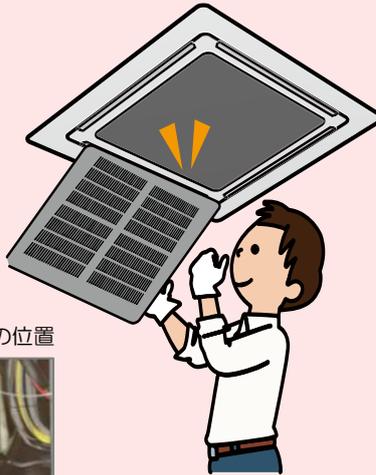
#### ① 室内機

##### ✓ 熱交換器の霜付きの有無

フロンが漏れている場合、漏えい箇所には霜が付くことがあります。



熱交換器の位置



一体（内蔵）型



熱交換器の位置



注意

熱交換器が外から確認できない、高い位置にあるなど、危険を伴う場合は、専門業者への依頼もご検討ください。また、「冷えが悪くなった」「エアコンがきかなくなった」などの状況になりましたら、これらの点検を行うとともに専門業者にお問い合わせください。

#### ② 室外機

##### ✓ 機器の異常振動・異常運転音

異常振動・異常運転音が見られる場合は、機器に問題が発生しています。フロンが漏えいしている可能性もあります。



室外機



室外機が異常振動している

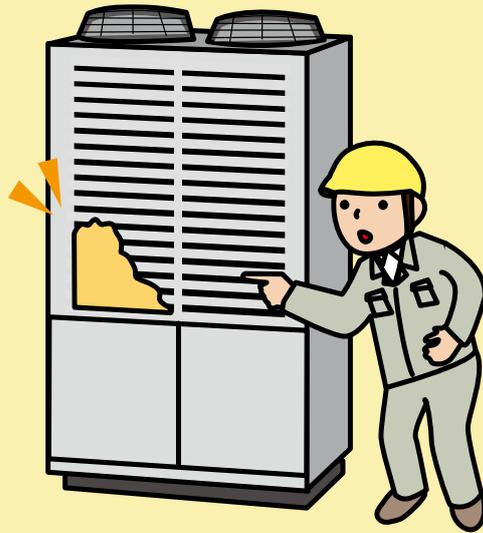


室外機から異常音が出ている

注意

室外機が容易に確認できない場所にある場合は、専門業者への依頼もご検討ください。異常振動・異常運転音がある場合、機器に不具合の可能性あり。早期発見で被害を最小限に。

✓ 機器及び機器周辺の油のにじみ



フロンは目に見えませんが、油も循環しているため、油のにじみや漏れがある場合、フロンが漏えいしている可能性があります。

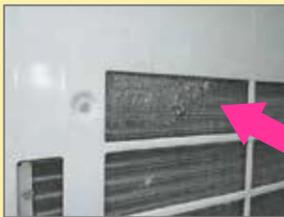
熱交換器の油のにじみ



注意

油のにじみを発見した場合には、専門業者に連絡してください。  
室外機が容易に確認できない場所にある場合は、専門業者への依頼も検討してください。

✓ 機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆など

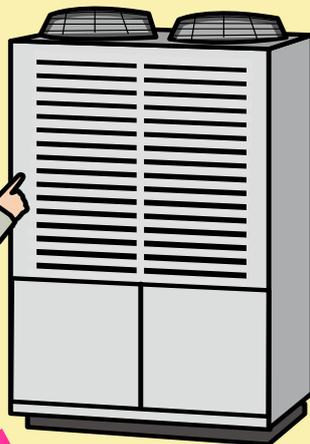


室外機にゴミが付着



室外機の腐食

室外機の確認



室外機のキズ



室外機が草で覆われている

機器のキズや腐食・錆などは機器の劣化のサイン。劣化はフロンの漏えいにつながる可能性があります。

注意

室外機などのねじ等を外して機器内部の点検を行うことは危険です。  
専門業者への依頼もご検討ください。

## (2) 冷凍冷蔵機器(冷凍冷蔵ショーケース・業務用冷凍冷蔵庫)

### ① 冷凍冷蔵ショーケース(室内機)

#### ☑ ショーケース内の温度



温度が少しずつ上がっている場合にはフロンが漏れている可能性があります。

温度表示の位置



**注意** 温度チェックは決まった時間に行うことが有効です。

- ☑ ショーケース内部の熱交換器の霜付きの有無
- ☑ ショーケース内部の熱交換器や配管の油のにじみの有無

フロンは目に見えませんが、油も循環しているため、油のにじみや漏れがある場合、フロンが漏れいしている可能性があります。



霜付き



点検窓

ショーケースの床板をはずします



油のにじみ

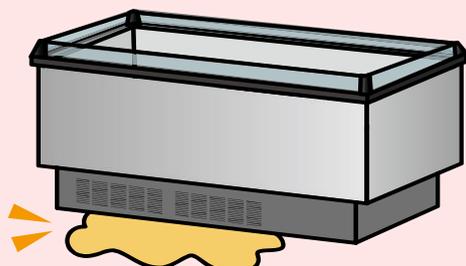


ファンの隙間から熱交換器の油のにじみや霜付きなどの確認

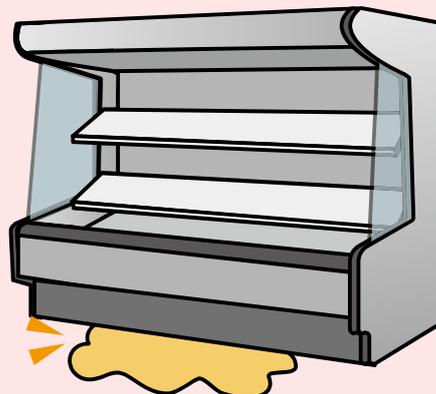
**注意** 容易に確認できない場所にある場合は、専門業者への依頼もご検討ください。

## ☑ ショーケース周辺の油のにじみ

フロンは目に見えませんが、油も循環しているため、油のにじみや漏れがある場合、フロンが漏えいしている可能性があります。



ショーケース一体型



ショーケース別置型



**注意** ねじ等を外して機械内部の点検を行うことは危険です。専門業者への依頼もご検討ください。

## ② 冷凍冷蔵ショーケース(室外機)

### ☑ 機器の異常振動・異常運転音

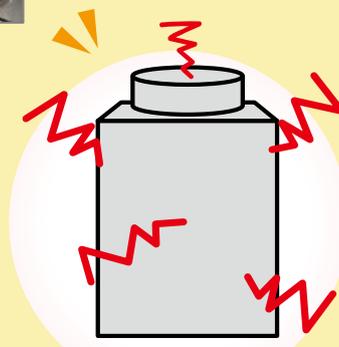
異常振動・異常運転音が見られる場合は、機器に問題が発生しています。フロンが漏えいしている可能性があります。



室外機



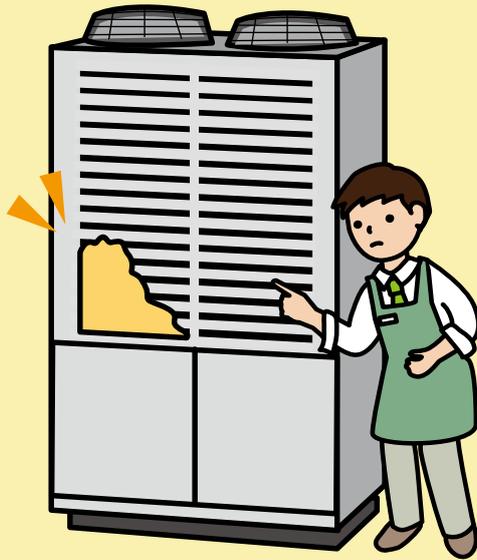
室外機が異常振動している



室外機から異常音がしている

**注意** 室外機が容易に確認できない場所にある場合は専門業者への依頼もご検討ください。異常振動・異常運転音がある場合、機器に不具合の可能性あり。早期発見で被害を最小限に。

✓ 機器及び室外機周辺の油のにじみ



フロンは目に見えませんが、油も循環しているため、油のにじみや漏れがある場合、フロンが漏えいしている可能性があります。

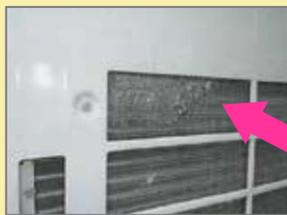
熱交換器の油のにじみ



注意

油のにじみを発見した場合には、専門業者に連絡してください。室外機が容易に確認できない場所にある場合は、専門業者への依頼も検討してください。

✓ 室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆など

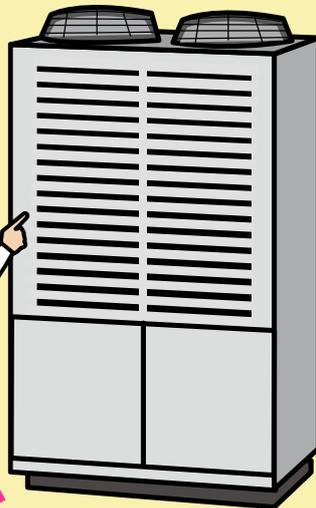


室外機にゴミが付着

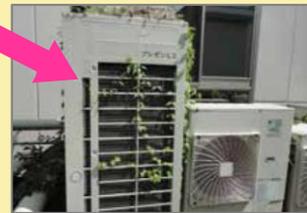


室外機の腐食

室外機の確認



室外機のキズ



室外機が草で覆われている

機器のキズや腐食・錆などは機器の劣化のサイン。劣化はフロンの漏えいにつながる可能性があります。

注意

室外機などのねじ等を外して機器内部の点検を行うことは危険です。専門業者への依頼もご検討ください。

### ③ 業務用冷凍冷蔵庫(室内機)

#### ☑ 業務用冷凍冷蔵庫内の温度

温度が少しずつ上がっている場合にはフロンが漏れている可能性があります。

温度表示の位置



温度表示の位置



温度表示の位置

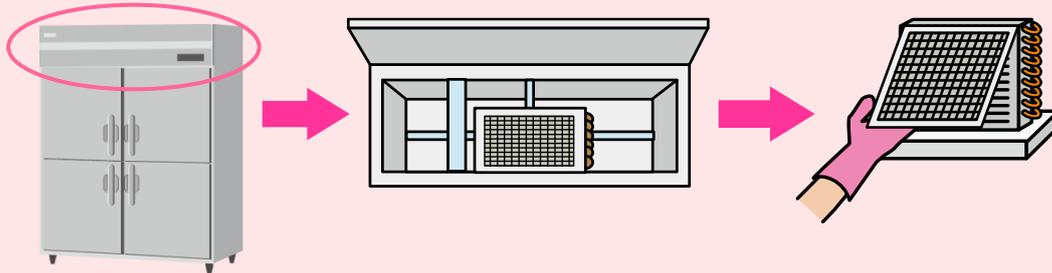


温度表示の位置



**注意** 温度チェックは決まった時間に行うことが有効です。

#### ☑ 熱交換器(凝縮器、冷却器)の霜付き、油のにじみの有無

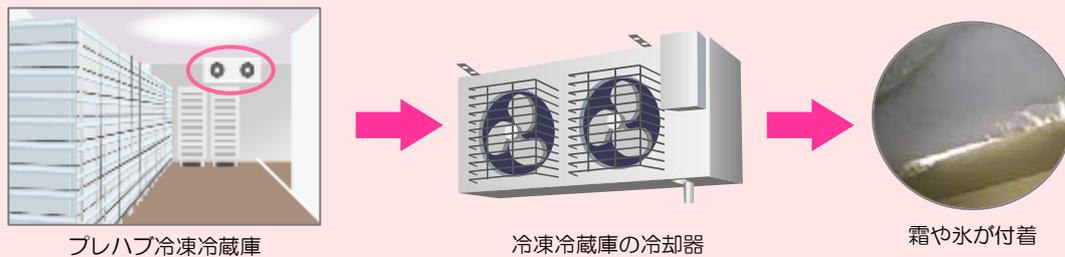


業務用冷凍冷蔵庫(タテ型)



業務用冷凍冷蔵庫(ヨコ型)

凝縮器



プレハブ冷凍冷蔵庫

冷凍冷蔵庫の冷却器

霜や氷が付着

**注意** 霜や氷を落とす際、棒やハンマー、ドライバー等で叩いたり、無理矢理除去すると、冷却器や熱交換器などを傷つける場合があるため、専門業者への依頼もご検討ください。

#### ④ 業務用冷凍冷蔵庫(室外機)

##### ☑ 冷凍機周りの油のにじみ、異常振動・異常運転音



機械室の中に冷凍機本体があります



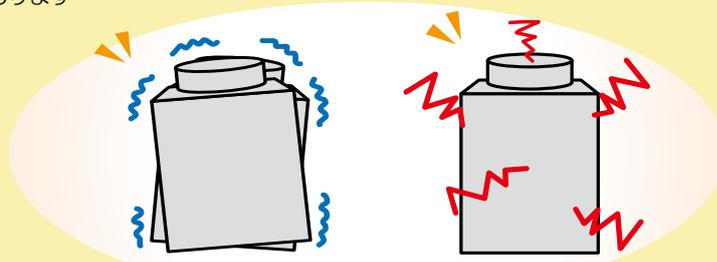
機械室内部にある冷凍機



圧力検知配管の油のにじみ



室外機



室外機が異常振動している

室外機から異常音がしている

##### 注意

機械室は施錠して関係者以外立入禁止とし、責任者のみが入り出できるようなにしましょう。異常振動・異常運転音がある場合、機器に不具合の可能性あり。早期発見で被害を最小限に。

##### ☑ 機器及び室外機周辺の油のにじみ

##### ☑ 室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆など

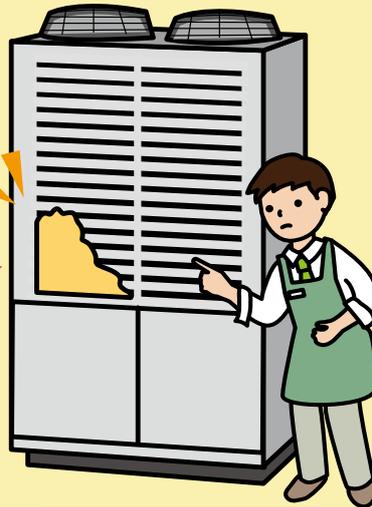
フロンは目に見えませんが、油も循環しているため、油のにじみや漏れがある場合、フロンが漏れいしている可能性があります。



熱交換器の油のにじみ



室外機のキズ



機器のキズや腐食・錆などは機器の劣化のサイン。劣化はフロンの漏れにつながる可能性があります。



室外機にゴミが付着



室外機の腐食



室外機が草で覆われている

##### 注意

油のにじみを発見した場合には、専門業者に連絡してください。室外機などのねじ等を外して機器内部の点検を行うことは危険です。室外機が容易に確認できない場所にある場合は、専門業者への依頼も検討してください。

### (3) 冷凍冷蔵倉庫

#### ① 冷凍冷蔵倉庫内

- ✓ 冷凍冷蔵倉庫内の温度
- ✓ 冷蔵倉庫内冷却器の霜付き、油のにじみの有無



**注意** 温度チェックは決まった時間に行うことが有効です。

#### ② 冷凍機本体

- ✓ 高圧・低圧・油圧・油面・電流・電圧
- ✓ 冷却水出入口温度(水冷式)
- ✓ 機器周辺の油のにじみ(冷凍機本体、空冷室外機外観、配管)



**注意** 専門的な知見が必要な大型の冷凍設備は、点検や管理などを専門業者に依頼することも、設備(機器)の適正管理には有効です。

#### ③ 冷凍機周囲

- ✓ 受液器の液面計の冷媒液面は標準レベルになっているか
- ✓ 機器の異常振動・異常運転音、冷凍機の異常発停

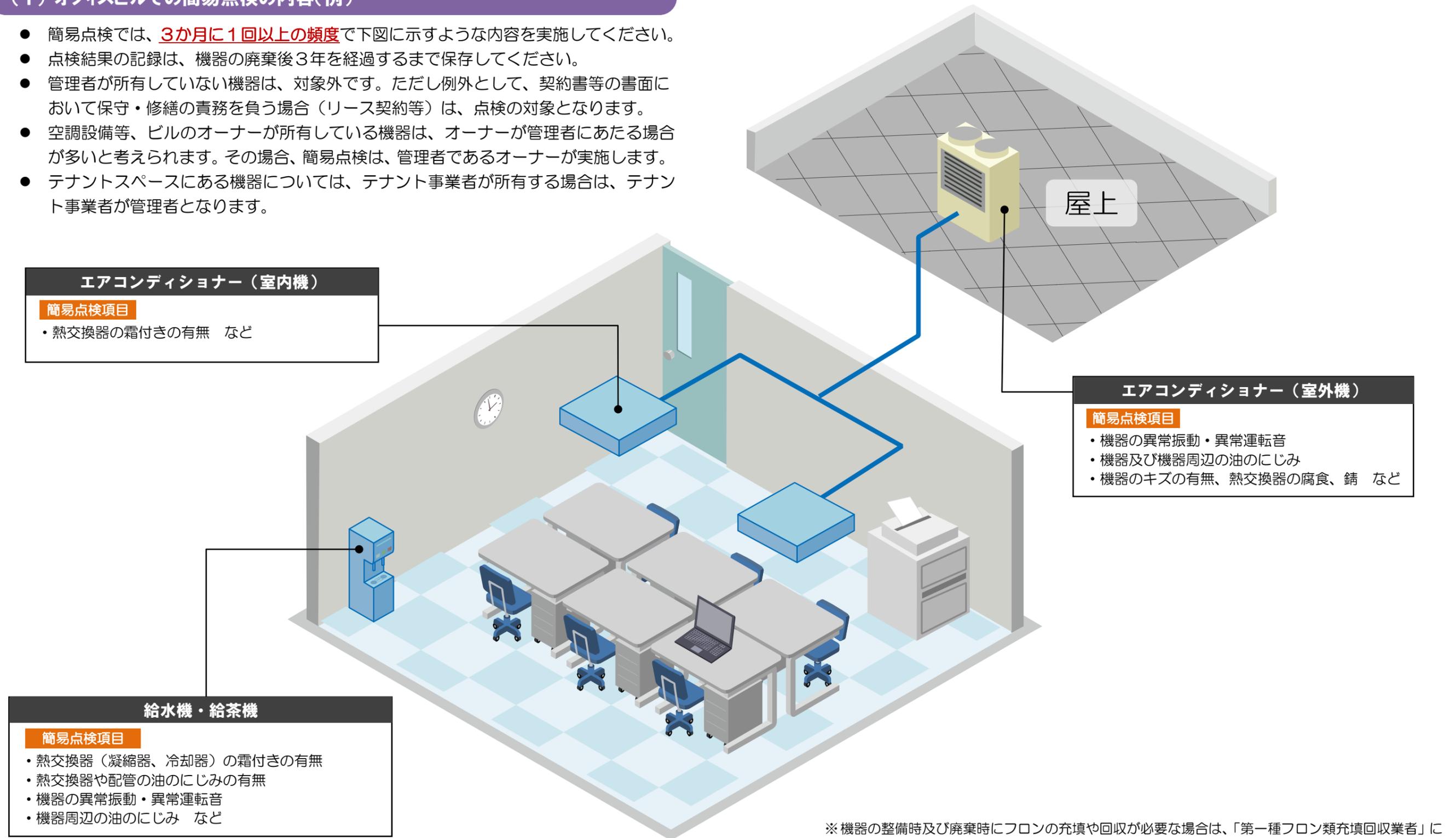


**注意** 機器が容易に確認できない場所にある場合は、専門業者への依頼もご検討ください。

## 5.2 業態別の簡易点検内容

### (1) オフィスビルでの簡易点検の内容(例)

- 簡易点検では、**3か月に1回以上の頻度**で下図に示すような内容を実施してください。
- 点検結果の記録は、機器の廃棄後3年を経過するまで保存してください。
- 管理者が所有していない機器は、対象外です。ただし例外として、契約書等の書面において保守・修繕の責務を負う場合（リース契約等）は、点検の対象となります。
- 空調設備等、ビルのオーナーが所有している機器は、オーナーが管理者にあたる場合が多いと考えられます。その場合、簡易点検は、管理者であるオーナーが実施します。
- テナントスペースにある機器については、テナント事業者が所有する場合は、テナント事業者が管理者となります。



※ 機器の整備時及び廃棄時にフロンの充填や回収が必要な場合は、「第一種フロン類充填回収業者」に依頼してください。

※ 上記の他に、一定規模（圧縮機電動機定格出力が7.5kW）以上の機器については、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」を実施する必要があります。

## (2) 飲食店での簡易点検の内容(例)

- 簡易点検では、**3か月に1回以上の頻度**で下図に示すような内容を実施してください。
- 点検結果の記録は、機器の廃棄後3年を経過するまで保存してください。
- 管理者が所有していない機器は、対象外です。ただし例外として、契約書等の書面において保守・修繕の責務を負う場合（リース契約等）は、点検の対象となります。

### 業務用冷凍冷蔵庫

#### 簡易点検項目

- 熱交換器（凝縮器、冷却器）、油のにじみの有無
  - 冷凍機周りの油のにじみ、異常振動・異常運転音など
- ※上記のほか、毎日決まった時間に庫内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

### 製氷機

#### 簡易点検項目

- 熱交換器（凝縮器、冷却器）の霜付きの有無
  - 熱交換器や配管の油のにじみの有無
  - 機器の異常振動・異常運転音
  - 機器周辺の油のにじみ など
- ※上記のほか、製氷機能のチェックなどの日常的な点検を行います。

### 給水機・給茶機

#### 簡易点検項目

- 熱交換器（凝縮器、冷却器）の霜付きの有無
- 熱交換器や配管の油のにじみの有無
- 機器の異常振動・異常運転音
- 機器周辺の油のにじみ など

### コールドテーブル

#### 簡易点検項目

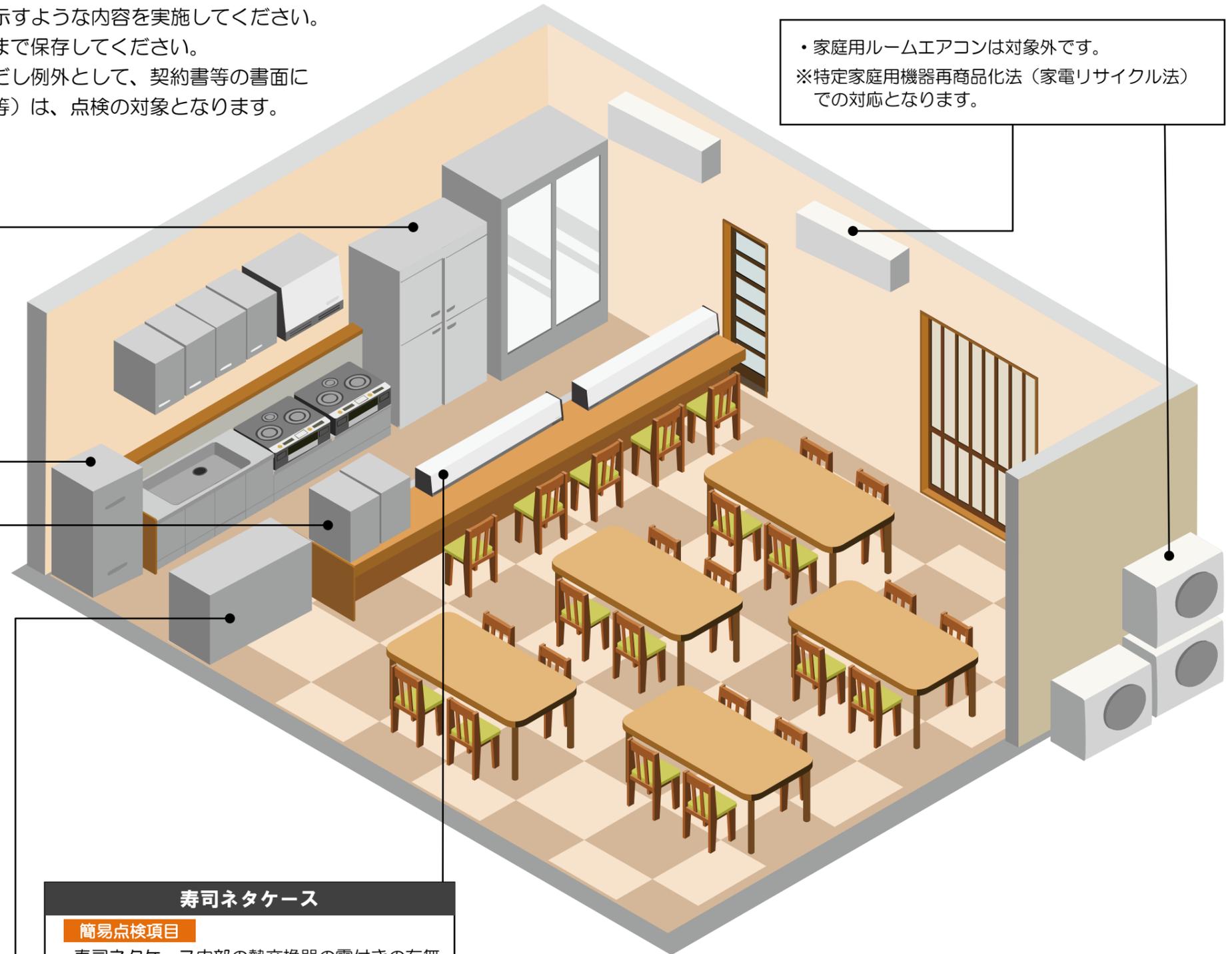
- 熱交換器（凝縮器、冷却器）、油のにじみの有無
  - 冷凍機周りの油のにじみ、異常振動・異常運転音など
- ※上記のほか、毎日決まった時間に庫内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

### 寿司ネタケース

#### 簡易点検項目

- 寿司ネタケース内部の熱交換器の霜付きの有無
  - 寿司ネタケース内部の熱交換器や配管の油のにじみの有無
  - 寿司ネタケース周辺の油のにじみの有無 など
- ※上記のほか、毎日決まった時間にケース内の温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

- 家庭用ルームエアコンは対象外です。
- ※特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）での対応となります。



- ※ 機器の整備時及び廃棄時にフロンの充填や回収が必要な場合は、「第一種フロン類充填回収業者」に依頼してください。
- ※ 上記の他に、一定規模（圧縮機電動機定格出力が7.5kW）以上の機器については、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」を実施する必要があります。

### (3) スーパーマーケット等での簡易点検の内容(例)

- 簡易点検では、**3か月に1回以上の頻度**で下図に示すような内容を実施してください。
- 点検結果の記録は、機器の廃棄後3年を経過するまで保存してください。
- 管理者が所有していない機器は、対象外です。ただし例外として、契約書等の書面において保守・修繕の責務を負う場合（リース契約等）は、点検の対象となります。

**プレハブ冷蔵庫（室内機）**

**簡易点検項目**

- ・熱交換器（凝縮器、冷却器）の霜付き、油のにじみの有無 など

※上記のほか、毎日決まった時間に庫内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

**プレハブ冷蔵庫（室外機）**

**簡易点検項目**

- ・冷凍機周りの油のにじみ、異常振動、異常運転音
- ・機器及び室外機周辺の油のにじみ
- ・室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆 など

**エアコンディショナー（室内機）**

**簡易点検項目**

- ・熱交換器の霜付きの有無 など

**エアコンディショナー（室外機）**

**簡易点検項目**

- ・機器の異常振動・異常運転音
- ・機器及び機器周辺の油のにじみ
- ・機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆 など

**冷凍冷蔵ショーケース（室内機）**

**簡易点検項目**

- ・ショーケース内部の熱交換器の霜付きの有無
- ・ショーケース内部の熱交換器や配管の油のにじみの有無
- ・ショーケース周辺の油のにじみ など

※上記のほか、毎日決まった時間にショーケース内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

**冷凍冷蔵ショーケース（室外機）**

**簡易点検項目**

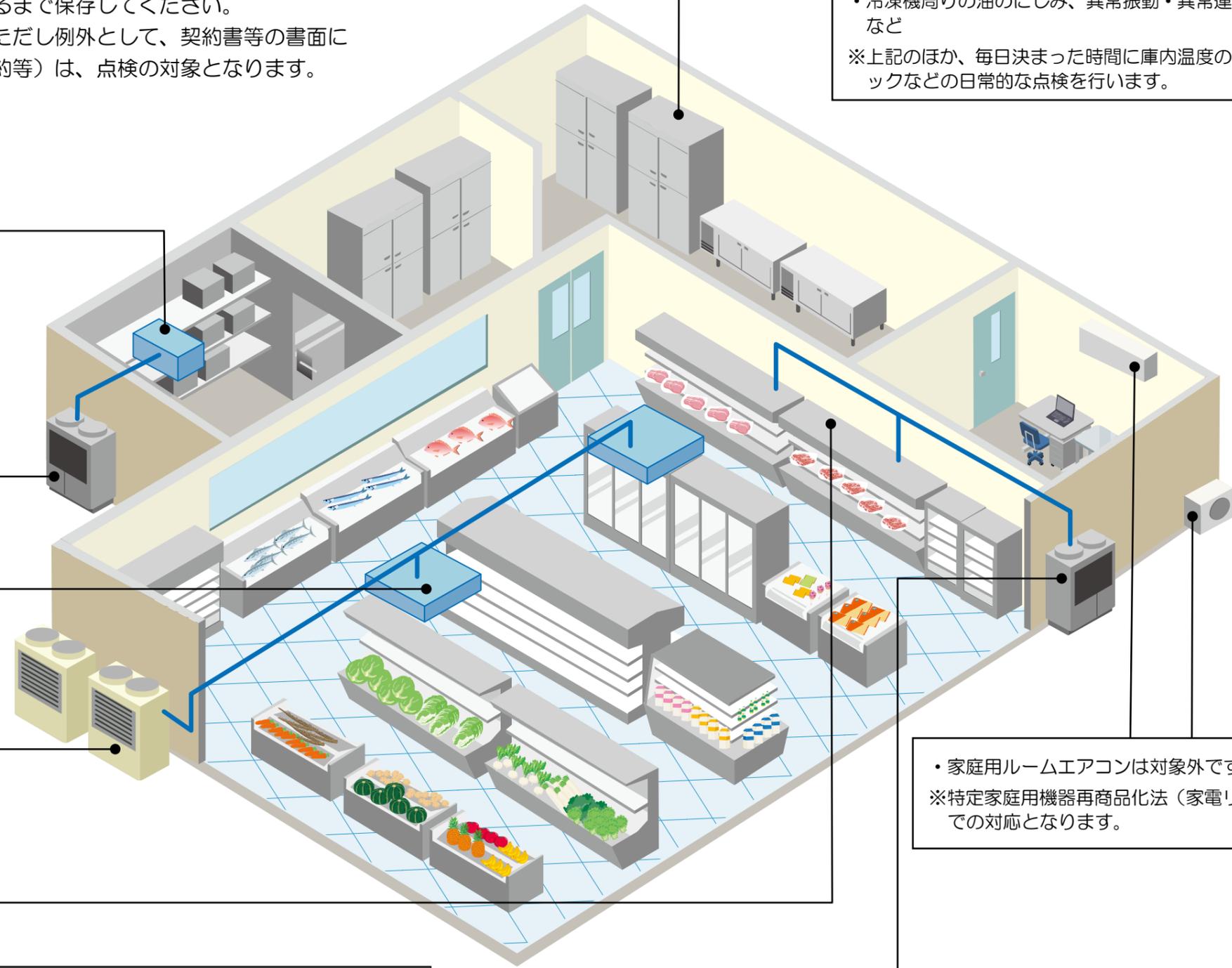
- ・機器の異常振動・異常運転音
- ・機器及び室外機周辺の油のにじみ
- ・室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆 など

**業務用冷凍冷蔵庫**

**簡易点検項目**

- ・熱交換器（凝縮器、冷却器）、油のにじみの有無
- ・冷凍機周りの油のにじみ、異常振動・異常運転音 など

※上記のほか、毎日決まった時間に庫内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

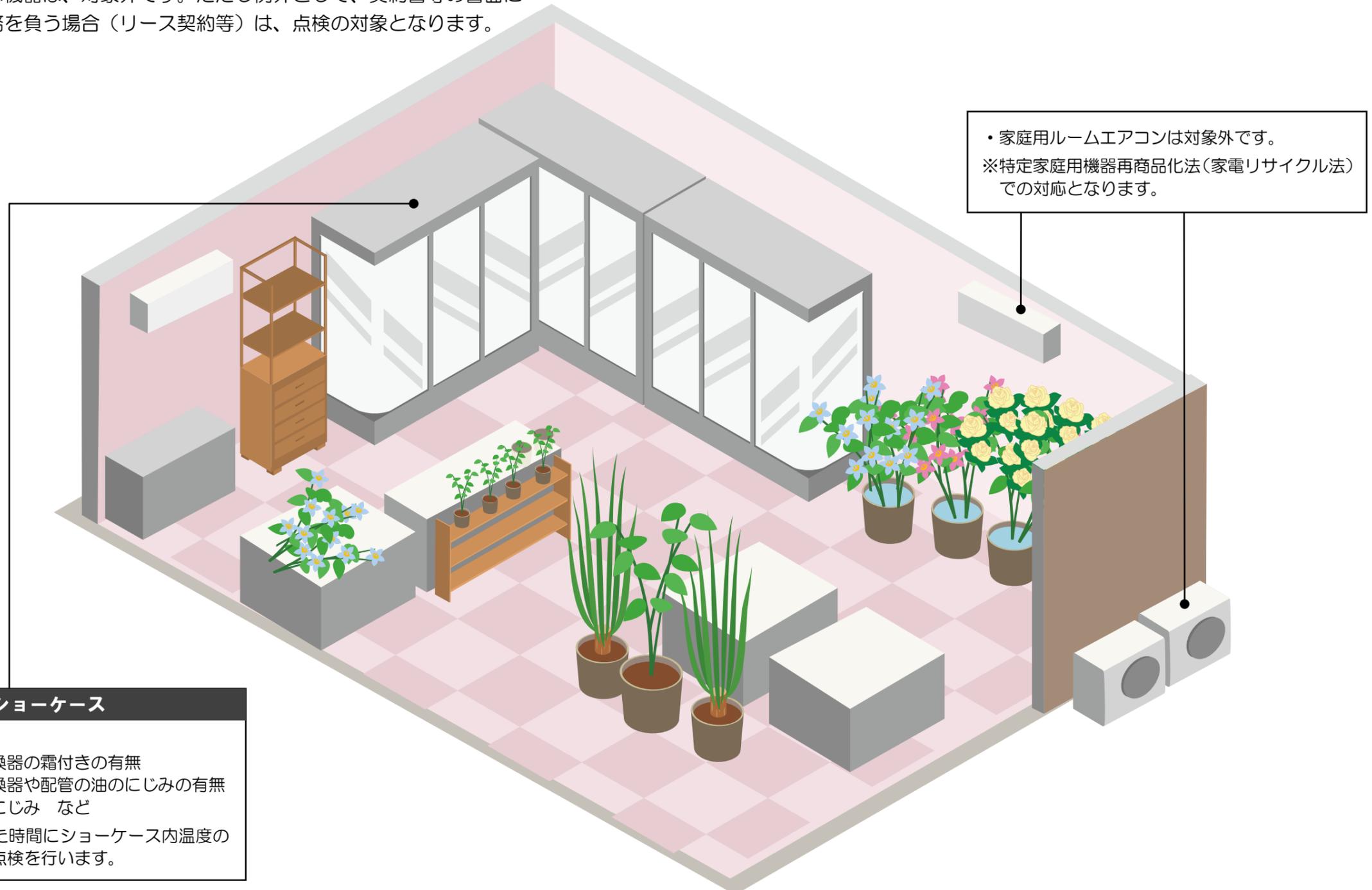


・家庭用ルームエアコンは対象外です。  
 ※特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）での対応となります。

※ 機器の整備時及び廃棄時にフロン充填や回収が必要な場合は、「第一種フロン類充填回収業者」に依頼してください。  
 ※ 上記の他に、一定規模（圧縮機電動機定格出力が7.5kW）以上の機器については、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」を実施する必要があります。

#### (4) 小売店(フラワーショップ)での簡易点検の内容(例)

- 簡易点検では、**3か月に1回以上の頻度**で下図に示すような内容を実施してください。
- 点検結果の記録は、機器の廃棄後3年を経過するまで保存してください。
- 管理者が所有していない機器は、対象外です。ただし例外として、契約書等の書面において保守・修繕の責務を負う場合(リース契約等)は、点検の対象となります。



・家庭用ルームエアコンは対象外です。  
 ※特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)での対応となります。

**フラワーショーケース**

**簡易点検項目**

- ・ショーケース内部の熱交換器の霜付きの有無
- ・ショーケース内部の熱交換器や配管の油のにじみの有無
- ・ショーケース周辺の油のにじみ など

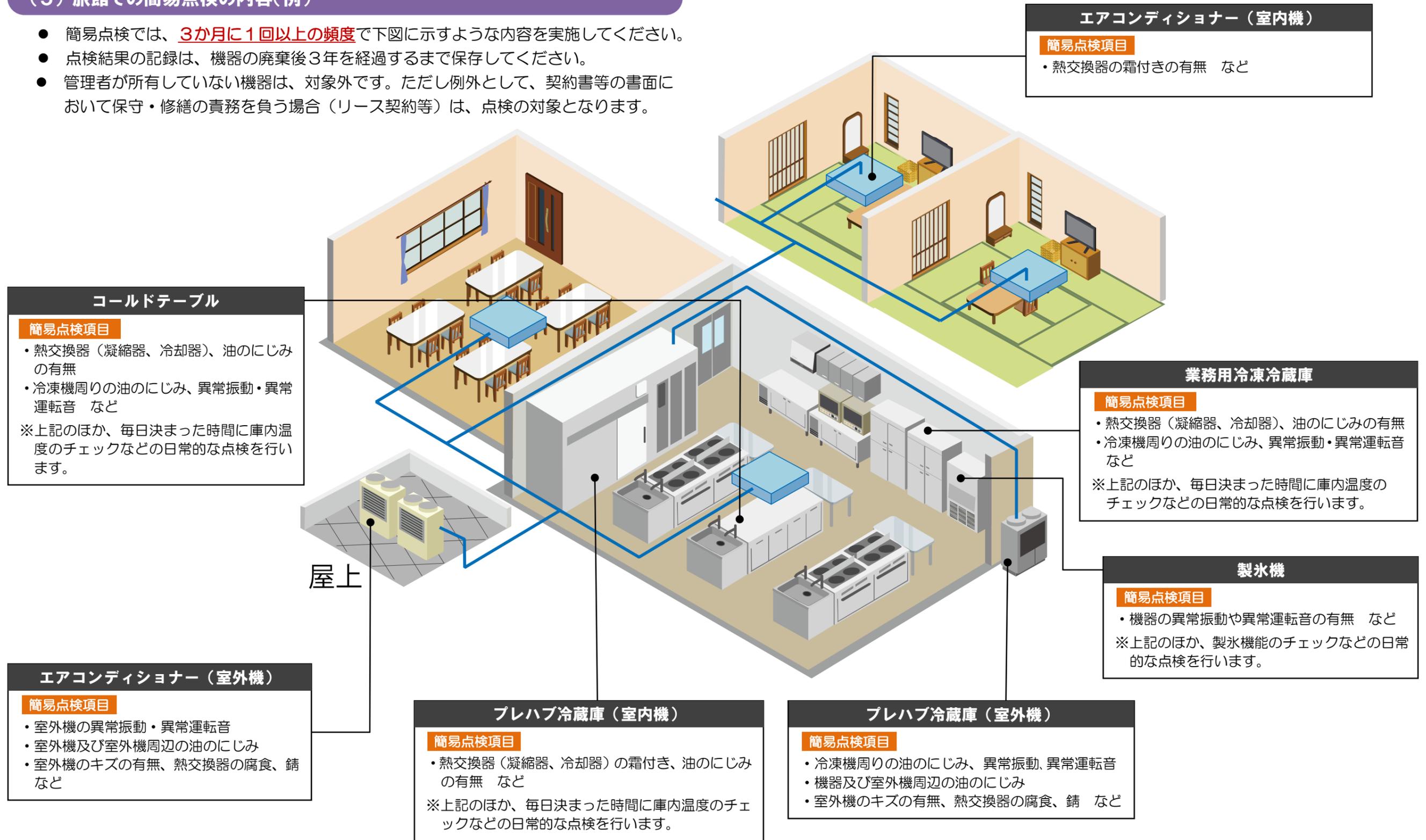
※上記のほか、毎日決まった時間にショーケース内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

※ 機器の整備時及び廃棄時にフロン充填や回収が必要な場合は、「第一種フロン類充填回収業者」に依頼してください。

※ 上記の他に、一定規模(圧縮機電動機定格出力が7.5kW)以上の機器については、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」を実施する必要があります。

## (5) 旅館での簡易点検の内容(例)

- 簡易点検では、**3か月に1回以上の頻度**で下図に示すような内容を実施してください。
- 点検結果の記録は、機器の廃棄後3年を経過するまで保存してください。
- 管理者が所有していない機器は、対象外です。ただし例外として、契約書等の書面において保守・修繕の責務を負う場合（リース契約等）は、点検の対象となります。



### コールドテーブル

#### 簡易点検項目

- ・熱交換器（凝縮器、冷却器）、油のにじみの有無
- ・冷凍機周りの油のにじみ、異常振動・異常運転音 など

※上記のほか、毎日決まった時間に庫内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

### エアコンディショナー（室内機）

#### 簡易点検項目

- ・熱交換器の霜付きの有無 など

### 業務用冷凍冷蔵庫

#### 簡易点検項目

- ・熱交換器（凝縮器、冷却器）、油のにじみの有無
- ・冷凍機周りの油のにじみ、異常振動・異常運転音 など

※上記のほか、毎日決まった時間に庫内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

### 製氷機

#### 簡易点検項目

- ・機器の異常振動や異常運転音の有無 など

※上記のほか、製氷機能のチェックなどの日常的な点検を行います。

### エアコンディショナー（室外機）

#### 簡易点検項目

- ・室外機の異常振動・異常運転音
- ・室外機及び室外機周辺の油のにじみ
- ・室外機のカサの有無、熱交換器の腐食、錆 など

### プレハブ冷蔵庫（室内機）

#### 簡易点検項目

- ・熱交換器（凝縮器、冷却器）の霜付き、油のにじみの有無 など

※上記のほか、毎日決まった時間に庫内温度のチェックなどの日常的な点検を行います。

### プレハブ冷蔵庫（室外機）

#### 簡易点検項目

- ・冷凍機周りの油のにじみ、異常振動、異常運転音
- ・機器及び室外機周辺の油のにじみ
- ・室外機のカサの有無、熱交換器の腐食、錆 など

※ 機器の整備時及び廃棄時にフロン充填や回収が必要な場合は、「第一種フロン類充填回収業者」に依頼してください。

※ 上記の他に、一定規模（圧縮機電動機定格出力が7.5kW）以上の機器については、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」を実施する必要があります。

## 6 定期点検

**一定規模以上の機器については、有資格者の定期点検を実施してください**

圧縮機（コンプレッサー）の定格出力が 7.5kW 以上の機器を管理する管理者は、当該機器について、有資格者による定期点検を実施する必要があります。

### 定期点検の頻度

機種	圧縮機の定格出力	点検頻度
エアコンディショナー	7.5 kW以上50 kW未満	3年に1回以上
	50 kW以上	1年に1回以上
冷凍冷蔵機器	7.5 kW以上	1年に1回以上



銘板

空冷ヒートポンプ式 室外型式		高圧側	低圧側
電 源	50/60Hz	設計圧力	4.15 MPa 2.21 MPa
電動機出力	圧縮機用 2.50 kW	気密圧力	4.15 MPa 2.21 MPa
	送風機用 0.10+0.10 kW	冷 媒	R410A 4.2 kg
電気加熱器	kW	製品質量	103 kg
その他ヒータ	W	製造番号	ABC10011
風 量	m <sup>3</sup> /min	製造年月	2010-04
機 外 静 圧	Pa		

この値が 7.5 kW 以上の機器が定期点検対象です

- 圧縮機の定格出力は、室外機の銘板やカタログより確認できます。機器によっては、「呼称出力」「電動機出力・圧縮機」として記載されています。
- 圧縮機電動機定格出力は、「圧縮機」と記載されている項目を確認してください。
- 確認が困難な場合は、メーカーや販売店にお問合せください。

### 定期点検の実施者

定期点検は、法律に対応した「十分な知見を有する者」が自ら行うか、立ち会う必要があります。専門業者への依頼等により実施してください。

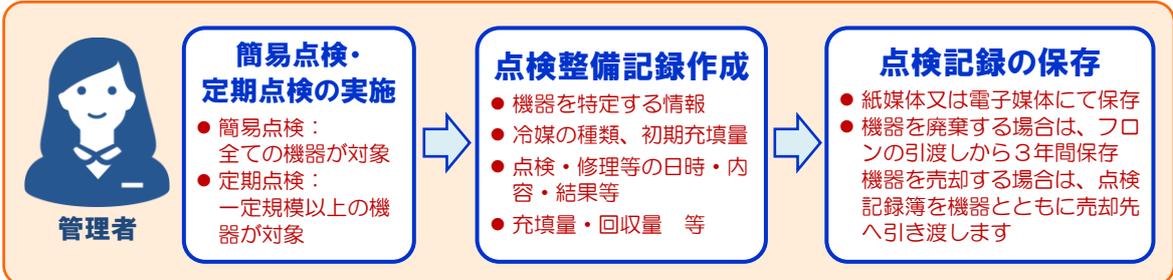
※「十分な知見を有する者」とは、次の者が想定されます。

- A 冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、（一財）日本冷媒・環境保全機構）
- B 以下の資格を有した者で点検に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者
  - a 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
  - b 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
  - c 保安責任者以外であって、第一種特定製品の製造又は管理の業務に5年以上従事した者
  - d 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
  - e 冷凍空調工事保安管理者（高圧ガス保安協会）
- C 日常的に第一種特定製品の整備や点検を3年以上行っている十分な知見を有した者で点検に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者

# 7 点検整備記録の作成と保存

点検整備記録は、機器の廃棄後、3年間経過するまで保存してください

管理者は、機器ごとに、その点検・整備に関して記録を作成し、機器の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存します。



点検記録の例

## ① 空調機器・冷凍・冷蔵庫 簡易点検記録簿の例 <室外機と室内機が別の機器>

第一種特定製品の簡易点検記録簿 (機器ごとに記録)		2019 年度	
施設名称	●●合同庁舎	設置場所	屋上
機器名称	業務用空調機器	設置年月日	2001/10 経過年数 19 年
機器メーカー	△芝△株式会社	定格出力	22.5 kW (3台×7.5kWで1系統)
型番	RUA-TBP000LLL	フロンの種類	CFC/HFC混合 R410A 充填量 120 kg
点検実施日	令和元年 5月29日 (水)	令和元年 8月28日 (水)	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )
点検実施者	庶務係 ■■■	庶務係 ■■■	
点検内容	室外機 (配管含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常な運転音 (異音) (目視点検) 有・無</li> <li>異常な振動 (目視点検) 有・無</li> <li>外観の損傷 (キズ) (目視点検) 有・無</li> <li>外観の腐食や錆 (目視点検) 有・無</li> <li>外観の油にじみ (目視点検) 有・無</li> <li>配管部品の露け (容易に点検できる場合) 有・無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> </ul>
	室内機 (ファンが稼働していないものは除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>吐出し口からの異音 (目視点検) 有・無</li> <li>異常な振動 (目視点検) 有・無</li> <li>冷風風の吹き出し量の異 (目視点検) 有・無</li> <li>冷風風の温度の異常 (目視点検) 有・無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> </ul>
異常の状況		約10cm程度の油のにじみを発見	
異常有の場合の対応		機器点検を依頼 (◆株式会社) フロン漏えいなし。油のにじみ対応のみ実施 (別に整備記録簿等)	
対応完了年月日	年 月 日 ( )	令和元年 9月11日 (水)	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )

点検を行う機器の仕様、設置の状況 (安全に点検できるかどうか)に合わせて、項目の追加・削除を行ってください。

## ② 一体型冷凍・冷蔵庫 簡易点検記録簿の例 <一体型の機器>

第一種特定製品の簡易点検記録簿 (機器ごとに記録)		一体型の機器 (一体型冷凍冷蔵庫 など)	
施設名称	●●合同庁舎	設置場所	屋上
機器名称	業務用空調機器	設置年月日	2001/10 経過年数 19 年
機器メーカー	△芝△株式会社	定格出力	22.5 kW (3台×7.5kWで1系統)
型番	RUA-TBP000LLL	フロンの種類	CFC/HFC混合 R410A 充填量 120 kg
点検実施日	令和元年 5月29日 (水)	令和元年 8月28日 (水)	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )
点検実施者	庶務係 ■■■	庶務係 ■■■	
点検内容	一体型機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の異常な運転音 (目視点検) 有・無</li> <li>異常な振動 (目視点検) 有・無</li> <li>外観の損傷 (キズ) (目視点検) 有・無</li> <li>外観の腐食や錆び (目視点検) 有・無</li> <li>外観の油にじみ (目視点検) 有・無</li> <li>庫内冷却温度 (目視点検) 有・無</li> <li>配管部品の露け (容易に点検できる場合) 有・無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> <li>有・無</li> </ul>
	異常の状況		約10cm程度の油のにじみを発見
異常有の場合の対応		機器点検を依頼 (◆株式会社) フロン漏えいなし。油のにじみ対応のみ実施 (別に整備記録簿等)	
対応完了年月日	年 月 日 ( )	令和元年 9月11日 (水)	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )

点検を行う機器の仕様、設置の状況 (安全に点検できるかどうか)に合わせて、項目の追加・削除を行ってください。

※上記は、簡易点検記録簿の見本です (東京都の例示)。機器の仕様に合わせて加工してください。機器の整備業者にご相談いただくことも有効です。

第一種特定製品の簡易点検記録簿（機器ごとに記録）

年度						
施設名称				設置場所		
機器名称				設置年月日	経過年数	年
機器メーカー				定格出力	kW（ ）	
型番				フロンの種類	CFC/HCFC/HFC	充填量

点検実施日		年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	
点検実施者						
点検内容	室外機 (配管含む)	・異常な運転音（異音）	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・異常な振動	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の損傷（キズ）	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の腐食や錆	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の油にじみ	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・熱交換器の霜付き	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	室内機 (フロンの循環していないものは除く。)	・吹出し口からの異音	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・異常な振動	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・冷温風の吹出し量の異常	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・冷温風の温度の異常	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
異常の状況						
異常有の場合の対応 (◎◎へ修理を依頼 など)						
対応完了年月日		年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	

※ 点検記録簿は、機器を廃棄するまで保存してください。（2020年4月1日からは機器廃棄後3年間保存してください。）  
 ※ シーズン前点検や日常保守点検などは、これを簡易点検とみなすことができますが、結果の記録や記録の保存を行うようにしてください。

第一種特定製品の簡易点検記録簿（機器ごとに記録）

一体型の機器（一体型冷凍冷蔵庫 など）

年度						
施設名称				設置場所		
機器名称				設置年月日	経過年数	年
機器メーカー				定格出力	kW（ ）	
型番				フロンの種類	CFC/HCFC/HFC	充填量

点検実施日		年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	
点検実施者						
点検内容	一体型 機器	・機器の異常な運転音（異音）	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・異常な振動	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の損傷（キズ）	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の腐食や錆び	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の油にじみ	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・庫内冷却温度	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・熱交換器の霜付き	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		異常の状況				
異常有の場合の対応 (◎◎へ修理を依頼 など)						
対応完了年月日		年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	年 月 日（ ）	

※ 点検記録簿は、機器を廃棄するまで保存してください。（2020年4月1日からは機器廃棄後3年間保存してください。）  
 ※ シーズン前点検や日常保守点検などは、これを簡易点検とみなすことができますが、結果の記録や記録の保存を行うようにしてください。

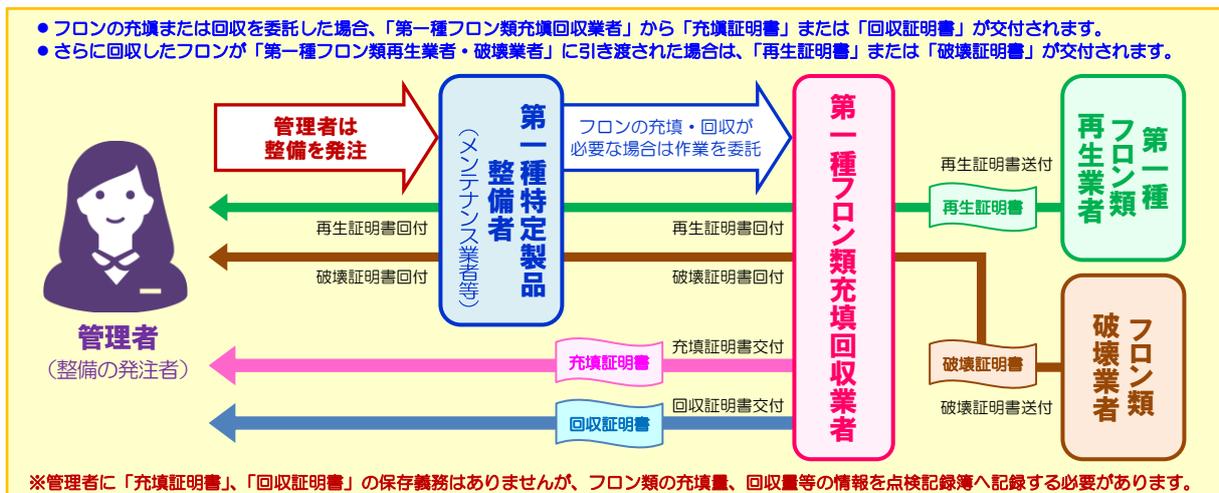
## 8 機器の整備時及び廃棄時の対応

機器の整備時及び廃棄時にフロン類の充填や回収が必要な場合は、「第一種フロン類充填回収業者」に依頼してください

### 8.1 機器の整備時の対応

管理者は、第一種特定製品の設置・保守・修繕等の整備時に、フロンの充填または回収が必要な場合は、「第一種特定製品整備者」を通して、フロンの充填・回収を「第一種フロン類充填回収業者」に依頼する必要があります。

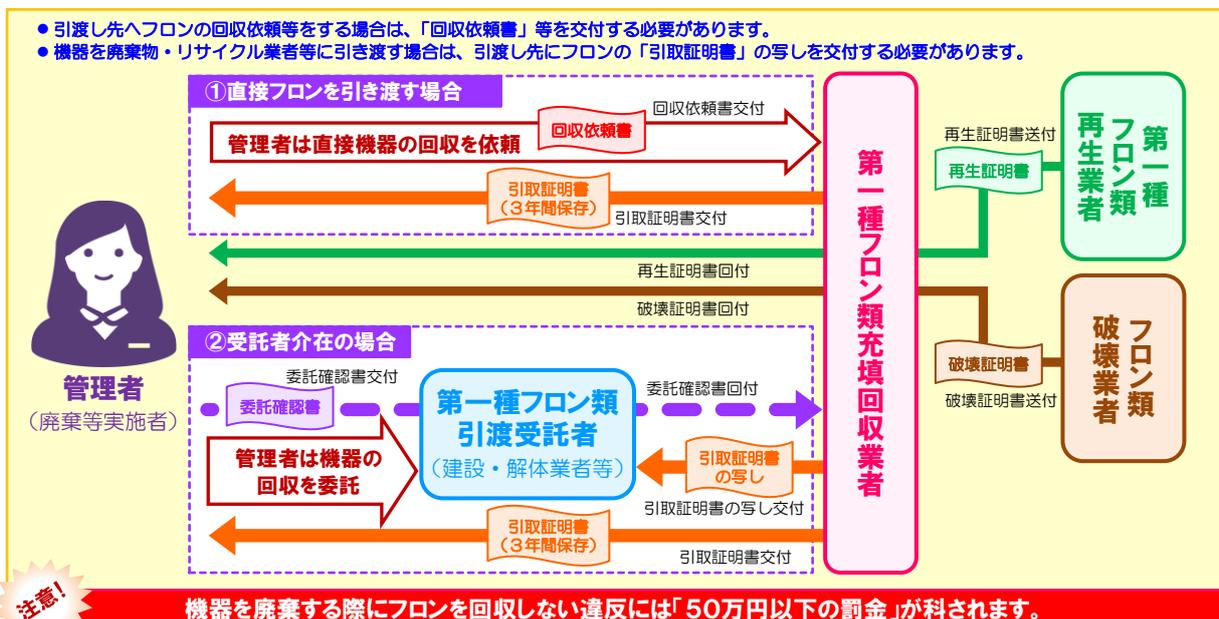
- フロンの充填または回収を委託した場合、「第一種フロン類充填回収業者」から「充填証明書」または「回収証明書」が交付されます。
- さらに回収したフロンが「第一種フロン類再生業者・破壊業者」に引き渡された場合は、「再生証明書」または「破壊証明書」が交付されます。



### 8.2 機器の廃棄時の対応

機器を廃棄する管理者は、機器にフロンが充填されていないことを確認した場合を除き、「第一種フロン類充填回収業者」にフロンを引き渡すか、「第一種フロン類引渡受託者（建物・解体業者等）」にフロンの引き渡しを委託する必要があります。

- 引渡し先へフロンの回収依頼等をする場合は、「回収依頼書」等を交付する必要があります。
- 機器を廃棄物・リサイクル業者等に引き渡す場合は、引渡し先にフロンの「引取証明書」の写しを交付する必要があります。



## 9 参考サイト

- ▶ 東京都環境局「フロン対策」

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/index.html>

🔍 東京都フロン対策

検索



- ▶ フロン排出抑制法「よく分かる！簡易点検」動画

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/kiki-seibi.html>



- ▶ 簡易点検記録簿見本（東京都例示）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/law/kiki-user.html>

- ▶ 環境省・経済産業省「フロン排出抑制法ポータルサイト」

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

※このマニュアル内の写真等は、一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 編集発行  
「業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の手引き  
(業務用エアコン編、冷凍冷蔵ショーケース業務用冷凍冷蔵庫編)」より出典

発行：令和3年3月

東京都環境局 環境改善部 環境保安課 フロン対策担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5388-3471（直通）

メールアドレス：furon@section.metro.tokyo.jp

# interpets

ASIA PACIFIC

## 第11回 インターペット

人とペットの豊かな暮らしフェア



詳しくはこちら



2022.  
3.31(木) - 4.3(日)  
10:00 - 17:00  
東京ビッグサイト  
東2・3・7・8ホール



人とペットの豊かな暮らしを提案する、  
日本最大級のペット産業見本市！  
「獣医療ゾーン」を拡大して400社以上の新製品が集結。

ペットにかかる費用が増加傾向にある昨今、「インターペット」でも健康食品、サプリ、高齢化グッズなどの出展が年々増えています。これからの売れ筋商品や最新情報のチェックに、是非「インターペット」を活用ください。



### 注目のプログラムご紹介！ 聴講無料

4月2日(土) 15:50-16:40

## 猫が30歳まで生きる日

講師 宮崎 徹 東京大学大学院医学系研究科・教授  
徳本一義 ヘリックス(株) 代表取締役社長 獣医師  
一般社団法人ペットフード協会  
新資格制度実行委員会 委員長



猫の宿命とも言える「腎臓病」。その治療に効果的なタンパク質「AIM」を発見した宮崎徹先生が、その効果や期待できることについて語ります。

3月31日(木) 12:30-13:20

## 第7回 インターペット アワード授賞式

ゲスト 丸山桂里奈 タレント、元サッカー日本女子代表



ペットとの素敵なライフスタイルを実現している著名人に贈られる賞。今年はタレントで元サッカー日本女子代表の丸山桂里奈さんが来場します。



### ピックアップ出展製品

株式会社コーチョー

#### ネオシーツセレブ

お客様の声から生まれた同社史上最高品質の新発売ペットシーツ。クエン酸による中和反応でストロング消臭を実現！



株式会社ディーエイチシー

#### 犬用 きびきび散歩 プレミアム

軟骨構成成分のコンドロイチンをはじめ、痛みに効く緑イ貝抽出物など、関節の健康を守る8つの厳選成分を配合。



合同会社wisham

#### いぬねこ専用手作りゼリーの素 Gelletta(ジュレッタ)

不足しがちな水分をおいしく補う「食べるお水」。冷やしてゼリー、温めてスープとして与えてもOK！低カロリー、低塩分です。



ROZAI BOTTLE

#### ROZAI BOTTLE (ロザイボトル)

飲料水を注ぐだけでサプリメントウォーターが手軽に作れるウォーターボトル！国産天然素材、添加物・アレルゲン性成分不使用。



## 協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

- ◎ 第22回JAPANDラッグストアショーオフィシャルサイトオープン(2021.10.11)
- 「万引き防止広報キャンペーン」実施による協力について(2022.2.7)
- 第10回健康(セルメ)川柳コンクール開催時期ならびに募集時期の変更について(2021.12.6)

## 事務局だより

- ・ ウイルスの変異  
多くの学者がこの変異のメカニズムに取り組んでいるのだとは思いますが、どういったものなのでしょう。変異、変異を繰り返していくとすると、この状況が終息することはないという結論になってしまいます。インフルエンザウイルスは新型コロナウイルスに負けた状態で、感染が拡大しないのでしょうか。ワクチン、治療経口薬の開発がいたちごっこにならないことを祈ります。
- ・ ワクチン3回目接種  
ワクチンの3回目接種が進んできています。接種券の届いた方も多いことと思います。2回目接種で副反応が出て、業務を休んだ方々には、打たないわけにはいかないものの、あまり進んで接種しようという気持ちにはならないのではないのでしょうか。1日で済めばいいが、2日に及んだらどうしよう。会議や面談の予定を見ながら、接種日を決めなければなりません。(自問自答です)
- ・ 検査キット不足  
新型コロナウイルス関連でもう一つは、検査キット不足です。感染の大爆発状態ですから、少なくなるのも当然ですが、無料検査を積極的に進めてきた調剤併設のドラッグストアは地方行政から感謝されていたものの、いまは、クレームに応じる日々と聞いています。検査したくても検査キットがないのですから。徐々にではありますが、検査キットは製造が進んでいると聞いています。せっかく、国の方針に応じて無料検査の拠点として頑張ってきたドラッグストアが疲弊しないようお願いしたいです。
- ・ 北京冬季オリンピック大会2022終了間際  
世界はオミクロン一色ですが、4日に北京を舞台に冬季オリンピックがスタートして、もう20日は終わります。夏季オリンピックは2008年。もう14年も前の事でした。時の流れを感じます。

発行日	2022年2月18日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
	一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="https://www.jacds.gr.jp">https://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>